

附錄三 日本民法成年監護制度條文(中文、日文對照表)

日本民法有關監護部分中譯條文

7	（後見開始の審判） 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。	（監護開始之審判） 對於因精神障礙，致其事理辨識能力經常性欠缺者，家庭裁判所得因本人、配偶、四親等內之親屬、未成年監護人、未成年監護監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人或檢察官之聲請，為監護開始之審判。
8	（成年被後見人及び成年後見人） 後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する。	（成年受監護人與成年監護人） 受監護開始之審判者，為成年受監護人，應為其置成年監護人。
9	（成年被後見人の法律行為） 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。	（成年受監護人之法律行為） 成年受監護人之法律行為，得撤銷之。但日常用品之購入或其他關於日常生活之行為，不在此限。
10	（後見開始の審判の取消し） 第七条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人（未成年後見人及び成年後見人をいう。以下同じ。）、後見監督人（未成年後見監督人及び成年後見監督人をいう。以下同じ。）又は検察官の請求により、後見開始の審判を取り消さなければならない。	（監護開始之審判之撤銷） 第7條所定原因消滅時，家庭裁判所應因本人、配偶、四親等內之親屬、監護人（指未成年監護人及成年監護人。以下同。）、監護監督人（指未成年監護監督人及成年監護監督人。以下同。）或檢察官之聲請，撤銷監護開始之審判。
11	（保佐開始の審判） 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第七条に規定する原因がある者については、この限りでない。	（保佐開始之審判） 對於因精神障礙，致其事理辨識能力顯有不足者，家庭裁判所得因本人、配偶、四親等內之親屬、監護人、監護監督人、補助人、補助監督人或檢察官之聲請，為保佐開始之審判。但對於有第7條所定原因者，不在此限。
12	（被保佐人及び保佐人） 保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とし、これに保佐人を付する。	（受保佐人及保佐人） 受保佐開始之審判者，為受保佐人，應為其置保佐人。

13	(保佐人の同意を要する行為等) I 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。 ① 元本を領収し、又は利用すること。 ② 借財又は保証をすること。 ③ 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。 ④ 訴訟行為をすること。 ⑤ 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。 ⑥ 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。 ⑦ 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。 ⑧ 新築、改築、増築又は大修繕をすること。 ⑨ 第六百二条に定める期間を超える賃貸借をすること。 ⑩ 前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第十七条第一項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。）の法定代理人としてすること。 II 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。 III 保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。 IV 保佐人の同意を得なければならない行為であつて、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。	(應經保佐人同意之行為) I 受保佐人為下列行為時、應經其保佐人同意。但第 9 條但書所定之行為，不在此限。 ① 原本之領回，或其利用。 ② 消費借貸、保證。 ③ 以不動產或其他重要財產之權利得喪為目的之行為。 ④ 訴訟行為。 ⑤ 贈與、和解、簽訂仲裁契約（指仲裁法第 2 條第 1 項所定之仲裁合意）。 ⑥ 繼承之承認或拋棄、遺產分割。 ⑦ 對於贈與之要約為拒絕、對於遺贈為拋棄、對於附負擔贈與之要約為承諾、對於附負擔遺贈為承認。 ⑧ 新建、改建、增建或重大修繕。 ⑨ 超過第 602 條所定期間之租賃。 ⑩ 以限制行為能力人（指未成年人、成年受監護人、受保佐人、受第 17 條第 1 項審判之受補助人）之法定代理人之身分，為前列各款行為。 II 家庭裁判所得因第 11 條本文所定之人、保佐人或保佐監督人之聲請，對於前項各款所列行為以外之行為，指定（原文：審判）應經其保佐人同意者。但第 9 條但書所定之行為，不在此限。 III 對於應經保佐人同意之行為，無損害受保佐人利益之虞，而保佐人仍不為同意時，家庭裁判所得因受保佐人之聲請，以許可代替保佐人之同意。
----	---	---

		IV應經保佐人同意之行為，而未經其同意或家庭裁判所之許可者，得撤銷之。
14	（保佐開始の審判等の取消し） I 第十一条本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判を取り消さなければならない。 II 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第二項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。	（保佐開始之審判之撤銷） I 第 11 條本文所定原因消滅時，家庭裁判所應因本人、配偶、四親等内之親屬、未成年監護人、未成年監護監督人、保佐人、保佐監督人或檢察官之聲請，撤銷保佐開始之審判。 II 家庭裁判所得因前項所定之人之聲請，撤銷前條第 2 項審判之全部或一部。
15	（補助開始の審判） I 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第七条又は第十一条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。 II 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。 III 補助開始の審判は、第十七条第一項の審判又は第八百七十六条の九第一項の審判とともにしなければならない。	（補助開始之審判） I 對於因精神障礙，致其事理辨識能力不足者，家庭裁判所得因本人、配偶、四親等内之親屬、監護人、監護監督人、保佐人、保佐監督人或檢察官之聲請，為補助開始之審判。但對於有第 7 條或第 11 條本文所定原因者，不在此限。 II 因本人以外之人之聲請，為補助開始之審判時，應經本人同意。 III 補助開始之審判，應與第 17 條第 1 項之審判，或第 876 條之 9 第 1 項之審判，同時為之。
16	（被補助人及び補助人） 補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、これに補助人を付する。	（受補助人及補助人） 受補助開始之審判者，為受補助人，應為其置補助人。
17	（補助人の同意を要する旨の審判等） I 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとするすることができる行為は、第十三条第一項に規定する行為の一部に限る。	（應經補助人同意之審判） I 家庭裁判所得因第 15 條第 1 項本文所定之人或補助人、補助監督人之聲請，指定（原文：審判）被補助人為特定法律行為時，應經其補助人同意。但因指

	II 本人以外の者の請求により前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。 III 補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。 IV 補助人の同意を得なければならない行為であつて、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。	定而應經同意之行為，限於第 13 條第 1 項所定之行為之一部。 II 因本人以外之人之聲請而為前項指定者，應經本人同意。 III 對於應經補助人同意之行為，無損害受補助人利益之虞，而補助人仍不為同意時，家庭裁判所得因受補助人之聲請，以許可代替補助人之同意。 IV 應經補助人同意之行為，而未經其同意或家庭裁判所之許可者，得撤銷之。
18	（補助開始の審判等の取消し） I 第十五条第一項本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判を取り消さなければならない。 II 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第一項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。 III 前条第一項の審判及び第八百七十六条の九第一項の審判をすべて取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなければならない。	（補助開始之審判之撤銷） I 第 15 條第 1 項本文所定原因消滅時，家庭裁判所應因本人、配偶、四親等內之親屬、未成年監護人、未成年監護監督人、補助人、補助監督人或檢察官之聲請，撤銷補助開始之審判。 II 家庭裁判所得因前項所定之人之聲請，撤銷前條第 1 項審判之全部或一部。 III 前條第 1 項之審判及第 876 條之 9 第 1 項之審判，經全部撤銷者，家庭裁判所應撤銷補助開始之審判。
19	（審判相互の關係） I 後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない。 II 前項の規定は、保佐開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被補助人であるとき、又は補助開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被保佐人であるときについて準用する。	（審判相互間之關係） I 家庭裁判所對於受保佐人或受補助人為監護開始之審判時，應撤銷其保佐開始或補助開始之審判。 II 前項規定，於對於成年受監護人或受補助人為保佐開始之審判時，或對於成年受監護人或受保佐人為補助開始之審判時，準用之。
20	（制限行為能力者の相手方の催告権）	（限制行為能力人之相對人之催告權）

	I 制限行為能力者の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者（行為能力の制限を受けない者をいう。以下同じ。）となった後、その者に対し、一箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。 II 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に対し、その権限内の行為について前項に規定する催告をした場合において、これらの者が同項の期間内に確答を発しないときも、同項後段と同様とする。 III 特別の方式を要する行為については、前二項の期間内にその方式を具備した旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。 IV 制限行為能力者の相手方は、被保佐人又は第十七条第一項の審判を受けた被補助人に対しては、第一項の期間内にその保佐人又は補助人の追認を得るべき旨の催告をすることができる。この場合において、その被保佐人又は被補助人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。	I 限制行為能力人之相對人，於限制行為能力人成為行為能力人後，得定一個月以上之期限，催告其於期限內，確答是否追認其所為得撤銷之法律行為。於此情形，行為能力人不於期限內確答者，視為追認其行為。 II 限制行為能力人之相對人，於限制行為能力人成為行為能力人前，對其法定代理人、保佐人或輔助人，就其權限內之行為為前項所定之催告者，此人不於同項期限內確答時，亦與同項後段同。 III 對於須具備特別方式之法律行為，不於前二項之期限內為方式已具備之通知時，視為撤銷其行為。 IV 限制行為能力人之相對人，得催告受保佐人或受第 17 條第 1 項審判之受補助人，於第 1 項之期限內應經其保佐人或補助人追認。於此情形，受保佐人或受補助人不於期限內為已經追認之通知時，視為撤銷其行為。
121	（取消しの効果） 取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。	（撤銷之效果） 法律行為經撤銷者，視為自始無效。
121-2	（原状回復の義務） I 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。 II 前項の規定にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること（給付を受けた後に前条の規定により初めから無効であったものとみなされた行為にあつては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるものであること）を知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。	（回復原状之義務） I 因無效法律行為之債務履行而受給付者，對相對人負回復原狀之義務。 II 因無效無償行為之債務履行而受給付者，其受給付時不知其行為無效（依前項規定視為自始無效之法律行為者，其受給付時不知其行為得撤銷）時，僅於現受

	Ⅲ第一項の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。行為の時に制限行為能力者であった者についても、同様とする。	利益之限度内、負返還之義務，不受前項規定之限制。 Ⅲ行為時無意思能力者，僅於現受利益之限度内，負返還之義務，不受第1項規定之限制。行為時為限制行為能力人者，亦同。
122	（取り消すことができる行為の追認） 取り消すことができる行為は、第二百十条に規定する者が追認したときは、以後、取り消すことができない。	（得撤銷法律行為之追認） 得撤銷之法律行為，經第120條所定之人追認後，不得撤銷之。
123	（取消し及び追認の方法） 取り消すことができる行為の相手方が確定している場合には、その取消し又は追認は、相手方に対する意思表示によってする。	（撤銷與追認之方法） 得撤銷之法律行為之相對人得確定者，其撤銷或追認，以意思表示向相對人為之。
124	（追認の要件） Ⅰ 取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った後にしなければ、その効力を生じない。 Ⅱ 次に掲げる場合には、前項の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にすることを要しない。 ① 法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をするとき。 ② 制限行為能力者（成年被後見人を除く。）が法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認をするとき。	（追認之要件） Ⅰ 得撤銷之法律行為之追認，不於撤銷原因消滅，且知其有撤銷權後為之者，不生效力。 Ⅱ 下列情形，其前項追認，無須於撤銷原因消滅後為之。 ① 法定代理人或限制行為能力人之保佐人或補助人為追認時。 ② 限制行為能力人（排除成年受監護人。）經其法定代理人、保佐人或補助人同意而為追認時。
125	（法定追認） 追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について次に掲げる事実があったときは、追認をしたものとみなす。ただし、異議をとどめたときは、この限りでない。 ① 全部又は一部の履行 ② 履行の請求 ③ 更改 ④ 担保の供 ⑤ 取り消すことができる行為によって取得した権利の全部又は一部の譲渡 ⑥ 強制執行	（法定追認） 得為追認時起，得撤銷之法律行為發生下列事實時，視為已為追認。但有異議時，不在此限。 ① 全部或一部履行 ② 履行之請求 ③ 債之更改 ④ 擔保之提出 ⑤ 因得撤銷之法律行為而取得之權利之全部或一部之讓渡 ⑥ 強制執行

126	（取消権の期間の制限） 取消権は、追認をすることができる時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。	（撤銷權之法定期間） 撤銷權，自得追認時起，5年間不行使而消滅。自行為時起，逾20年者，亦同。
602	（短期賃貸借） 処分の権限を有しない者が賃貸借をする場合には、次の各号に掲げる賃貸借は、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、当該各号に定める期間とする。 ① 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃貸借 十年 ② 前号に掲げる賃貸借以外の土地の賃貸借 五年 ③ 建物の賃貸借 三年 ④ 動産の賃貸借 六箇月	（短期租賃） 無處分權人為租賃者，下列各款之租賃，不得超過該當各款所定之期間。以契約定較長期間時，以該當各款所定期間為其期間。 ① 以樹木之植栽或採伐為目的之山林之租賃 10年 ② 前款租賃以外之土地之租賃 5年 ③ 建物之租賃 3年 ④ 動產之租賃 6個月
644	（受任者の注意義務） 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。	（受任人之注意義務） 受任人處理委任事務，應依委任之本旨，以善良管理人之注意為之。
654	（委任の終了後の処分） 委任が終了した場合において、急迫の事情があるときは、受任者又はその相続人若しくは法定代理人は、委任者又はその相続人若しくは法定代理人が委任事務を処理することができるに至るまで、必要な処分をしなければならない。	（委任關係消滅後之必要處分） 委任關係消滅者，如有急迫之情事時，受任人或其繼承人或其法定代理人，於委任人或其繼承人或其法定代理人能處理委任事務時為止，應為必要之處分。
655	（委任の終了の対抗要件） 委任の終了事由は、これを相手方に通知したとき、又は相手方がこれを知っていたときでなければ、これをもってその相手方に対抗することができない。	（委任關係消滅之對抗要件） 委任關係消滅之事由，非通知他方或他方知其事由者，不得對抗之。
820	（監護及び教育の権利義務） 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。	（照護及教養之權利義務） 行使親權之人，為子女之利益，負有照護（原文：監護）及教養（原文：教育）子女之權利與義務。
821	（子の人格の尊重等） 親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び	（子女人格之尊重等） 行使親權之人，為前條所定照護及教養時，應尊重子女之人格，

	発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。	同時考量其年齢及發育程度，且不得為體罰或其他有害於子女身心健全發展之言行。
822	（居所の指定） 子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。	（居所之指定） 子女，應定其居所於行使親權之人所指定之場所。
823	（職業の許可） I 子は、親権を行う者の許可を得なければ、職業を営むことができない。 II 親権を行う者は、第六条第二項の場合には、前項の許可を取り消し、又はこれを制限することができる。	（職業之許可） I 子女未經行使親權之人之許可，不得營業。 II 行使親權之人，於第6條第2項之情形，得撤銷前項許可或限制之。
824	（財産の管理及び代表） 親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない。	（財産之管理與代理） 行使親權之人，管理子女之財產，且就關於其財產之法律行為，代理其子女。但發生以其子女之行為為目的之債務者，應經本人同意。
826	（利益相反行為） I 親権を行う父又は母とその子との利益が相反する行為については、親権を行う者は、その子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない。 II 親権を行う者が数人の子に対して親権を行う場合において、その一人と他の子との利益が相反する行為については、親権を行う者は、その一方のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない。	（利益相反行為） I 行使親權之父或母與其子女為利益相反之行為時，行使親權之人，應聲請家事裁判所，為子女選任特別代理人。 II 行使親權之人同時對數名子女行使親權者，其中一人與其他子女為利益相反之行為時，行使親權之人，應聲請家事裁判所，為其一方選任特別代理人。
830	（第三者が無償で子に与えた財産の管理） I 無償で子に財産を与える第三者が、親権を行う父又は母にこれを管理させない意思表示したときは、その財産は、父又は母の管理に属しないものとする。 II 前項の財産につき父母が共に管理権を有しない場合において、第三者が管理者を指定しなかったときは、家庭裁判所は、子、その親族又は検察官の請求によって、その管理者を選任する。 III 第三者が管理者を指定したときであっても、その管理者の権限が消滅し、又はこれを改任する必要がある場合にお	（第三人無償給與子女之財產之管理） I 無償給與子女財產之第三人，為不讓行使親權之父或母管理之之意思表示時，該財產不由父或母管理。 II 前項財產，父母均無管理權者，第三人如未指定管理人時，家庭裁判所依子女、其親屬或檢察官之聲請，選任管理人。

	いて、第三者が更に管理者を指定しないときも、前項と同様とする。 Ⅳ第二十七条から第二十九条までの規定は、前二項の場合について準用する。	Ⅲ第三人有指定管理人時，其管理人之權限消滅，或有改任之必要者，第三人如未另行指定管理人時，亦與前項同。 Ⅳ第 27 條至第 29 條之規定，於前二項情形準用之。
832	（財産の管理について生じた親子間の債権の消滅時効） Ⅰ 親権を行った者とその子との間に財産の管理について生じた債権は、その管理権が消滅した時から五年間これを行使しないときは、時効によって消滅する。 Ⅱ 子がまだ成年に達しない間に管理権が消滅した場合において子に法定代理人がないときは、前項の期間は、その子が成年に達し、又は後任の法定代理人が就職した時から起算する。	（因財産管理所生親子間債権之消滅時効） Ⅰ 行使親権之人與其子女間因財産管理所生之債權，自其管理權消滅時起，5 年間不行使而消滅。 Ⅱ 管理權於子女成年前消滅者，子女無法定代理人時，前項期間，自子女成年或其法定代理人就職時起起算。
	第五章 後見 第一節 後見の開始	第五章 監護 第一節 監護之開始
838	後見は、次に掲げる場合に開始する。 ① 未成年者に対して親権を行う者がいないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないとき。 ② 後見開始の審判があったとき。	監護，於下列情形開始。 ① 未成人無行使親權之人時，或行使親權之人無管理權時。 ② 有監護開始之審判時。
	第二節 後見の機関 第一款 後見人	第二節 監護之機關 第一款 監護人
839	（未成年後見人の指定） Ⅰ 未成年者に対して最後に親権を行う者は、遺言で、未成年後見人を指定することができる。ただし、管理権を有しない者は、この限りでない。 Ⅱ 親権を行う父母の一方が管理権を有しないときは、他の一方は、前項の規定により未成年後見人の指定をすることができる。	（未成年監護人之指定） Ⅰ 最後對未成人行使親權之人，得以遺囑指定未成年監護人。但無管理權者，不在此限。 Ⅱ 行使親權之父母之一方無管理權者，他方得依前項規定，指定未成年監護人。
840	（未成年後見人の選任） Ⅰ 前条の規定により未成年後見人となるべき者がいないときは、家庭裁判所は、未成年被後見人又はその親族その他の利害関係人の請求によって、未成年後見人を選任する。未成年後見人が欠けたときも、同様とする。 Ⅱ 未成年後見人がある場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に規定する者若しくは未成年	（未成年監護人之選任） Ⅰ 依前條規定，無應為未成年監護人時，家庭裁判所依未成人或其親屬，或其他利害關係人之聲請，選任未成年監護人。未成年監護人缺位時，亦同。 Ⅱ 雖有未成年監護人，家庭裁判所認為有必要時，得依前項所定

	年後見人の請求により又は職権で、更に未成年後見人を選任することができる。 Ⅲ未成年後見人を選任するには、未成年被後見人の年齢、心身の状態並びに生活及び財産の状況、未成年後見人となる者の職業及び経歴並びに未成年被後見人との利害関係の有無（未成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と未成年被後見人との利害関係の有無）、未成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。	之人或未成年監護人之聲請或依職権、更為未成年監護人之選任。 Ⅲ選任未成年監護人時、應考量未成年人之年齡、身心狀態、生活及財産狀況、將為監護人之人之職業、經歷及其與未成年人間利害關係之有無（將為監護人之人為法人者、其事業之種類、內容、以及法人及其代表人與未成年人間利害關係之有無）、未成年人之意見及其他一切情事。
841	（父母による未成年後見人の選任の請求） 父若しくは母が親権若しくは管理権を辞し、又は父若しくは母について親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判があったことによって未成年後見人を選任する必要があるときは、その父又は母は、遅滞なく未成年後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。	（父母聲請選任未成年監護人） 父或母辭任親權或管理權、或受親權喪失、親權停止或管理權喪失之審判、因而有選任未成年監護人之必要時、該父或母應即聲請家庭裁判所為未成年監護人之選任。
842	削除	刪除
843	（成年後見人の選任） Ⅰ家庭裁判所は、後見開始の審判をするときは、職権で、成年後見人を選任する。 Ⅱ成年後見人が欠けたときは、家庭裁判所は、成年被後見人若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は職権で、成年後見人を選任する。 Ⅲ成年後見人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に規定する者若しくは成年後見人の請求により又は職権で、更に成年後見人を選任することができる。 Ⅳ成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。	（成年監護人之選任） Ⅰ家庭裁判所為監護開始之審判時、應依職權選任成年監護人。 Ⅱ成年監護人缺位時、家庭裁判所依成年受監護人或其親屬、或其他利害關係人之聲請或依職權、選任成年監護人。 Ⅲ成年監護人已選任者、家庭裁判所認為有必要時、得依前項所定之人或成年監護人之聲請或依職權、更為成年監護人之選任。 Ⅳ選任成年監護人時、應考量成年受監護人之身心狀態、生活及財産狀況、將為監護人之人之職業、經歷及其與成年受監護人間利害關係之有無（將為監護人之人為法人者、其事業之種類、內

		容，以及法人及其代表人與成年受監護人間利害關係之有無），成年受監護人之意見及其他一切情事。
844	（後見人の辞任） 後見人は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。	（監護人之辭任） 監護人有正當事由時，得經家庭裁判所之許可，辭任其職務。
845	（辞任した後見人による新たな後見人の選任の請求） 後見人がその任務を辞したことによって新たに後見人を選任する必要があるときは、その後見人は、遅滞なく新たな後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。	（辭任之監護人聲請另行選任監護人） 因監護人辭任其職務，而有另行選任監護人之必要時，該監護人應即向家庭裁判所聲請另行選任監護人。
846	（後見人の解任） 後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族若しくは検察官の請求により又は職権で、これを解任することができる。	（監護人之解任） 監護人有不正行為、顯著不當行為，或其他不適任於監護職務之事由時，家庭裁判所得依監護監督人、受監護人或其親屬、檢察官之聲請或依職權，解任之。
847	（後見人の欠格事由） 次に掲げる者は、後見人となることができない。 ① 未成年者 ② 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人 ③ 破産者 ④ 被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族 ⑤ 行方の知れない者	（監護人之消極資格） 下列之人，不得為監護人： ① 未成年者。 ② 經家庭裁判所免職之法定代理人、保佐人或補助人。 ③ 破産者。 ④ 對受監護人進行訴訟或曾為訴訟之人、其配偶或直系血親。 ⑤ 行蹤不明者。
	第二款 後見監督人	第二款 監護監督人
848	（未成年後見監督人の指定） 未成年後見人を指定することができる者は、遺言で、未成年後見監督人を指定することができる。	（未成年監護監督人之指定） 得指定未成年監護人者，得以遺囑指定未成年監護監督人。
849	（後見監督人の選任） 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被後見人、その親族若しくは後見人の請求により又は職権で、後見監督人を選任することができる。	（監護監督人之選任） 家庭裁判所認為有必要時，得依受監護人或其親屬，或監護人之聲請或依職權，選任監護監督人。

850	（後見監督人の欠格事由） 後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、後見監督人となることができない。	（監護監督人之消極資格） 監護人之配偶、直系血親及兄弟姉妹，不得為監護監督人。
851	（後見監督人の職務） 後見監督人の職務は、次のとおりとする。 ① 後見人の事務を監督すること。 ② 後見人が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家庭裁判所に請求すること。 ③ 急迫の事情がある場合に、必要な処分をすること。 ④ 後見人又はその代表する者と被後見人との利益が相反する行為について被後見人を代表すること。	（監護監督人之職務） 監護監督人之職務如下： ① 監督監護人之職務。 ② 監護人缺位時，應即聲請家庭裁判所選任之。 ③ 有急迫之情事時，為必要之處分。 ④ 監護人或其代表人與受監護人為利益相反之行為時，代理受監護人。
852	（委任及び後見人の規定の準用） 第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は後見監督人について、第八百四十条第三項及び第八百五十七条の二の規定は未成年後見監督人について、第八百四十三条第四項、第八百五十九条の二及び第八百五十九条の三の規定は成年後見監督人について準用する。	（委任及監護人規定之準用） 第 644 條、第 654 條、第 655 條、第 844 條、第 846 條、第 847 條、第 861 條第 2 項及第 862 條之規定，於監護監督人準用之；第 840 條第 3 項及第 857 條之 2 之規定，於未成年監護監督人準用之；第 843 條第 4 項、第 859 條之 2 及第 859 條之 3 之規定，於成年監護監督人準用之。
	第三節 後見の事務	第三節 監護之事務
853	（財産の調査及び目録の作成） I 後見人は、遅滞なく被後見人の財産の調査に着手し、一箇月以内に、その調査を終わり、かつ、その目録を作成しなければならない。ただし、この期間は、家庭裁判所において伸長することができる。 II 財産の調査及びその目録の作成は、後見監督人があるときは、その立会いをもつてしなければ、その効力を生じない。	（財産之調査及清冊之開具） I 監護人應即著手調查受監護人之財產，於一個月以內完成調查並開具清冊。但家庭裁判所得為期間之延長。 II 財產之調查及其清冊之開具，於有監護監督人時，未經其會同者，不生效力。
854	（財産の目録の作成前の権限） 後見人は、財産の目録の作成が終わるまでは、急迫の必要がある行為のみをする権限を有する。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。	（財産清冊開具前之權限） 監護人於財產清冊開具完成前，僅得為急迫之必要行為。但不得以其對抗善意第三人。
855	（後見人の被後見人に対する債権又は債務の申出義務）	（對受監護人有債權或債務時之監護人報明義務）

	I 後見人が、被後見人に対し、債権を有し、又は債務を負う場合において、後見監督人があるときは、財産の調査に着手する前に、これを後見監督人に申し出なければならない。 II 後見人が、被後見人に対し債権を有することを知ってこれを申し出ないときは、その債権を失う。	I 監護人對受監護人享有債權或負有債務者，於有監護監督人時，應於著手調查財產前，向其報明之。 II 監護人知其對受監護人享有債權而未報明時，其債權消滅。
856	（被後見人が包括財産を取得した場合についての準用） 前三条の規定は、後見人が就職した後被後見人が包括財産を取得した場合について準用する。	（受監護人取得概括財産時之準用） 前三條之規定，於監護人就職後，受監護人取得概括財產者，準用之。
857	（未成年被後見人の身上の監護に関する権利義務） 未成年後見人は、第八百二十条から第八百二十三条までに規定する事項について、親権を行う者との同一の権利義務を有する。ただし、親権を行う者が定めた教育の方法及び居所を変更し、営業を許可し、その許可を取り消し、又はこれを制限するには、未成年後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。	（關於未成年受監護人身上照護之權利義務） 未成年監護人就第 820 條至第 823 條所定之事項，與親權人有同一之權利義務。但變更親權人所定之教育方法或居所，允許營業、撤銷營業之允許或限制之者，於有未成年監護監督人時，應經其同意。
857-2	（未成年後見人が数人ある場合の権限の行使等） I 未成年後見人が数人あるときは、共同してその権限を行使する。 II 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、その一部の者について、財産に関する権限のみを行使すべきことを定めることができる。 III 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、財産に関する権限について、各未成年後見人が単独で又は数人の未成年後見人が事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。 IV 家庭裁判所は、職権で、前二項の規定による定めを取り消すことができる。 V 未成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。	（未成年監護人有數人時其權限之行使） I 未成年監護人有數人時，共同行使其權限。 II 未成年監護人有數人時，家庭裁判所得依職權，指定其中部分之人僅得行使有關財產之權限。 III 未成年監護人有數人時，家庭裁判所得依職權，就有關財產之權限，指定各未成年監護人單獨或數人分別執行職務。 IV 家庭裁判所得依職權，撤銷依前二項規定所為之指定。 V 未成年監護人有數人時，第三人之意思表示，向其一人為之為已足。
858	（成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮）	（成年受監護人意思之尊重及身上事項之考量）

	成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。	成年監護人於執行有關成年受監護人之生活、療養看護及財産管理之職務時，應尊重成年受監護人之意思，並考量其身心狀態與生活狀況。
859	（財産の管理及び代表） I 後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。 II 第八百二十四条ただし書の規定は、前項の場合について準用する。	（財産管理及代理） I 監護人管理受監護人之財産，並就關於其財産之法律行為，代理受監護人。 II 第 824 條但書之規定，於前項情形準用之。
859-2	（成年後見人が数人ある場合の権限の行使等） I 成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、数人の成年後見人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。 II 家庭裁判所は、職権で、前項の規定による定めを取り消すことができる。 III 成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。	（成年監護人有數人時其權限之行使） I 成年監護人有數人時，家庭裁判所得依職權，指定數人共同或分別執行職務。 II 家庭裁判所得依職權，撤銷依前項規定所為之指定。 III 成年監護人有數人時，第三人之意思表示，向其一人為之為已足。
859-3	（成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可） 成年後見人は、成年被後見人に代わって、その居住の用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。	（關於成年受監護人之居住用不動産之處分之許可） 成年監護人代成年受監護人，就供其居住之建築物或其基地，為出售、出租、終止租賃、設定抵押權或其他準此之處分時，應經家庭裁判所許可。
860	（利益相反行為） 第八百二十六条の規定は、後見人について準用する。ただし、後見監督人がある場合は、この限りでない。	（利益相反行為） 第 826 條之規定，於監護人準用之。但有監護監督人者，不在此限。
860-2	（成年後見人による郵便物等の管理） I 家庭裁判所は、成年後見人がその事務を行うに当たって必要があると認めるときは、成年後見人の請求により、信書の送達の事業を行う者に対し、期間を定めて、成年被後見人に宛てた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規	（成年監護人就郵件等之管理） I 家庭裁判所認為成年監護人於執行職務有必要時，得依成年監護人之聲請，對於從事書信送達之事業者，就以成年受監護人為收件人之郵件或依關於民間業者書信送

	定する信書便物（次条において「郵便物等」という。）を成年後見人に配達すべき旨を囑託することができる。 Ⅱ前項に規定する囑託の期間は、六箇月を超えることができない。 Ⅲ家庭裁判所は、第一項の規定による審判があつた後事情に変更を生じたときは、成年被後見人、成年後見人若しくは成年後見監督人の請求により又は職権で、同項に規定する囑託を取り消し、又は変更することができる。ただし、その変更の審判においては、同項の規定による審判において定められた期間を伸長することができない。 Ⅳ成年後見人の任務が終了したときは、家庭裁判所は、第一項に規定する囑託を取り消さなければならない。	達法第 2 條第 3 項所定之書信郵件，定一定期間，囑託其應運送至成年監護人。 Ⅱ前項所定之囑託期間，不得超過 6 個月。 Ⅲ家庭裁判所依第 1 項之規定審判後，有情事變更時，得依成年受監護人、成年監護人或成年監護監督人之聲請或依職權，撤銷或變更依同項規定所為之囑託。但該變更之審判，不得延長依同項規定審判所定之期間。 Ⅳ成年監護人之職務結束時，家庭裁判所應撤銷依第 1 項規定所為之囑託。
860-3	Ⅰ成年後見人は、成年被後見人に宛てた郵便物等を受け取ったときは、これを開いて見ることができる。 Ⅱ成年後見人は、その受け取った前項の郵便物等で成年後見人の事務に関しないものは、速やかに成年被後見人に交付しなければならない。 Ⅲ成年被後見人は、成年後見人に対し、成年後見人が受け取った第一項の郵便物等（前項の規定により成年被後見人に交付されたものを除く。）の閲覧を求めることができる。	Ⅰ成年監護人受領以成年受監護人爲收件人之郵件等時，得開視之。 Ⅱ成年監護人所受領之前項郵件等與其職務無關者，應盡速交付與成年受監護人。 Ⅲ成年受監護人對於成年監護人，得請求閱覽其所受領之第 1 項郵件等（依前項規定已交付與成年受監護人者除外）。
861	（支出金額の予定及び後見の事務の費用） Ⅰ後見人は、その就職の初めにおいて、被後見人の生活、教育又は療養看護及び財産の管理のために毎年支出すべき金額を予定しなければならない。 Ⅱ後見人が後見の事務を行うために必要な費用は、被後見人の財産の中から支弁する。	（支出金額之預定與監護職務之費用） Ⅰ監護人於就職之初，應就受監護人之生活、教育或療養看護、財産管理，預定毎年應支出之金額。 Ⅱ監護人因執行監護職務所需之必要費用，由受監護人之財産負擔。
862	（後見人の報酬） 家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によつて、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる。	（監護人之報酬） 家庭裁判所得按監護人及受監護人之資力及其他情事，自受監護人之財産，給付監護人相當之報酬。

863	（後見の事務の監督） I 後見監督人又は家庭裁判所は、いつでも、後見人に対し後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は後見の事務若しくは被後見人の財産の状況を調査することができる。 II 家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は職権で、被後見人の財産の管理その他後見の事務について必要な処分を命ずることができる。	（監護職務之監督） I 監護監督人或家庭裁判所得隨時請求監護人提出監護事務之報告或財産清冊，或檢查監護事務或受監護人之財産狀況。 II 家庭裁判所得依監護監督人、受監護人或其親屬，或其他利害關係人之請求或依職權，就受監護人之財産管理或其他監護事務，命為必要之處分。
864	（後見監督人の同意を要する行為） 後見人が、被後見人に代わって営業若しくは第十三条第一項各号に掲げる行為をし、又は未成年被後見人がこれをするに同意するには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。ただし、同項第一号に掲げる元本の領収については、この限りでない。	（應經監護監督人同意之行為） 監護人代受監護人為營業或第 13 條第 1 項各款所列之行為，或同意未成年受監護人為之者，於有監護監督人時，應經其同意。但同項第 1 款所列原本之領回，不在此限。
865	I 後見人が、前条の規定に違反してし又は同意を与えた行為は、被後見人又は後見人が取り消すことができる。この場合においては、第二十条の規定を準用する。 II 前項の規定は、第二百二十一条から第二百二十六条までの規定の適用を妨げない。	I 監護人違反前條規定所為之行為或予以同意之行為，受監護人或監護人得撤銷之。於此情形，準用第 20 條之規定。 II 前項規定，不妨礙第 121 條至第 126 條規定之適用。
866	（被後見人の財産等の譲受けの取消し） I 後見人が被後見人の財産又は被後見人に対する第三者の権利を譲り受けたときは、被後見人は、これを取り消すことができる。この場合においては、第二十条の規定を準用する。 II 前項の規定は、第二百二十一条から第二百二十六条までの規定の適用を妨げない。	（受讓受監護人財産等之撤銷） I 監護人受讓受監護人之財産或第三人對受監護人之權利時，受監護人得撤銷之。於此情形，準用第 20 條之規定。 II 前項規定，不妨礙第 121 條至第 126 條規定之適用。
867	（未成年被後見人に代わる親権の行使） I 未成年後見人は、未成年被後見人に代わって親権を行う。 II 第八百五十三条から第八百五十七条まで及び第八百六十一条から前条までの規定は、前項の場合について準用する。	（代未成年受監護人行使親權） I 未成年監護人代未成年受監護人行使親權。 II 第 853 條至第 857 條及第 861 條至前條之規定，於前項情形準用之。
868	（財産に関する権限のみを有する未成年後見人）	（僅有財産權限之未成年監護人）

	親権を行う者が管理権を有しない場合には、未成年後見人は、財産に関する権限のみを有する。	行使親權之人無管理權者，未成年監護人僅有關於財產之權限。
869	（委任及び親権の規定の準用） 第六百四十四条及び第八百三十条の規定は、後見について準用する。	（委任及親權規定之準用） 第 644 條及第 830 條之規定，於監護準用之。
	第四節 後見の終了	第四節 監護之結束
870	（後見の計算） 後見人の任務が終了したときは、後見人又はその相続人は、二箇月以内にその管理の計算（以下「後見の計算」という。）をしなければならない。ただし、この期間は、家庭裁判所において伸長することができる。	（監護之結算） 監護人之職務結束時，監護人或其繼承人，應於 2 個月內就其管理進行結算（以下稱為「監護之結算」）。但該期間得由家庭裁判所延長之。
871	後見の計算は、後見監督人があるときは、その立会いをもってしなければならない。	監護之結算，於有監護監督人時，應於其會同下進行。
872	（未成年被後見人と未成年後見人等との間の契約等の取消し） Ⅰ 未成年被後見人が成年に達した後後見の計算の終了前に、その者と未成年後見人又はその相続人との間でした契約は、その者が取り消すことができる。その者が未成年後見人又はその相続人に対してした単独行為も、同様とする。 Ⅱ 第二十条及び第二百一十一条から第二百二十六条までの規定は、前項の場合について準用する。	（未成年受監護人と未成年監護人間之契約等之撤銷） Ⅰ 未成年受監護人於成年後，監護結算完成前，與未成年監護人或其繼承人間訂立之契約，受監護人得撤銷之。其對未成年監護人或其繼承人所為之單獨行為，亦同。 Ⅱ 第 20 條及第 121 條至第 126 條之規定，於前項情形準用之。
873	（返還金に対する利息の支払等） Ⅰ 後見人が被後見人に返還すべき金額及び被後見人が後見人に返還すべき金額には、後見の計算が終了した時から、利息を付さなければならない。 Ⅱ 後見人は、自己のために被後見人の金銭を消費したときは、その消費の時から、これに利息を付さなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。	（對於返還金之利息支付等） Ⅰ 監護人應返還與受監護人之金額及受監護人應返還與監護人之金額，應自監護結算完成時起，附加利息。 Ⅱ 監護人為自己而消費受監護人之金錢時，應自其消費時起，附加利息；如有損害，應負賠償之責。
873-2	（成年被後見人の死亡後の成年後見人の権限） 成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかなときを除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、次に掲げる行為をすることができ	（成年受監護人死亡後成年監護人之權限） 成年受監護人死亡者，除顯然反於其繼承人之意思者外，至繼承人得管理繼承財產為止，成年監護人於必要時，得為下列行為。但為第 3

	る。ただし、第三号に掲げる行為をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。 ① 相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為 ② 相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済 ③ その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為（前二号に掲げる行為を除く。）	款所列之行為，應經家庭裁判所許可。 ① 為保存屬於繼承財產之特定財產所必要之行為。 ② 屬於繼承財產之債務（以清償期屆至者為限）之清償。 ③ 關於其遺體火葬或埋葬之契約之締結，或其他保存繼承財產所必要之行為（前二款所列之行為除外）。
874	（委任の規定の準用） 第六百五十四条及び第六百五十五条の規定は、後見について準用する。	（委任規定之準用） 第 654 條及第 655 條之規定，於監護準用之。
875	（後見に関して生じた債権の消滅時効） I 第八百三十二条の規定は、後見人又は後見監督人と被後見人との間において後見に関して生じた債権の消滅時効について準用する。 II 前項の消滅時効は、第八百七十二条の規定により法律行為を取り消した場合には、その取消しの時から起算する。	（關於監護所生債權之消滅時效） I 第 832 條之規定，於監護人或監護監督人與受監護人間就監護所生債權之消滅時效，準用之。 II 前項消滅時效，於依第 872 條之規定撤銷法律行為者，自其撤銷時起算。
	第六章 保佐及び補助 第一節 保佐	第六章 保佐與補助 第一節 保佐
876	（保佐の開始） 保佐は、保佐開始の審判によって開始する。	（保佐之開始） 保佐，因保佐開始之審判而開始。
876-2	（保佐人及び臨時保佐人の選任等） I 家庭裁判所は、保佐開始の審判をするときは、職権で、保佐人を選任する。 II 第八百四十三条第二項から第四項まで及び第八百四十四条から第八百四十七条までの規定は、保佐人について準用する。 III 保佐人又はその代表する者と被保佐人との利益が相反する行為については、保佐人は、臨時保佐人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。ただし、保佐監督人がある場合は、この限りでない。	（保佐人及臨時保佐人之選任） I 家庭裁判所為保佐開始之審判時，依職權選任保佐人。 II 第 843 條第 2 項至第 4 項及第 844 條至第 847 條之規定，於保佐人準用之。 III 保佐人或其代表人與受保佐人為利益相反之行為時，保佐人應聲請家庭裁判所選任臨時保佐人。但有保佐監督人者，不在此限。
876-3	（保佐監督人）	（保佐監督人）

	I 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被保佐人、その親族若しくは保佐人の請求により又は職権で、保佐監督人を選任することができる。 II 第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十三条第四項、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百五十条、第八百五十一条、第八百五十九条の二、第八百五十九条の三、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は、保佐監督人について準用する。この場合において、第八百五十一条第四号中「被後見人を代表する」とあるのは、「被保佐人を代表し、又は被保佐人がこれをするに同意する」と読み替えるものとする。	I 家庭裁判所認爲必要時，得依受保佐人或其親屬或保佐人之聲請或依職權，選任保佐監督人。 II 第 644 條、第 654 條、第 655 條、第 843 條第 4 項、第 844 條、第 846 條、第 847 條、第 850 條、第 851 條、第 859 條之 2、第 859 條之 3、第 861 條第 2 項及第 862 條之規定，於保佐監督人準用之。於此情形，第 851 條第 4 款中「代理受監護人」讀解為「代理受保佐人或同意受保佐人為之」。
876-4	（保佐人に代理権を付与する旨の審判） I 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。 II 本人以外の者の請求によって前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。 III 家庭裁判所は、第一項に規定する者の請求によって、同項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。	（賦予保佐人代理權之審判） I 家庭裁判所得因第 11 條本文所定之人、保佐人或保佐監督人之聲請，為受保佐人，就特定法律行為為賦予保佐人代理權之審判。 II 因本人以外之人之聲請而為前項審判時，應經本人同意。 III 家庭裁判所得因第 1 項所定之人之聲請，撤銷同項審判之全部或一部。
876-5	（保佐の事務及び保佐人の任務の終了等） I 保佐人は、保佐の事務を行うに当たっては、被保佐人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。 II 第六百四十四条、第八百五十九条の二、第八百五十九条の三、第八百六十一条第二項、第八百六十二条及び第八百六十三条の規定は保佐の事務について、第八百二十四条ただし書の規定は保佐人が前条第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人を代表する場合について準用する。 III 第六百五十四条、第六百五十五条、第八百七十条、第八百七十一条及び第八百七十三条の規定は保佐人の任務が終了した場合について、第八百三十二条の規定は保佐人又は保佐監督人と被保佐人との間において保佐に関して生じた債権について準用する。	（保佐職務與保佐人職務結束等） I 保佐人執行保佐職務時，應尊重受保佐人之意思，且應考量其身心狀態與生活狀況。 II 第 644 條、第 859 條之 2、第 859 條之 3、第 861 條第 2 項、第 862 條及第 863 條之規定，於保佐職務準用之；第 824 條但書之規定，於保佐人基於前條第 1 項賦予代理權之審判而代理受保佐人者，準用之。 III 第 654 條、第 655 條、第 870 條、第 871 條及第 873 條之規定，於保佐人之職務結束者，準用之；第 832 條之規定，就保佐人或

		保佐監督人與受保佐人間就保佐所生債權，準用之。
	第二節 補助	第二節 補助
876-6	(補助の開始) 補助は、補助開始の審判によって開始する。	(補助之開始) 補助，因補助開始之審判而開始。
876-7	(補助人及び臨時補助人の選任等) Ⅰ 家庭裁判所は、補助開始の審判をするときは、職権で、補助人を選任する。 Ⅱ 第八百四十三条第二項から第四項まで及び第八百四十四条から第八百四十七条までの規定は、補助人について準用する。 Ⅲ 補助人又はその代表する者と被補助人との利益が相反する行為については、補助人は、臨時補助人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。ただし、補助監督人がある場合は、この限りでない。	(補助人及臨時補助人之選任等) Ⅰ 家庭裁判所為補助開始之審判時，依職権選任補助人。 Ⅱ 第 843 條第 2 項至第 4 項及第 844 條至第 847 條之規定，於補助人準用之。 Ⅲ 補助人或其代表人與受補助人為利益相反之行為時，補助人應聲請家庭裁判所選任臨時補助人。但有補助監督人者，不在此限。
876-8	(補助監督人) Ⅰ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被補助人、その親族若しくは補助人の請求により又は職権で、補助監督人を選任することができる。 Ⅱ 第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十三条第四項、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百五十条、第八百五十一条、第八百五十九条の二、第八百五十九条の三、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は、補助監督人について準用する。この場合において、第八百五十一条第四号中「被後見人を代表する」とあるのは、「被補助人を代表し、又は被補助人がこれをするに同意する」と読み替えるものとする。	(補助監督人) Ⅰ 家庭裁判所認為必要時，得依受補助人或其親屬或補助人之聲請或依職権，選任補助監督人。 Ⅱ 第 644 條、第 654 條、第 655 條、第 843 條第 4 項、第 844 條、第 846 條、第 847 條、第 850 條、第 851 條、第 859 條之 2、第 859 條之 3、第 861 條第 2 項及第 862 條之規定，於補助監督人準用之。於此情形，第 851 條第 4 款中「代理受監護人」讀解為「代理受補助人或同意受補助人為之」。
876-9	(補助人に代理権を付与する旨の審判) Ⅰ 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求によって、被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。 Ⅱ 第八百七十六条の四第二項及び第三項の規定は、前項の審判について準用する。	(賦予補助人代理權之審判) Ⅰ 家庭裁判所得因第 15 條第 1 項本文所定之人、補助人或補助監督人之聲請，為受補助人，就特定法律行為為賦予補助人代理權之審判。 Ⅱ 第 876 條之 4 第 2 項及第 3 項之規定，於前項審判準用之。

876-10	(補助の事務及び補助人の任務の終了等) Ⅰ 第六百四十四条、第八百五十九条の二、第八百五十九条の三、第八百六十一条第二項、第八百六十二条、第八百六十三条及び第八百七十六条の五第一項の規定は補助の事務について、第八百二十四条ただし書の規定は補助人が前条第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被補助人を代表する場合について準用する。 Ⅱ 第六百五十四条、第六百五十五条、第八百七十条、第八百七十一条及び第八百七十三条の規定は補助人の任務が終了した場合について、第八百三十二条の規定は補助人又は補助監督人と被補助人との間において補助に関して生じた債権について準用する。	(補助職務與補助人職務結束等) Ⅰ 第 644 條、第 859 條之 2、第 859 條之 3、第 861 條第 2 項、第 862 條、第 863 條及第 876 條之 5 第 1 項之規定，於補助職務準用之；第 824 條但書之規定，於補助人基於前條第 1 項賦予代理權之審判而代理受補助人者，準用之。 Ⅱ 第 654 條、第 655 條、第 870 條、第 871 條及第 873 條之規定，於補助人之職務結束者，準用之；第 832 條之規定，就補助人或補助監督人與受補助人間就補助所生債權，準用之。
--------	---	--

關於意定監護契約之法律

輔仁大學法律學系黃淨愉副教授翻譯

	任意後見契約に関する法律	關於意定監護契約之法律
1	（趣旨） この法律は、任意後見契約の方式、効力等に関し特別の定めをするとともに、任意後見人に対する監督に関し必要な事項を定めるものとする。	（宗旨） 本法特別規定意定監護契約之方式、効力等，並同時規定監督意定監護人之必要事項。
2	（定義） この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 ① 任意後見契約 委任者が、受任者に対し、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約であつて、第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の定めのあるものをいう。 ② 本人 任意後見契約の委任者をいう。 ③ 任意後見受任者 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任される前における任意後見契約の受任者をいう。 ④ 任意後見人 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の受任者をいう。	（定義） 本法中，下列各款所列用語之意義，依該當各款所定者。 ① 意定監護契約：指委任人全部或一部委託受任人，於其因精神障害致事理辨識能力不足時，處理其生活、療養看護及財産管理之相關事務，並就委託事務賦予代理權之委任契約；依第4條第1項之規定，意定監護監督人被選任時起，發生效力為宗旨之契約。 ② 本人：指意定監護契約之委任人。 ③ 意定監護受任人：指依第4條第1項之規定，意定監護監督人被選任前之意定監護契約之受任人。 ④ 意定監護人：指依第4條第1項之規定，意定監護監督人被選任後之意定監護契約之受任人。
3	（任意後見契約の方式） 任意後見契約は、法務省令で定める様式の公正証書によってしなければならない。	（意定監護契約之方式） 意定監護契約，應依法務省令所定様式之公證書作成之。
4	（任意後見監督人の選任） I 任意後見契約が登記されている場合において、精神上の障害により本人の事理を弁識する能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者の請求により、任意後見監督人を選任する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 ① 本人が未成年者であるとき。 ② 本人が成年被後見人、被保佐人又は被補助人である場合において、当該本人に係る後見、保佐	（意定監護監督人之選任） I 意定監護契約經登記者，本人因精神障害致事理辨識能力不足時，家庭裁判所依本人、配偶、四親等内之親屬或意定監護受任人之聲請，選任意定監護監督人。但下列情形，不在此限。 ① 本人為未成年人時。 ② 本人為成年受監護人、受保佐人或受補助人者，為本人之利益，認為有繼續該當監護、保佐或補助之特

	又は補助を継続することが本人の利益のため特に必要であると認めるとき。 ③ 任意後見受任者が次に掲げる者であるとき。 イ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百四十七条各号（第四号を除く。）に掲げる者 ロ 本人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族 ハ 不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある者 Ⅱ 前項の規定により任意後見監督人を選任する場合において、本人が成年被後見人、被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、当該本人に係る後見開始、保佐開始又は補助開始の審判（以下「後見開始の審判等」と総称する。）を取り消さなければならない。 Ⅲ 第一項の規定により本人以外の者の請求により任意後見監督人を選任するには、あらかじめ本人の同意がなければならない。ただし、本人がその意思を表示することができないときは、この限りでない。 Ⅳ 任意後見監督人が欠けた場合には、家庭裁判所は、本人、その親族若しくは任意後見人の請求により、又は職権で、任意後見監督人を選任する。 Ⅴ 任意後見監督人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者の請求により、又は職権で、更に任意後見監督人を選任することができる。	別必要時。 ③ 意定監護受任人が下列之人時。 1 民法第 847 條各款（第 4 款除外）所列之人。 2 對本人進行訴訟或曾為訴訟之人、其配偶或直系血親。 3 有不正行為、顯著不當行為、或有其他不適任於意定監護職務之事由之人 Ⅱ 依前項規定選任意定監護監督人者，本人為成年受監護人、受保佐人或受補助人時，家庭裁判所應撤銷其監護開始、保佐開始或補助開始之審判（以下總稱為「監護開始之審判等」）。 Ⅲ 依第 1 項之規定依本人以外之人之聲請選任意定監護監督人時，應先經本人同意。但本人不能為意思表示時，不在此限。 Ⅳ 意定監護監督人缺位時，家庭裁判所依本人或其親屬或意定監護人之聲請或依職權，選任意定監護監督人。 Ⅴ 意定監護監督人已選任者，家庭裁判所認為有必要時，得依前項所列之人之聲請或依職權，更為意定監護監督人之選任。
5	（任意後見監督人の欠格事由） 任意後見受任者又は任意後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、任意後見監督人となることができない。	（意定監護監督人之消極資格） 意定監護受任人或意定監護人之配偶、直系血親或兄弟姊妹，不得為意定監護監督人。
6	（本人の意思の尊重等） 任意後見人は、第二条第一号に規定する委託に係る事務（以下「任意後見人の事務」という。）を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。	（本人意思之尊重等） 意定監護人於執行有關第 2 條第 1 款所定委託事務（以下稱為「意定監護人之職務」）時，應尊重本人之意思，並考量其身心狀態與生活狀況。
7	（任意後見監督人の職務等） Ⅰ 任意後見監督人の職務は、次のとおりとする。	（意定監護監督人之職務等） Ⅰ 意定監護監督人之職務如下：

	① 任意後見人の事務を監督すること。 ② 任意後見人の事務に関し、家庭裁判所に定期的に報告をすること。 ③ 急迫の事情がある場合に、任意後見人の代理権の範囲内において、必要な処分をすること。 ④ 任意後見人又はその代表する者と本人との利益が相反する行為について本人を代表すること。 Ⅱ 任意後見監督人は、いつでも、任意後見人に対し任意後見人の事務の報告を求め、又は任意後見人の事務若しくは本人の財産の状況を調査することができる。 Ⅲ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、任意後見監督人に対し、任意後見人の事務に関する報告を求め、任意後見人の事務若しくは本人の財産の状況の調査を命じ、その他任意後見監督人の職務について必要な処分を命ずることができる。 Ⅳ 民法第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十三条第四項、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百五十九条の二、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は、任意後見監督人について準用する。	① 監督監護人之職務。 ② 定期向家庭裁判所報告意定監護人之職務 ③ 有急迫之情事時，在意定監護人之代理權範圍內，為必要之處分。 ④ 意定監護人或其代表人與本人為利益相反之行為時，代理本人。 Ⅱ 意定監護監督人得隨時請求意定監護人提出監護事務之報告，或檢查監護事務或本人之財產狀況。 Ⅲ 家庭裁判所認為必要時，得請求意定監護監督人提出監護事務之報告，命其檢查監護事務或本人之財產狀況，或命其為其他關於意定監護監督人之職務之必要處分。 Ⅳ 民法第 644 條、第 654 條、第 655 條、第 843 條第 4 項、第 844 條、第 846 條、第 847 條、第 859 條之 2、第 861 條第 2 項及第 862 條之規定，於意定監護監督人準用之。
8	（任意後見人の解任） 任意後見人に不正な行為、著しい不行跡その他その任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、任意後見監督人、本人、その親族又は検察官の請求により、任意後見人を解任することができる。	（監護人之解任） 意定監護人有不正行為、顯著不當行為，或其他不適任於監護職務之事由時，家庭裁判所得依意定監護監督人、本人或其親屬、檢察官之聲請，解任之。
9	（任意後見契約の解除） Ⅰ 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任される前においては、本人又は任意後見受任者は、いつでも、公証人の認証を受けた書面によって、任意後見契約を解除することができる。 Ⅱ 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後においては、本人又は任意後見人は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、任意後見契約を解除することができる。	（意定監護契約之解除） Ⅰ 依第 4 条第 1 項之規定選任意定監護監督人前，本人或意定監護受任人得隨時以經公證人認證之書面，解除意定監護契約。 Ⅱ 依第 4 条第 1 項之規定選任意定監護監督人後，本人或意定監護人有正當理由者，得經法院許可解除意定監護契約。
10	（後見、保佐及び補助との関係）	（與監護、保佐及補助之關係）

	I 任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、後見開始の審判等を行うことができる。 II 前項の場合における後見開始の審判等の請求は、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人も行うことができる。 III 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後において本人が後見開始の審判等を受けたときは、任意後見契約は終了する。	I 意定監護契約經登記者，家庭裁判所認為為本人之利益有特別必要時，始得為監護開始之審判等。 II 於前項情形，意定監護受任人、意定監護人或意定監護監督人，亦得聲請監護開始之審判等。 III 依第 4 條第 1 項之規定選任意定監護監督人後，本人受監護開始之審判等時，意定監護契約終止。
11	（任意後見人の代理権の消滅の対抗要件） 任意後見人の代理権の消滅は、登記をしなければ、善意の第三者に対抗することができない。	（意定監護人代理権消滅之對抗要件） 意定監護人之代理權之消滅，非經登記，不得對抗善意第三人。

いざという時のために
知って安心



せい ねん こう けん せい ど
成年後見制度

せい ねん こう けん とう き せい ど
成年後見登記制度



ほう む しょう じん きょく
法務省民事局

自分のためにみんなの安心 成年後見制度

Q1

成年後見制度とは、どんな制度ですか？



A 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあっておそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。



保護と支援

成年後見制度

法定後見制度

後見

保佐

補助

任意後見制度

Q2

法定後見制度と任意後見制度にはどのような違いがありますか？



A 法定後見制度では、家庭裁判所が個々の事案に応じて成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、その権限も基本的に法律で定められているのに対し、任意後見制度では、本人が任意後見人となる方やその権限を自分で決めることができるという違いがあります。そのほかの主な違いは、次の表のとおりです。

	ほう てい こう けん せい ど 法定後見制度	にん い こう けん せい ど 任意後見制度
せい ど がい よう 制度の概要	ほん にん はん だん のう りょく ふ じゅう ぶん 本人の判断能力が不十分になった あと か てい さい ばん しょ せん にん 後に、家庭裁判所によって選任さ せい ねん こう けん にん どう ほん にん ほう りつ てき れた成年後見人等が本人を法律的 し えん せい ど に支援する制度 ほん にん はん だん のう りょく おう こう (本人の判断能力に応じて、「後 けん ほ さ ほ じょ せい ど 見」、「保佐」、「補助」の3つの制度 がある。)	ほん にん じゅう ぶん はん だん のう りょく ゆう とし 本人が十分な判断能力を有する時 に、あらかじめ、任意後見人とな かた しょうらい かた い にん し お る方や将来その方に委任する事務 ほん にん せい かつ りょう よう かん こ およ ざい さん かん (本人の生活、療養看護及び財産管 り かん し む ない よう さだ 理に関する事務)の内容を定めてお き、本人の判断能力が不十分になっ あと にん い こう けん にん た後に、任意後見人がこれらの事 む ほん にん か おこな せい ど 務を本人に代わって行う制度
もうし たて て つづ き 申立手続	か てい さい ばん しょ こう けん どう かい し もうし た 家庭裁判所に後見等の開始の申立 てをを行う必要	① ほん にん にん い こう けん にん かた あい だ 本人と任意後見人となる方との間 で、本人の生活、療養看護及び財 さん かん り かん し む にん い 産管理に関する事務について任意 こう けん にん だい り けん あた ない よう けい 後見人に代理権を与える内容の契 やく にん い こう けん けい やく てい けつ 約(任意後見契約)を締結 → この契約は、公正証書により締結することが 必要 ② ほん にん はん だん のう りょく ふ じゅう ぶん 本人の判断能力が不十分になっ たあとに、家庭裁判所に対し、任 い こう けん かん とく にん せん にん もうし た 意後見監督人の選任の申立て
もうし た 申立てをすることが できる方	ほん にん はい ぐう しゃ よん しん どう ない しん ぞく 本人、配偶者、四親等内の親族、 けん さつ かん し ちょう そん ちょう 検察官、市町村長など	ほん にん はい ぐう しゃ よん しん どう ない しん ぞく 本人、配偶者、四親等内の親族、 にん い こう けん にん かた ちゅう 任意後見人となる方(注1)
せい ねん こう けん にん どう 成年後見人等、 任意後見人の権限	せい ど おう いっ てい はん い ない だい 制度に応じて、一定の範囲内で代 り ほん にん てい けつ けい やく 理したり、本人が締結した契約を と け 取り消すことができる。	にん い こう けん けい やく さだ はん い ない だい 任意後見契約で定めた範囲内で代 り ほん にん てい 理することができるが、本人が締 けつ けい やく と け 結した契約を取り消すことはでき ない。
こう けん かん とく にん どう ちゅう 後見監督人等(注2) の選任	ひつ よう おう か てい さい ばん しょ ほん だん 必要に応じて家庭裁判所の判断で 選任	ぜん けん せん にん 全件で選任

(注1) ほん にん い がい かた もうし た にん い こう けん かん とく にん せん にん しん ばん ほん にん どう い ひつ よう ほん にん
本人以外の方の申立てにより任意後見監督人の選任の審判をするには、本人の同意が必要です。ただし、本人が
い し りょう じ ひつ よう
意思を表示することができないときは必要ありません。

(注2) ちゅう せい ねん せい ど
後見監督人等＝任意後見制度における任意後見監督人
ほう てい こう けん せい ど こう けん かん とく にん ほ さ かん とく にん ほ じょ かん とく にん
法定後見制度における後見監督人、保佐監督人、補助監督人



法定後見制度とは、どんな制度ですか？



A 本人の判断能力の程度に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度が用意されています。「後見」、「保佐」、「補助」の主な違いは、次の表のとおりです。

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など(注3)		
成年後見人等の同意が必要な行為	(注4)	民法13条1項所定の行為(注5)(注6)(注7)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部)(注3)(注5)(注7)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為(注4)	同上(注5)(注6)(注7)	同上(注5)(注7)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注3)	同左(注3)

(注3) 本人以外の方の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注4) 成年被後見人が契約等の法律行為(日常生活に関する行為を除きます。)をした場合には、仮に成年後見人の同意があつたとしても、後で取り消すことができます。

(注5) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注6) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

(注7) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

法定後見制度の事例

後見開始事例



- ① 本人の状況：統合失調症
- ② 申立人：叔母
- ③ 成年後見人：司法書士

本人は2年前に統合失調症を発症し、半年前から幻覚や妄想等の症状が悪化したため、入院しています。本人の家族構成は母一人子一人であったところ、その母が2か月前に死亡しました。唯一の親族である叔母は、引き続き本人が生活に必要な医療や福祉サービスを受けられるようにしたり、本人が亡母から相続した自宅の登記手続や自動車の処分等を行えるようにしたりするため、後見開始の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について後見が開始されました。そして、叔母は遠方に居住していることから成年後見人になることは困難であり、後見事務として、不動産の登記手続等が想定されたことから、司法書士が成年後見人に選任されました。

本人は、退院後は住み慣れた自宅で引き続き生活をしたいという意向を有していたため、成年後見人は、その意向を尊重し、自宅は売却せずに、維持費のかかる自動車だけを売却することにしました。

保佐開始事例



- ① 本人の状況：中程度の認知症の症状
- ② 申立人：長男
- ③ 保佐人：申立人

本人は1年前に夫を亡くしてから一人暮らしをしていました。以前から物忘れが見られましたが、最近症状が進み、買物の際に1万円札を出したか5千円札を出したか、わからなくなることが多くなり、日常生活に支障が出てきたため、長男家族と同居することになりました。本人は、住んでいた自宅が老朽化していることもあり、この際自宅の土地、建物を売りたいと長男に相談しました。そこで、長男は、保佐開始の審判の申立てをし、併せて土地、建物を売却することについて代理権付与の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について保佐が開始され、長男が保佐人に選任されました。長男は、家庭裁判所から居住用不動産の処分についての許可の審判を受け、本人の自宅を売却する手続を進めることができました。

補助開始事例



- ① 本人の状況：軽度の認知症の症状
- ② 申立人：長男
- ③ 補助人：申立人

本人は、最近お米を研がずに炊いてしまうなど、家事の失敗がみられるようになり、また、貸金業者からの借金を繰り返すようになりました。困った長男が家庭裁判所に申立てをし、併せて本人が他人からお金を借りたり、他人の借金の保証人となることについて同意権付与の審判の申立てをしました。

家庭裁判所の審理を経て、本人について補助が開始され、長男が補助人に選任されて同意権が与えられました。その結果、本人が長男に断りなく貸金業者から借金をしたような場合には、長男がその契約を取り消すことができるようになりました。

q4

成年後見人等には、どのような人が選ばれるのでしょうか？



A

成年後見人等は、本人のためにどのような保護・支援が必要などの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家や市民後見人その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人が選ばれる場合があります。成年後見人等を複数選ぶことも可能です。また、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

なお、後見開始等の審判を申し立てた人において特定の人が成年後見人等に選ばれることを希望していた場合であっても、家庭裁判所が希望どおりの人を成年後見人等に選任するとは限りません。希望に沿わない人が成年後見人等に選任された場合であっても、そのことを理由に後見開始等の審判に対して不服申立てをすることはできませんので、ご注意ください。

q5

成年後見人等の役割は何ですか？



A

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。具体的には、本人の不動産や預貯金などの財産を管理したり、本人の希望や体の状態、生活の様子等を考慮して、必要な福祉サービスや医療が受けられるよう、介護契約の締結や医療費の支払などを行います。もっとも、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

また、成年後見人等はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。



本人

保護・支援

成年後見人等



Q6

成年後見の申立てをする方がいない場合は、
どうすればよいのでしょうか？



A 身寄りがないなどの理由で、申立てをする方がいない認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者の方の保護・支援を図るため、市町村長等に法定後見（後見・保佐・補助）の開始の審判の申立権が与えられています。

Q7

成年後見制度や保佐制度を利用した場合には、資格などの
制限はありますか？



A これまで、各種の法律において、成年後見制度又は保佐制度を利用することにより、医師、税理士等の資格や公務員等の地位を失うなど、本人の権利を制限する規定が定められていましたが、令和元年に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」等が成立し、上記権利を制限する規定は削除されました。今後は、各資格・職種・営業許可等に必要能力の有無については、個別に判断されることになります（注8）。

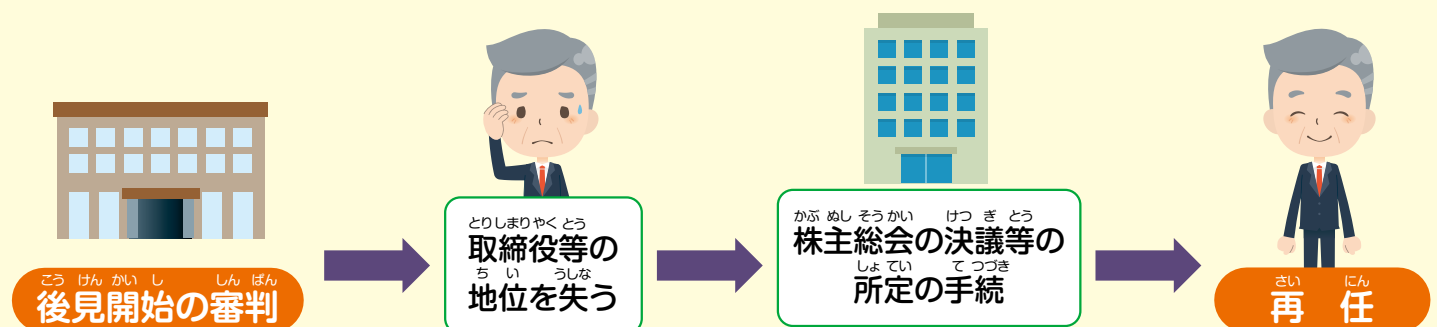
（注8）ただし、株式会社の取締役等については、Q8のとおりです。

Q8

株式会社の取締役をしていますが、
後見開始の審判を受けた後も、
取締役を続けられるのでしょうか？



A 令和元年に「会社法の一部を改正する法律」等が成立し、成年被後見人及び被保佐人も株式会社の取締役役に就任できることとなりました。もっとも、取締役等は、その資質や能力等を踏まえて株主総会で選任されるため、取締役等への就任後に判断能力が低下して後見開始の審判を受けた場合には、一旦はその地位を失うこととされており、再び取締役等に就任するためには、改めて株主総会の決議等の所定の手続を経る必要があります。



Q9

任意後見制度とは、どんな制度ですか？

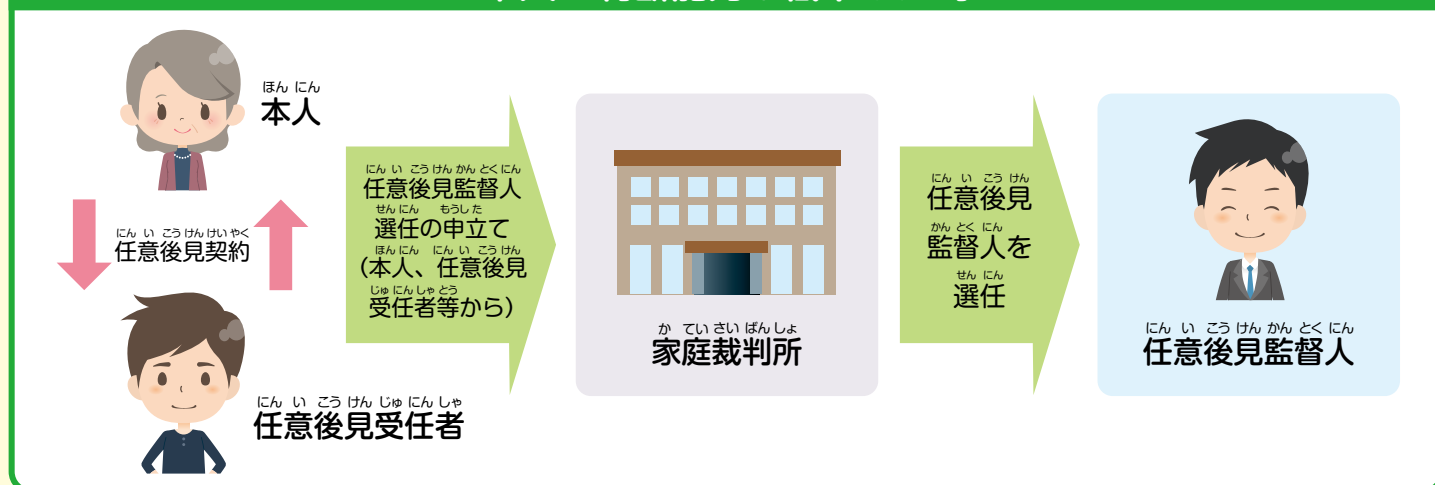


A 本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度です。

本人が十分な判断能力を有する時



本人の判断能力が低下した時



任意後見の開始



Q10

任意後見人はいつから委任された事務を始めるのですか？



A 任意後見契約は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から効力が生じます。任意後見人は、この時から、任意後見契約で委任された事務を本人に代わって行います。

なお、任意後見人となる方は、本人の判断能力が低下した場合には、速やかに任意後見監督人の選任の申立てをすることが求められます。

Q11

任意後見監督人の役割は何ですか？



A 任意後見監督人の役割は、任意後見人が任意後見契約の内容どおり、適正に仕事をしているかを、任意後見人から財産目録などを提出させるなどして監督することです。また、本人と任意後見人の利益が相反する法律行為を行うときに、任意後見監督人が本人を代理します。任意後見監督人はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

Q12

任意後見監督人にはどのような人が選ばれるのでしょうか？



A 任意後見監督人は、家庭裁判所によって選任されますが、その役割等から、本人の親族等ではなく、第三者（弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職や法律、福祉に関わる法人など）が選ばれることが多くなっています。なお、任意後見人となる方や、その近い親族（任意後見人となる方の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹）等は任意後見監督人にはなれません。

任意後見監督人 選任事例



- ① 本人の状況：脳梗塞による認知症の症状
- ② 任意後見人：長女
- ③ 任意後見監督人：弁護士

本人は、記憶力や体力に衰えを感じ始めたことなどから、将来に備えて、できる限り自宅で生活を続けたといった生活に関する希望などを伝えた上で、長女との間で任意後見契約を結びました。その数か月後、本人は脳梗塞で倒れ、左半身が麻痺するとともに、認知症の症状も現れました。そのため、任意後見契約の相手方である長女が任意後見監督人選任の審判を申し立て、家庭裁判所の審理を経て、弁護士が任意後見監督人に選任されました。

長女は、任意後見人として、事前に把握していた本人の意向を尊重し、本人が在宅で福祉サービスを受けられるようにしました。

Q13

法定後見制度を利用したいのですが、
法定後見開始の審判の申立てに必要な
費用はどのくらいかかるのでしょうか？



A		後 見	保 佐	補 助
	申立手数料 (収入印紙)	800円	800円 (注9)	800円 (注10)
	登記手数料 (収入印紙) ※	2,600円	2,600円	2,600円
	その他 (注11) (注12)	連絡用の郵便切手 (注13)、鑑定料 (注14)		

※当分の間、登記印紙も使用することができます。

(注9) 保佐人に代理権を付与する審判又は保佐人の同意を得ることを要する行為を追加する審判の申立てをするには、申立てごとに別途、収入印紙800円が必要になります。

(注10) 補助開始の審判をするには、補助人に同意権又は代理権を付与する審判を同時にしなければなりませんが、これらの申立てそれぞれにつき収入印紙800円が必要になります。

(注11) 申立てをするには、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類が必要です。これらを入力するための費用も別途かかります(申立てに必要な書類については、申立てをされる家庭裁判所にご確認ください)。

(注12) 資力が乏しい方については、日本司法支援センター(愛称「法テラス」)が行う民事法律扶助による援助(申立て代理人費用の立替えなど)を受けることができる場合があります。詳しくは法テラスの相談窓口(コールセンター 0570-078374)へお電話ください。
また、法定後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市町村もあります。詳しくは各市町村の窓口へお問い合わせください。

(注13) 申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。

(注14) 後見と保佐では、必要なときには、本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために、医師による鑑定を行いますので、鑑定料が必要になります。鑑定料は個々の事案によって異なりますが、ほとんどの場合、10万円以下となっています。

法定後見制度の利用開始後に、成年後見人等から請求があった場合には、家庭裁判所の判断により、報酬の支払が必要となります。

Q14

任意後見契約公正証書を作成するために 必要な費用はどのくらいかかるのでしょうか？

A	公正証書作成の基本手数料	11,000円
	登記嘱託手数料	1,400円
	法務局に納付する印紙代	2,600円
	その他	本人らに交付する正本等の証書代、登記嘱託書郵送用の切手代など

上記費用とは別に、任意後見監督人選任の申立て費用が必要となります。

契約の内容によっては、任意後見人に対する報酬の支払が必要となります。

また、任意後見監督人から請求があった場合には、家庭裁判所の判断により、報酬の支払が必要となります。

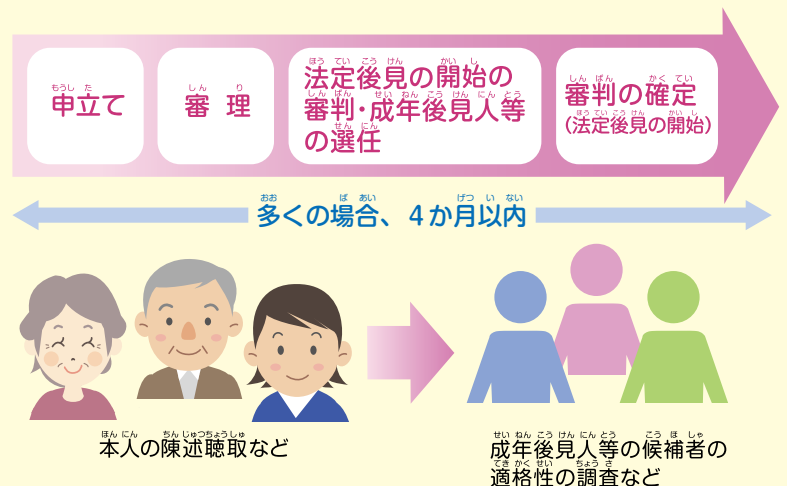
Q15

法定後見制度を利用したいのですが、申立てから 開始までどれくらいの期間がかかるのでしょうか？

A

審理期間については、個々の事案により異なり、一概には言えませんが、多くの場合、申立てから法定後見の開始までの期間は、4か月以内となっています。鑑定手続や成年後見人等の候補者の適格性の調査、本人の陳述聴取などのために、一定の審理期間を要することになります。

法定後見の開始までの手続の流れの概略



Q16

法定後見が開始した後で、制度の利用をやめることはできますか？

A

成年後見制度は判断能力が不十分な本人の権利を保護するための制度ですので、本人の判断能力が回復したと認められる場合でない限り、制度の利用を途中でやめることはできません。



自分のためにみんなの安心 成年後見登記制度

Q17

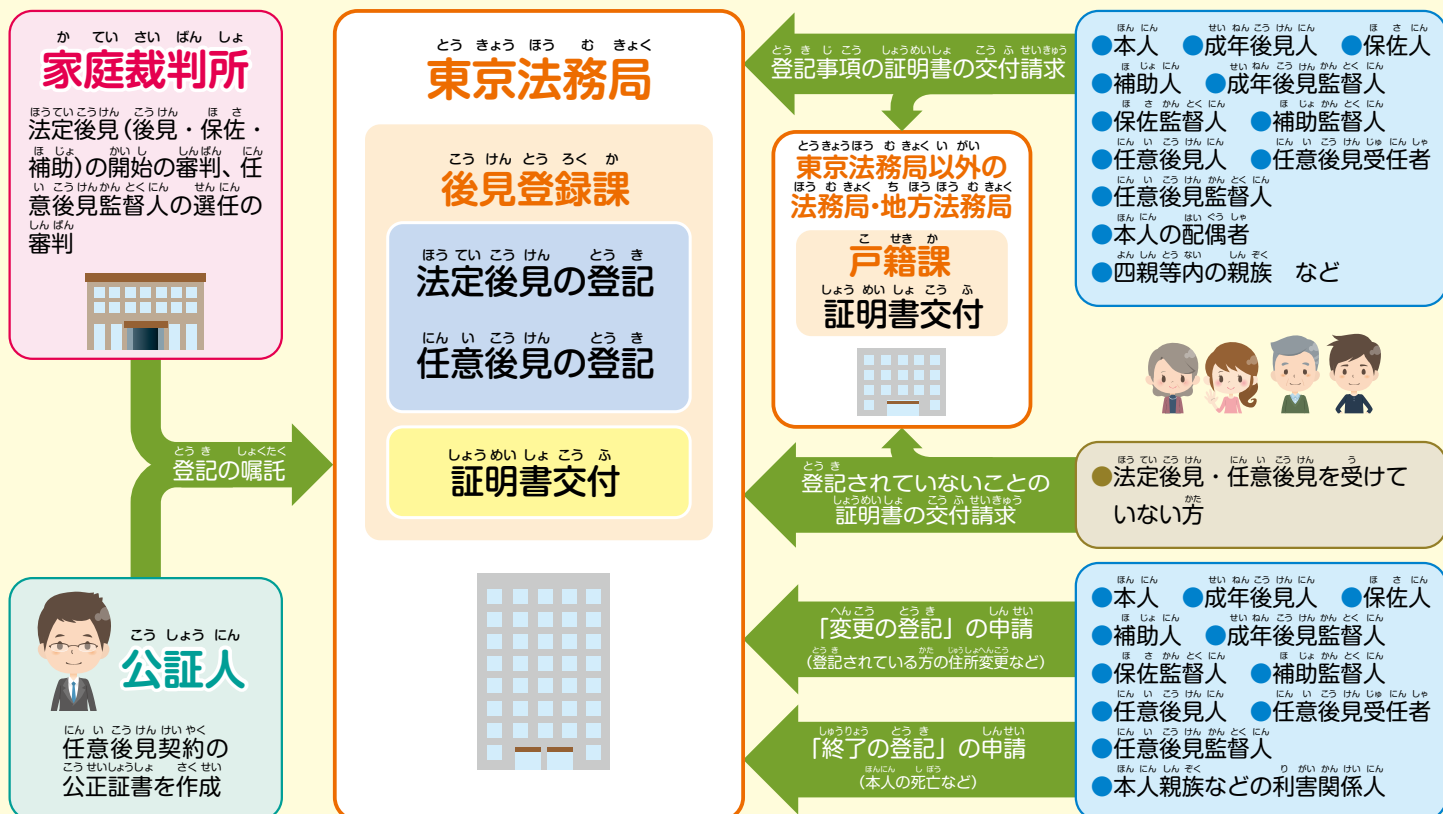
成年後見登記制度とはどんな制度ですか？



A 成年後見登記制度は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などを登記官がコンピュータ・システムを用いて登記し、また、登記官が登記事項を証明した登記事項証明書（登記事項の証明書・登記されていないことの証明書）を交付することによって登記情報を開示する制度です。



成年後見登記制度のイメージ

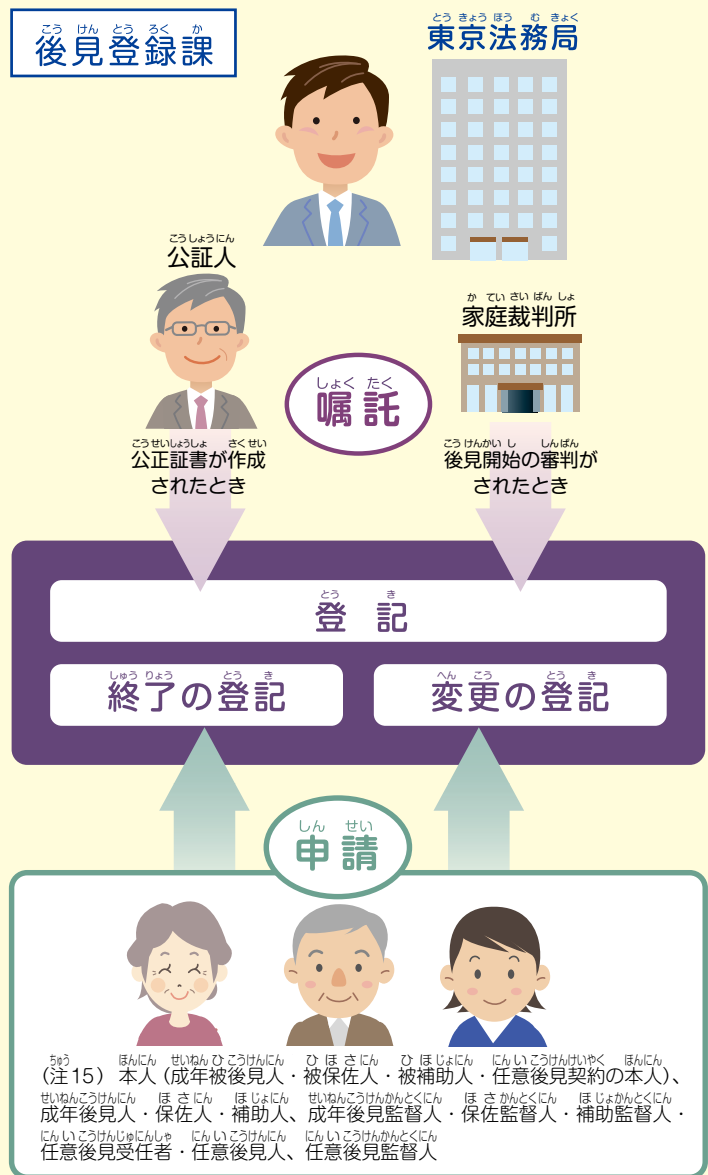


Q18 登記はどのように されるのですか？

A 東京法務局の後見登録課で、全国の成年後見登記事務を行っています。

後見開始の審判がされたときや、任意後見契約の公正証書が作成されたときなどに、家庭裁判所又は公証人からの嘱託によって登記されます。また、登記されている本人・成年後見人など(注15)は、登記後の住所変更などにより登記内容に変更が生じたときは「変更の登記」を、本人の死亡などにより法定後見又は任意後見が終了したときは「終了の登記」を、申請する必要があります。この「変更の登記」、「終了の登記」の申請は、本人の親族などの利害関係人も行うことができます。

登記の申請は、書留郵便で行うことができます。



Q19 どのようなときに、登記事項の証明書・登記されていないことの証明書を利用することができますか？

A たとえば、成年後見人が、本人に代わって財産の売買・介護サービス提供契約などを締結するときに、取引相手に対し登記事項の証明書を提示することによって、その権限などを確認してもらうという利用方法が考えられます。また、成年後見(法定後見・任意後見)を受けていない方は、自己が登記されていないことの証明書の交付を受けることができます。



どのように登記事項の証明書・登記されていないことの証明書の交付請求をするのですか？

A 証明書の交付請求をする場合には、請求者の住所、氏名、生年月日及び資格（本人との関係）などを記載した申請書に、所定の額（手数料）の収入印紙（注16）を貼り、必要な添付書面（注17）を添えて請求（注18）してください。請求は、返信用封筒（あて名を書いて、切手を貼ったもの）を同封して郵送で行うこともできます。なお、証明書を交付する際には、免許証・マイナンバーカード（注19）・保険証（注20）など本人確認のための資料の提示・提供をお願いしております。郵送で請求される場合には、コピーしたものを同封いただきますようご協力願います。

窓口での証明書の交付は、東京法務局民事行政部後見登録課及び東京法務局以外の各法務局・地方法務局戸籍課で行っています。

(注16) 登記事項の証明書 1通につき550円
登記されていないことの証明書 1通につき300円

※ 当分の間、登記印紙も使用することができます。

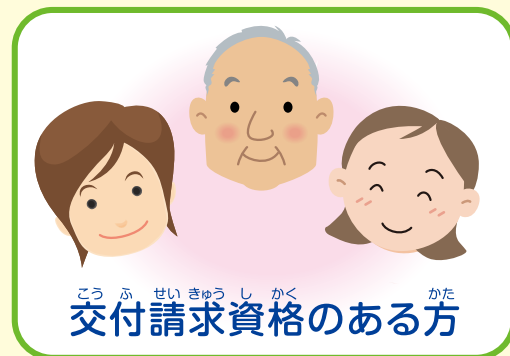
(注17) 本人の配偶者又は四親等内の親族が証明書の交付請求をする場合には、親族関係を証する書面として作成後3か月以内の戸籍謄抄本や住民票等を添付する必要があります。

また、本人から委任を受けた代理人が、本人に代わって証明書の請求をすることもできますが、その場合には、委任状を添付することが必要となります。詳しくは法務局・地方法務局にお問い合わせください。

(注18) 登記事項の証明書について、特別の請求がない限り、住所等の変更前の登記事項は記載されません。

(注19) 表面（氏名・住所・生年月日等が記載されている面）のみをコピーしてください。

(注20) 表面（氏名・生年月日等が記載されている面）のみをコピーし、保険者番号及び被保険者記号・番号部分を油性マジックで塗りつぶすなどしてマスキングしてください。



窓口

郵送



請求先窓口

東京法務局民事行政部後見登録課

(東京法務局以外の) 法務局・地方法務局戸籍課

郵送での請求先

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

TEL. 03-5213-1234(代表) 03-5213-1360(ダイヤルイン)

証明書の申請書用紙は、最寄りの法務局・地方法務局（最終ページの電話番号一覧を参照してください。）又は法務省のホームページの成年後見制度のページ（<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>）からお取り寄せください。



Q21

オンラインによる登記の申請や証明書の 交付請求をすることはできますか？



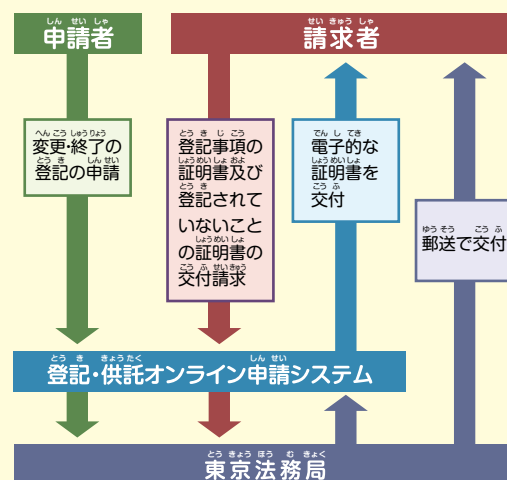
A

変更及び終了の登記の申請や登記事項の証明書及び
登記されていないことの証明書の交付請求は、自宅や
オフィスからインターネットにより登記・供託オンライン申請
システムを利用して行うこともできます(注21)(注22)。

(注21) オンライン申請を行うには、認証機関から発行される電子証明
書を取得する必要があり、利用できる認証機関は法務省ホーム
ページに掲載されています。

(注22) 手数料の額、手数料の納付方法、その他オンライン申請の利用
方法については、法務省ホームページ上の「オンライン申請」の
ページをご覧ください。

オンライン申請のイメージ



Q22

オンラインで証明書を請求するときの 手数料はどのようになりますか？



A

証明書の交付請求をオンラインにより行う場合には、電子データによって交付される「電子的
な証明書」を求める方法と、従来どおりの紙の証明書の交付（郵送に限ります。）を求める方法
とがあります。

それぞれの場合について、次のとおりの額の手数料を電子的に納付しなければなりません。

詳しくは、法務省ホームページ内の「オンライン申請」のページをご覧ください。

手数料	オンラインによる請求		窓口・郵送による請求
証明書の種類	紙の証明書	電子的な証明書	紙の証明書
登記事項の証明書	380円	320円	550円
登記されていないことの証明書	300円	240円	300円

Q23

誰が登記事項の証明書・登記されていない ことの証明書の交付を請求できますか？



A

証明書の交付請求ができる方は、取引の安全の保護と本人のプライバシー保護との調和を図る
観点から、登記されている本人、配偶者・四親等内の親族、成年後見人など一定の方に限定
されています。なお、取引相手であることを理由に、請求することはできません。

成年後見制度についてわからないことがありましたら、下記までお問い合わせください。

成年後見制度について

- 法務省民事局参事官室
TEL: 03-3580-4111 (代表)
- 法テラス (日本司法支援センター)
TEL: 0570-078374 (コールセンター)
- 各市町村の地域包括支援センター
(障害者の相談窓口は各市町村)
- 全国の弁護士会
- 全国の司法書士会
(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート)
- 日本社会福祉士会及び各地の「権利擁護・成年後見センターぱあとなあ」
- 全国の社会福祉協議会

成年後見登記制度について

- 法務省民事局民事第一課
TEL: 03-3580-4111 (代表)

登記の申請、証明書の請求などの手続について

- 東京法務局民事行政部後見登録課
東京都千代田区九段南1-15 九段第2合同庁舎
TEL: 03-5213-1234 (代表)、03-5213-1360 (ダイヤルイン)

任意後見契約について

- 日本公証人連合会 TEL: 03-3502-8050
- 全国の公証役場

成年後見制度を利用するための申立ての手続や必要書類、費用などについて

- 全国の家裁裁判所

登記事項証明書及び登記されていないことの証明書の交付請求、申請用紙などについて

東京法務局	03-5213-1360	名古屋法務局	052-952-8072	宮崎地方法務局	0985-22-5250
横浜地方法務局	045-641-7976	津地方法務局	059-228-4192	那覇地方法務局	098-854-7953
さいたま地方法務局	048-851-1000	岐阜地方法務局	058-245-3225	仙台法務局	022-225-5734
千葉地方法務局	043-302-1316	福井地方法務局	0776-22-5090	福島地方法務局	024-534-1933
水戸地方法務局	029-227-9911	金沢地方法務局	076-292-7829	山形地方法務局	023-625-1321
宇都宮地方法務局	028-623-0921	富山地方法務局	076-441-0550	盛岡地方法務局	019-624-1141
前橋地方法務局	027-221-4466	広島法務局	082-228-5765	秋田地方法務局	018-862-1129
静岡地方法務局	054-254-3555	山口地方法務局	083-922-2295	青森地方法務局	017-776-6231
甲府地方法務局	055-252-7176	岡山地方法務局	086-224-5659	札幌法務局	011-709-2311
長野地方法務局	026-235-6611	鳥取地方法務局	0857-22-2260	函館地方法務局	0138-23-9526
新潟地方法務局	025-222-1561	松江地方法務局	0852-32-4230	旭川地方法務局	0166-38-1165
大阪法務局	06-6942-9459	福岡法務局	092-721-9334	釧路地方法務局	0154-31-5015
京都地方法務局	075-231-0199	佐賀地方法務局	0952-26-2185	高松法務局	087-821-6191
神戸地方法務局	078-392-1821	長崎地方法務局	095-820-5953	徳島地方法務局	088-622-4171
奈良地方法務局	0742-23-5534	大分地方法務局	097-532-3347	高知地方法務局	088-822-3331
大津地方法務局	077-522-4692	熊本地方法務局	096-364-2145	松山地方法務局	089-932-0888
和歌山地方法務局	073-422-5131	鹿児島地方法務局	099-219-2100		

成年後見制度の詳細については、法務省のホームページの成年後見制度のページ (<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>) をご覧ください。



成年後見關係事件の概況

—令和5年1月～12月—

最高裁判所事務總局家庭局

本資料は、令和5年1月から12月までの1年間における、全国の家庭裁判所の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の処理状況について、その概況を取りまとめたものである。

以下の数値は、いずれも当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。また、各項目別割合は、原則として、小数点以下第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

なお、前年以前の数値について、所要の訂正を行うことがあるため、過去の概況において掲載した数値と一致しない場合がある。

令和6年3月

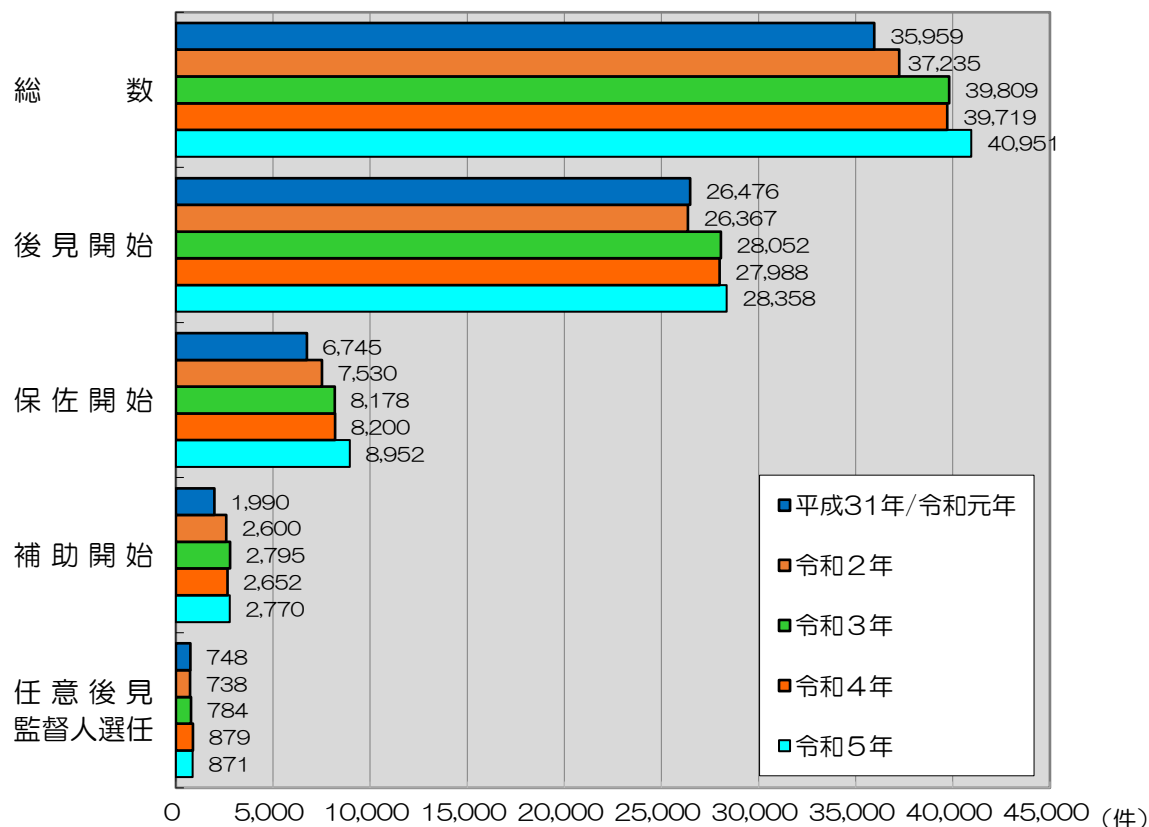
目 次

1	申立件数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 （資料1）過去5年における申立件数の推移
2	終局区分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 （資料2）終局区分別件数
3	審理期間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 （資料3）審理期間別の割合
4	申立人と本人との関係について・・・・・・・・・・ 4 （資料4）申立人と本人との関係別件数・割合 （資料5）申立人と本人との関係別件数 （家庭裁判所管内別総数、市区町村長申立件数・割合）
5	本人の男女別・年齢別割合について・・・・・・・・ 6 （資料6）本人の男女別・年齢別割合 （参考資料）開始原因別割合
6	申立ての動機について・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 （資料7）主な申立ての動機別件数・割合
7	鑑定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 （資料8）鑑定期間別割合 （資料9）鑑定費用別割合
8-1	成年後見人等と本人との関係について・・・・・・・・ 10 （資料10-1）成年後見人等と本人との関係別件数・割合 （参考資料）成年後見人等の候補者について
8-2	成年後見監督人等が選任された事件数について・・ 12 （資料10-2）成年後見監督人等が選任された件数、 成年後見監督人等の内訳・割合
9	成年後見制度の利用者数について・・・・・・・・・・ 13 （資料11）成年後見制度の利用者数の推移

1 申立件数について（資料1）

- 成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で40,951件（前年は39,719件）であり、対前年比約3.1%の増加となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は28,358件（前年は27,988件）であり、対前年比約1.3%の増加となっている。
- 保佐開始の審判の申立件数は8,952件（前年は8,200件）であり、対前年比約9.2%の増加となっている。
- 補助開始の審判の申立件数は2,770件（前年は2,652件）であり、対前年比約4.4%の増加となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は871件（前年は879件）であり、対前年比約0.9%の減少となっている。

（資料1） 過去5年における申立件数の推移



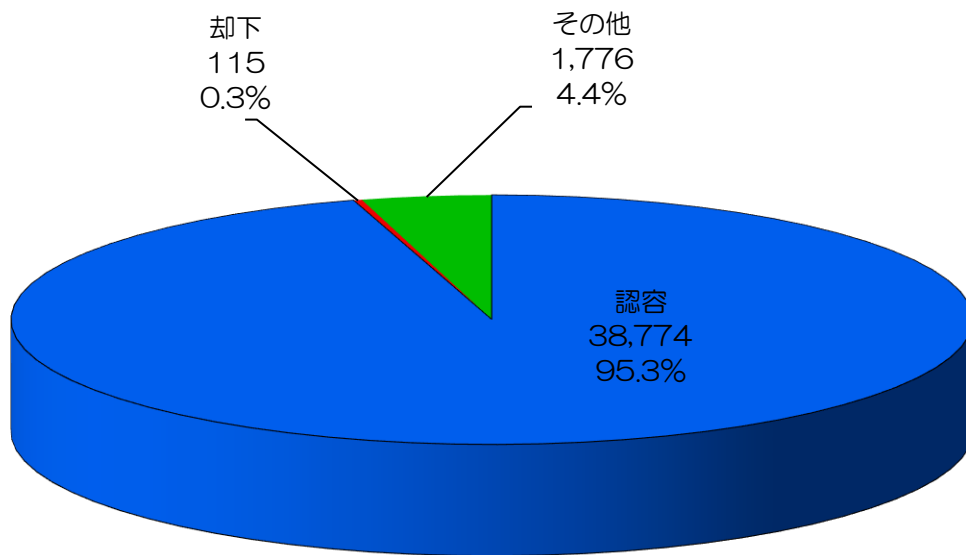
（注） 各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

2 終局区分について（資料2）

- 成年後見関係事件の終局事件合計40,665件のうち、認容で終局したものは約95.3%（前年は約95.4%）である。

（資料2） 終局区分別件数

	既 済 総 数	後 見 開 始			保 佐 開 始			補 助 開 始			任意後見監督人選任		
		認 容	却 下	その他	認 容	却 下	その他	認 容	却 下	その他	認 容	却 下	その他
全 国	40,665	26,986	60	1,212	8,339	25	328	2,677	15	138	772	15	98



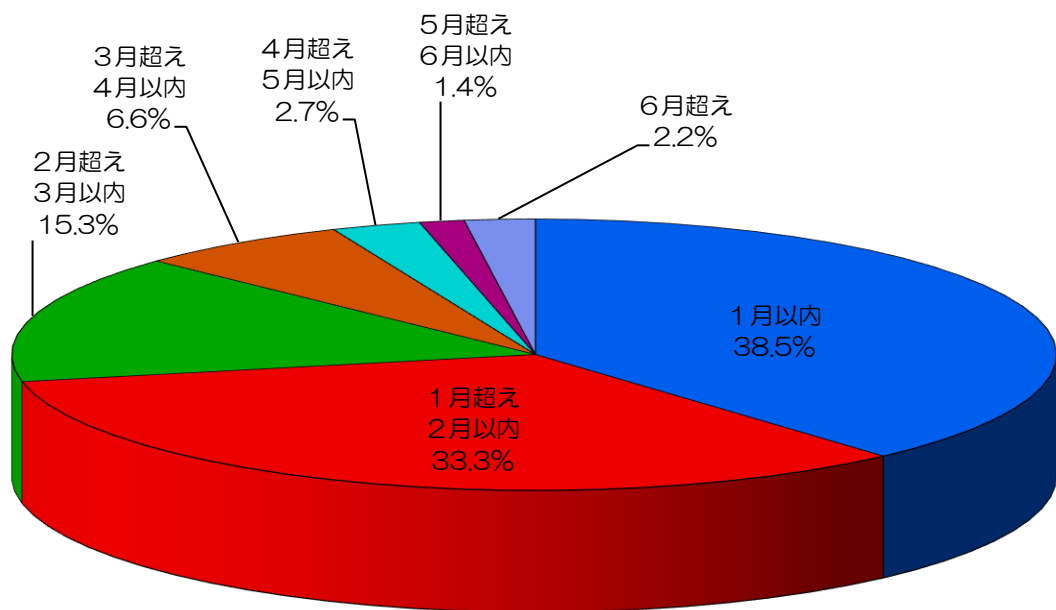
（注1） 令和5年1月から12月までに終局した件数である。

（注2） その他には、取下げ、本人死亡等による当然終了、移送などを含む。

3 審理期間について（資料3）

- 成年後見関係事件の終局事件合計40,665件のうち、2か月以内に終局したものが全体の約71.8%（前年は約71.9%）、4か月以内に終局したものが全体の約93.7%（前年は約93.7%）である。

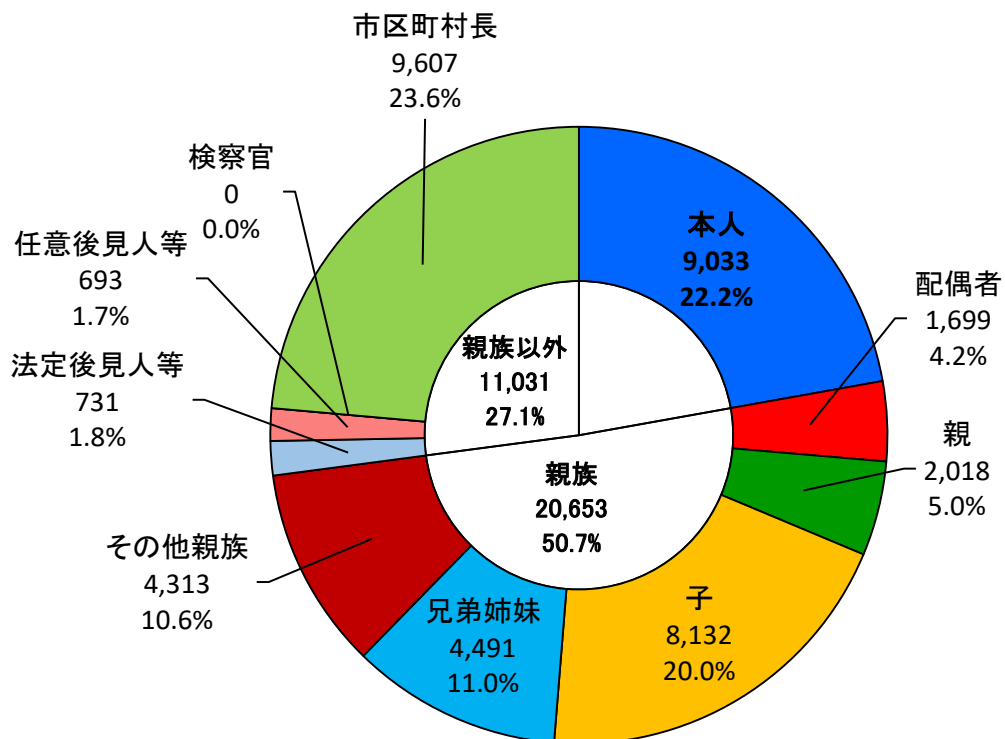
（資料3） 審理期間別の割合



4 申立人と本人との関係について（資料4、5）

- 申立人については、市区町村長が最も多く全体の約23.6%を占め、次いで本人（約22.2%）、本人の子（約20.0%）の順となっている。
- 市区町村長が申し立てたものは9,607件で、前年の9,231件（前年全体の約23.3%）に比べ、対前年比約4.1%の増加となっている。

（資料4） 申立人と本人との関係別件数・割合



（注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの（40,717件）を母数としている。1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数（40,665件）とは一致しない。

（注3） その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

(資料5) 申立人と本人との関係別件数
(家庭裁判所管内別総数、市区町村長申立件数・割合)

管 内	総 数	うち市区町村長申立て	
		件数	割合
東 京	5,102	1,440	28.2%
横 浜	3,394	745	22.0%
さいたま	1,693	466	27.5%
千 葉	1,908	443	23.2%
水 戸	568	173	30.5%
宇 都 宮	382	112	29.3%
前 橋	534	94	17.6%
静 岡	1,268	296	23.3%
甲 府	315	83	26.3%
長 野	496	121	24.4%
新 潟	924	181	19.6%
大 阪	3,588	648	18.1%
京 都	1,293	138	10.7%
神 戸	2,359	315	13.4%
奈 良	479	104	21.7%
大 津	487	58	11.9%
和 歌 山	294	72	24.5%
名 古 屋	1,452	340	23.4%
津	391	84	21.5%
岐 阜	317	73	23.0%
福 井	255	59	23.1%
金 沢	428	154	36.0%
富 山	462	79	17.1%

管 内	総 数	うち市区町村長申立て	
		件数	割合
広 島	877	219	25.0%
山 口	477	124	26.0%
岡 山	931	343	36.8%
鳥 取	184	63	34.2%
松 江	209	76	36.4%
福 岡	1,746	269	15.4%
佐 賀	275	72	26.2%
長 崎	362	50	13.8%
大 分	262	54	20.6%
熊 本	527	232	44.0%
鹿 児 島	450	109	24.2%
宮 崎	464	162	34.9%
那 覇	484	99	20.5%
仙 台	409	89	21.8%
福 島	441	174	39.5%
山 形	237	91	38.4%
盛 岡	303	81	26.7%
秋 田	201	42	20.9%
青 森	389	147	37.8%
札 幌	968	185	19.1%
函 館	174	56	32.2%
旭 川	327	44	13.5%
釧 路	375	138	36.8%
高 松	292	80	27.4%
徳 島	323	108	33.4%
高 知	261	83	31.8%
松 山	380	139	36.6%
総 数	40,717	9,607	23.6%

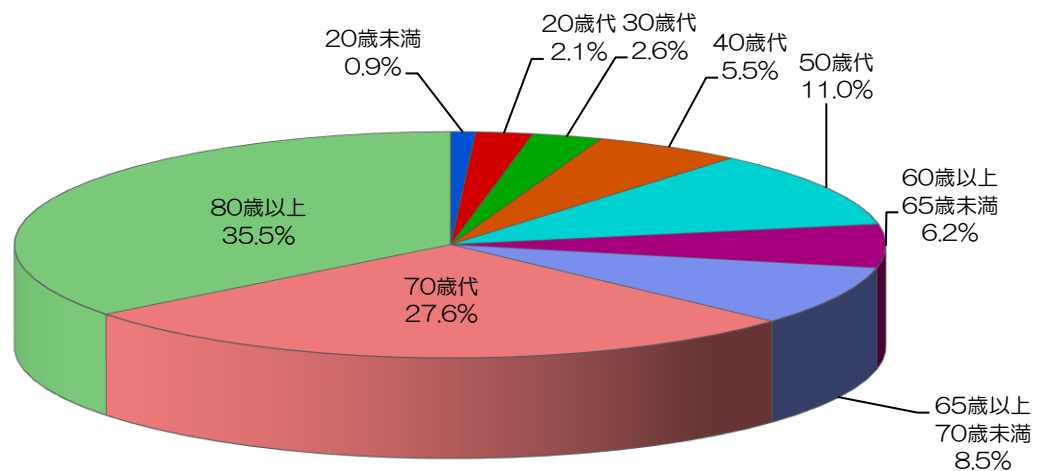
- (注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。
- (注2) 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したものであり、1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数(40,665件)とは一致しない。
- (注3) 市区町村別の申立件数については把握していない。

5 本人の男女別・年齢別割合について（資料6）

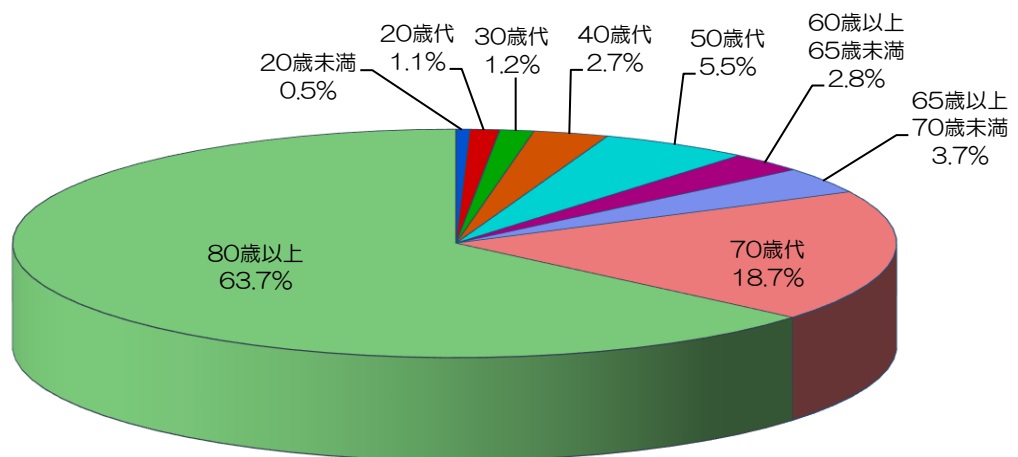
- 本人の男女別割合は、男性が約43.8%、女性が約56.2%である。
- 男性では、80歳以上が最も多く全体の約35.5%を占め、次いで70歳代の約27.6%となっている。
- 女性では、80歳以上が最も多く全体の約63.7%を占め、次いで70歳代の約18.7%となっている。
- 本人が65歳以上の者は、男性では男性全体の約71.7%を、女性では女性全体の約86.1%を占めている。

（資料6） 本人の男女別・年齢別割合

（男性）



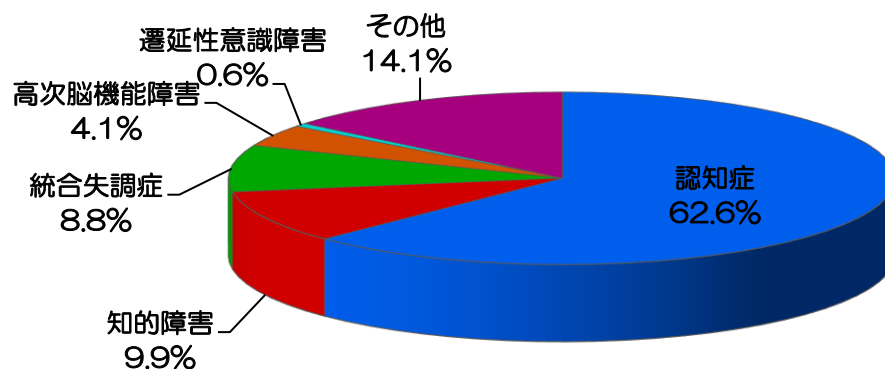
（女性）



（注） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

(参考資料) 開始原因別割合

- 開始原因としては、認知症が最も多く全体の約62.6%を占め、次いで知的障害が約9.9%、統合失調症が約8.8%の順となっている。

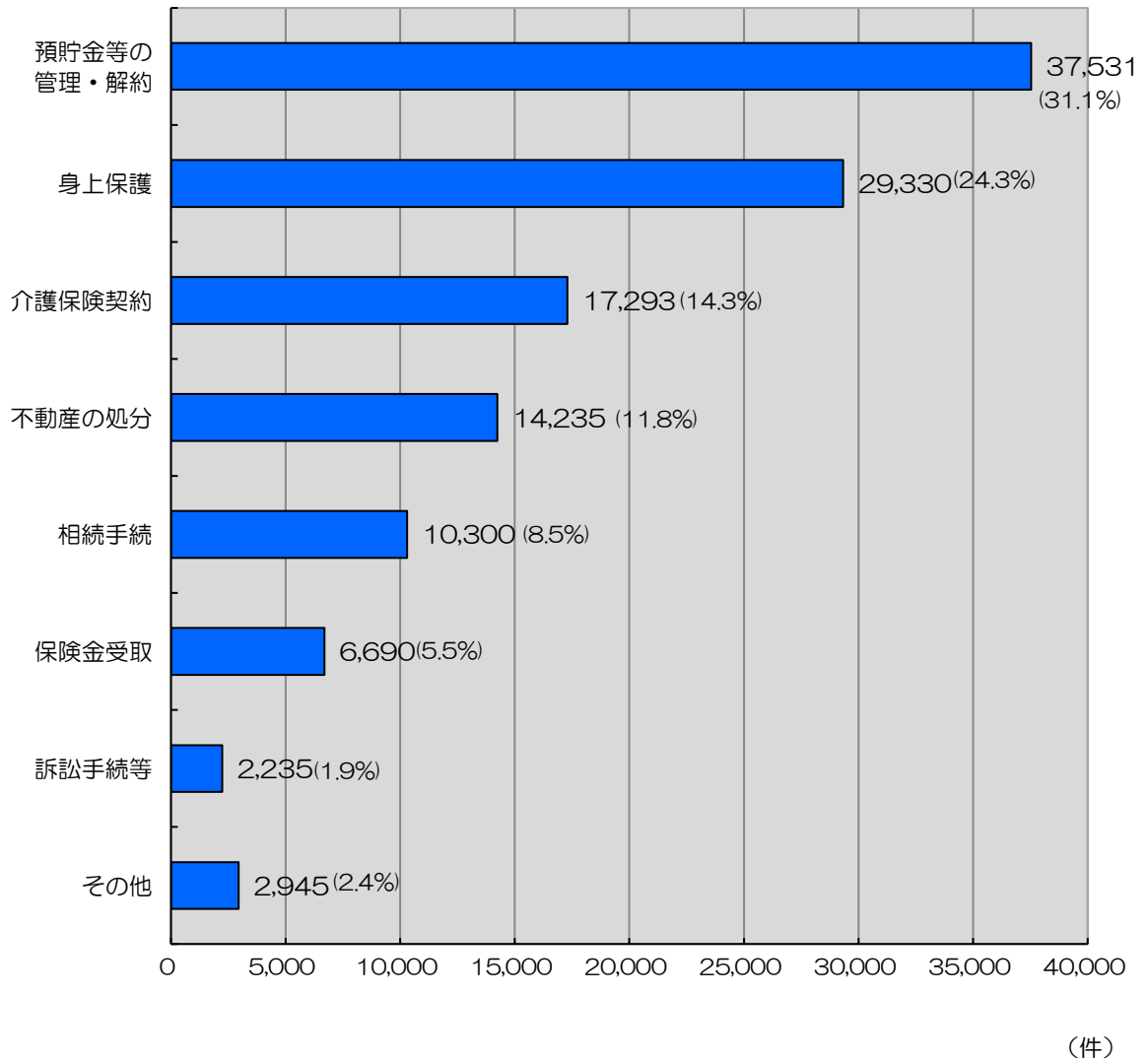


- (注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。
- (注2) 各開始原因は、各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。
- (注3) 開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。
- (注4) 開始原因については平成29年から調査を開始している。

6 申立ての動機について（資料7）

○ 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、身上保護となっている。

（資料7） 主な申立ての動機別件数・割合



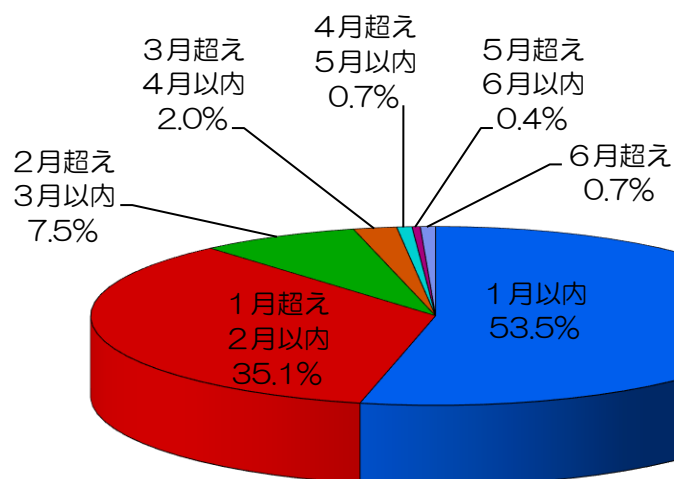
（注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため、総数は、終局事件総数（40,665件）とは一致しない。

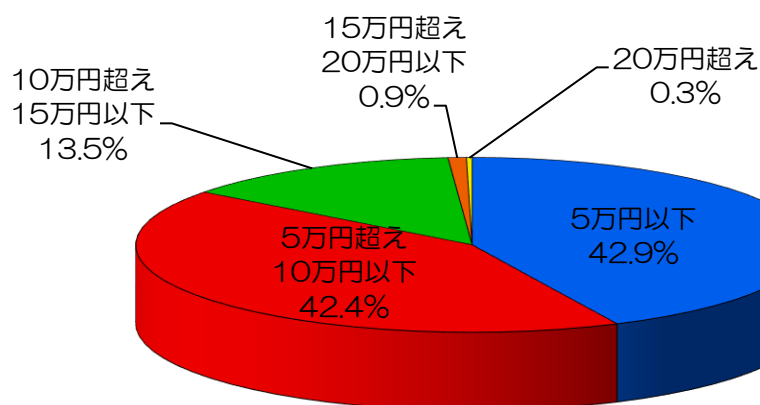
7 鑑定について（資料8、9）

- 成年後見関係事件の終局事件のうち、鑑定を実施したものは、全体の約4.5%（前年は約4.9%）であった。
- 鑑定の期間については、1か月以内のものが最も多く全体の約53.5%（前年は約53.5%）を占めている。
- 鑑定の費用については、5万円以下のものが全体の約42.9%（前年は約45.4%）を占めており、全体の約85.3%の事件において鑑定費用が10万円以下であった（前年は約86.9%であった。）。

（資料8） 鑑定期間別割合



（資料9） 鑑定費用別割合



8-1 成年後見人等と本人との関係について（資料10-1）

- 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約18.1%（前年は約19.1%）となっている。
- 親族以外が成年後見人等に選任されたものは、全体の約81.9%（前年は約80.9%）であり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っている。
- 成年後見人等と本人との関係別件数とその内訳の概略は次のとおりである。

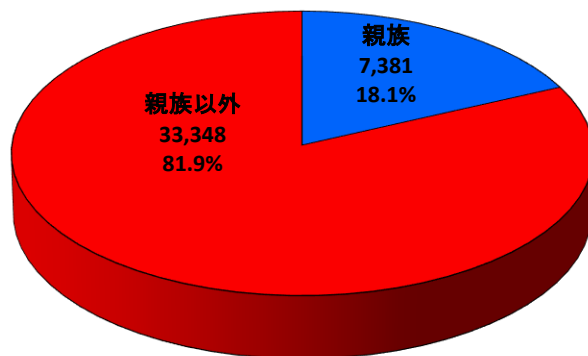
関係別件数（合計）	40,729件（前年39,573件）
親族	7,381件（前年7,560件）
親族以外	33,348件（前年32,013件）
うち弁護士	8,925件（前年8,683件）
司法書士	11,983件（前年11,768件）
社会福祉士	6,132件（前年5,851件）
市民後見人	344件（前年271件）

（注1） 後見等開始と同時に成年後見人等が選任された場合の数値であり、後見等開始の後に成年後見人等が選任された事件は含まれていない。

（注2） 関係別件数とは、成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したものであり、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、認容で終局した事件総数とは一致しない。

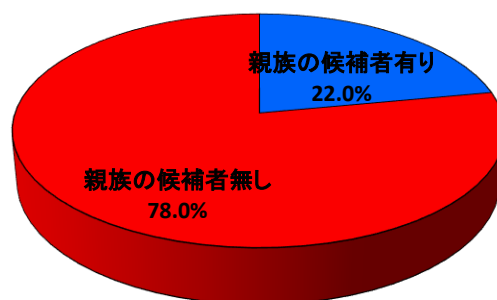
（資料10-1） 成年後見人等と本人との関係別件数・割合

① 親族、親族以外の別



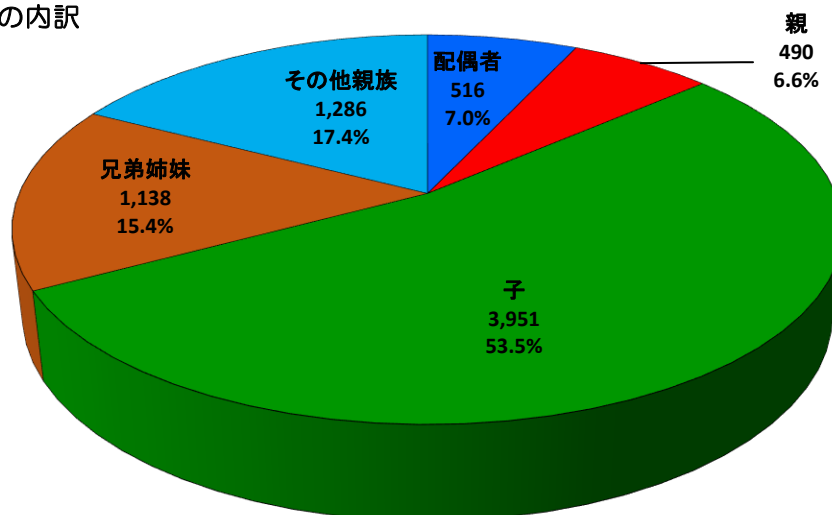
（参考資料） 成年後見人等の候補者について

- 令和5年1月から12月までに認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始の各審判事件のうち、親族が成年後見人等の候補者として各開始申立書に記載されている事件の割合は、約22.0%である。

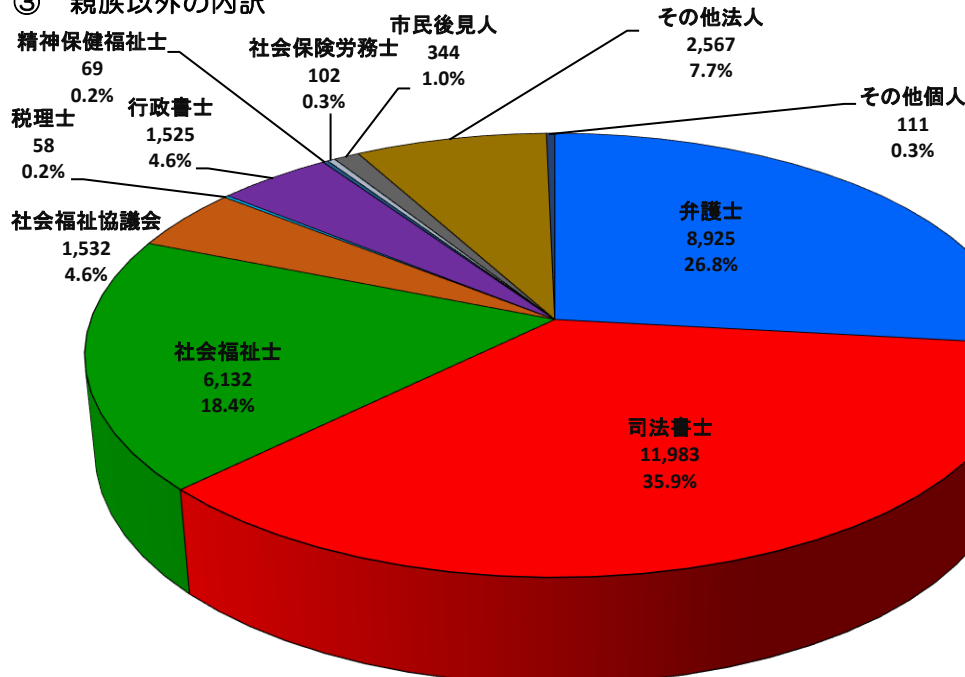


（注）一部の能登半島地震被災地庁の令和5年10月～12月分の数値は反映されていない。

② 親族の内訳



③ 親族以外の内訳



(注3) その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

(注4) 弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる（その内訳は、弁護士法人307件、司法書士法人811件、税理士法人2件、行政書士法人17件であった。）。

(注5) 市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、精神保健福祉士及び社会保険労務士以外の自然人のうち、本人と親族関係（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等（※1）が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等 になることを希望している者を選任した場合をいう（※2、3）。

※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む。

※2 市民後見人については平成23年から調査を開始しているが、同年及び平成24年の市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。

※3 当局実情調査における集計の便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではない。

8-2 成年後見監督人等が選任された事件数について（資料10-2）

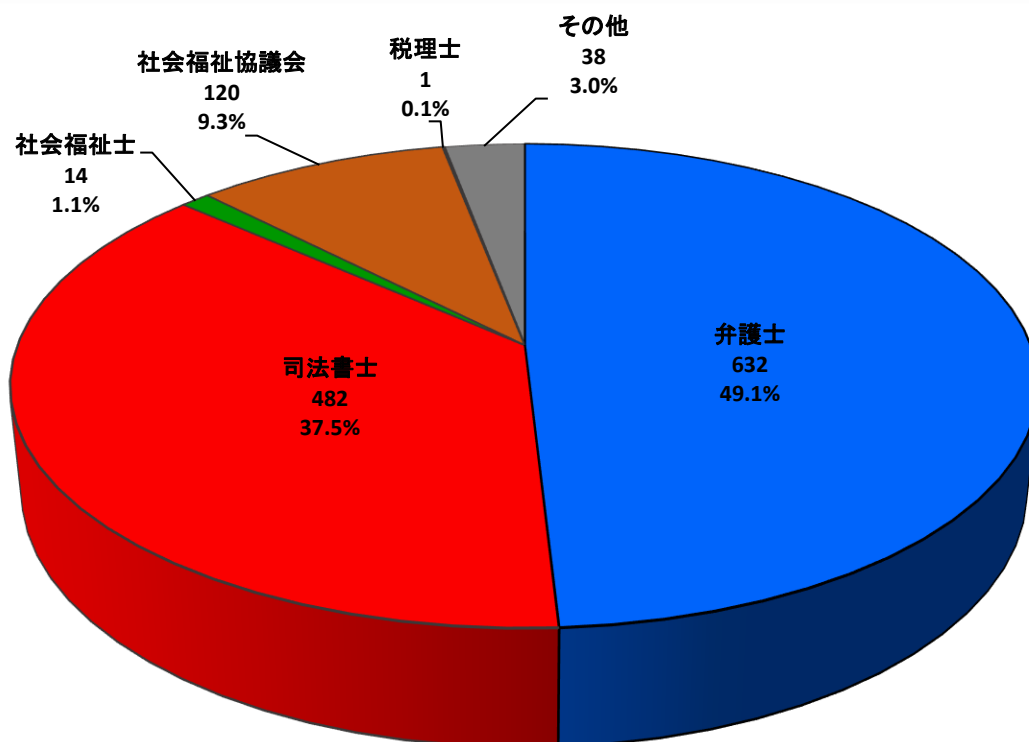
○ 認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始事件（38,002件）のうち、成年後見監督人等（成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人）が選任されたものは1,287件であり、全体の約3.4%（前年は約3.4%）である。

○ 成年後見監督人等が選任された件数とその内訳は次のとおりである。

件数（合計）	1,287件（前年 1,256件）
弁護士	632件（前年 613件）
司法書士	482件（前年 491件）
社会福祉士	14件（前年 8件）
社会福祉協議会	120件（前年 100件）
税理士	1件（前年 0件）
その他	38件（前年 44件）

（注1） 後見等開始と同時に成年後見監督人等が選任された事件数であり、後見等開始の後に成年後見監督人等が選任された事件は含まれていない。

（資料10-2） 成年後見監督人等が選任された件数、成年後見監督人等の内訳・割合



（注2） 弁護士、司法書士及び税理士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる（その内訳は、弁護士法人1件、司法書士法人16件、税理士法人0件であった。）。

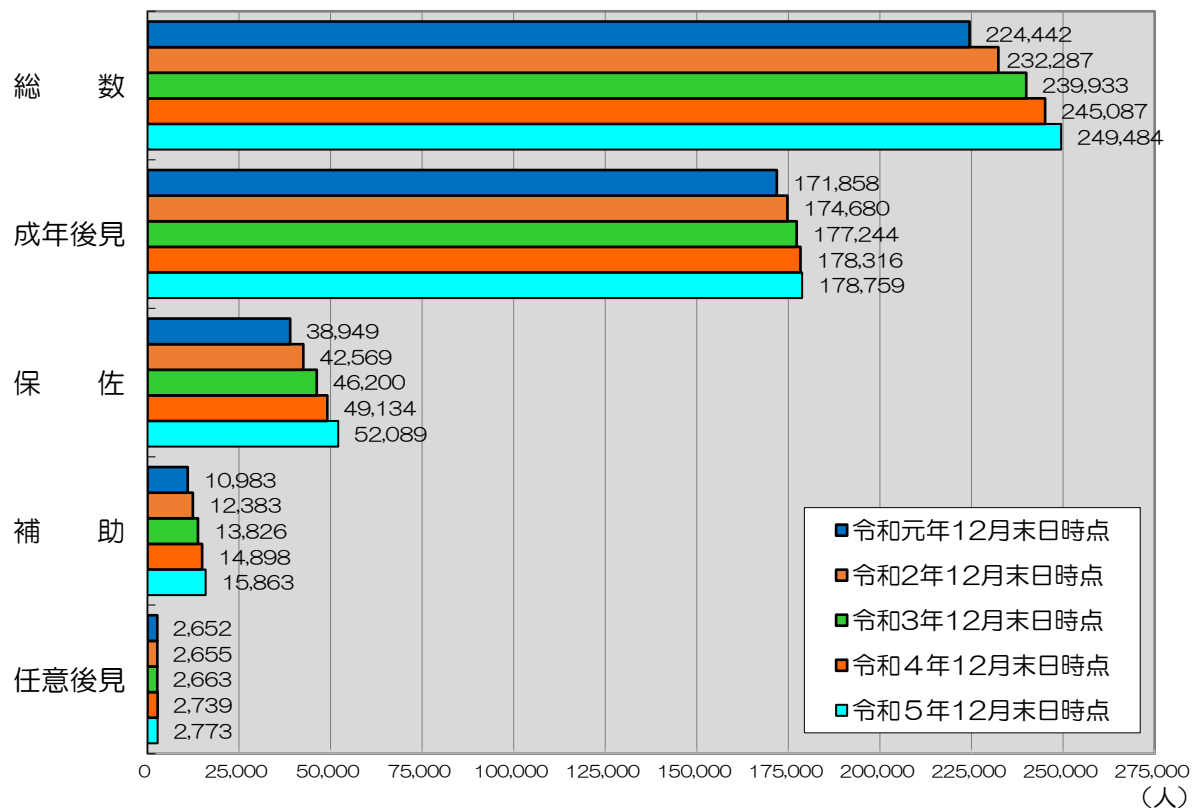
（注3） 「その他」には、弁護士法人、司法書士法人、税理士法人以外の法人等が含まれる。

（注4） 成年後見監督人等については令和2年から調査を開始している。

9 成年後見制度の利用者数について（資料 1 1）

- 令和5年12月末日時点における、成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で249,484人（前年は245,087人）であり、対前年比約1.8%の増加となっている。
- 成年後見の利用者数は178,759人（前年は178,316人）であり、対前年比約0.2%の増加となっている。
- 保佐の利用者数は52,089人（前年は49,134人）であり、対前年比約6.0%の増加となっている。
- 補助の利用者数は15,863人（前年は14,898人）であり、対前年比約6.5%の増加となっている。
- 任意後見の利用者数は2,773人（前年は2,739人）であり、対前年比約1.2%の増加となっている。

（資料 1 1） 成年後見制度の利用者数の推移



（注） 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された

①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

現状及び課題

【成年後見制度を取り巻く状況】

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要がある。

令和4年10月1日現在、我が国の65歳以上人口は3,624万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も29.0%となった。

【成年後見制度に対する主な指摘】

- 利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。
- 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

【成年後見制度に関する国内外の動向】

令和4年 3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定（対象期間は、令和4年度～令和8年度）

令和4年10月 障害者権利条約の第1回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見

国内外の動向をも踏まえ、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う必要【令和6年2月に法制審議会に諮問】

政府方針

第二期成年後見制度利用促進基本計画（R4.3.25閣議決定 抄）

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

（参考）障害者の権利に関する条約

（R4.10.7 抄）

第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見

28. 一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。

(a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

主な検討テーマ

現状及び課題

検討

法定後見制度における
開始、終了等に関する
ルールの在り方

利用動機の課題（例えば、遺産分割）
が解決しても、**判断能力が回復しない
限り利用をやめることができない。**

一定の期間制や、具体的な利用の
必要性を考慮して開始し、必要性が
なくなれば終了する仕組みを検討

法定後見制度における
取消権、代理権に
関するルールの在り方

成年後見人には包括的な取消権、
代理権があり、**本人の自己決定が
必要以上に制限される場合がある。**

本人の同意を要件とする仕組みや、
本人にとって必要な範囲に限定して
付与する仕組みを検討

法定後見制度における
成年後見人等の交代
に関するルールの在り方

本人の状況の変化に応じた成年後見人
等の交代が実現せず、**本人がそのニーズ
に合った保護を受けることができない。**

本人の状況に合わせて成年後見人等
の交代を可能とするなど適切な保護を
受けることができる仕組みを検討

任意後見制度における
適切な時機の監督人
選任を確保する方策

本人の判断能力が低下した後も
**適切な時機に任意後見監督人の
選任申立てがされず、**任意後見契約の
効力が生じない。

任意後見受任者に任意後見監督人
選任の申立てを義務付ける仕組みや
申立権者の範囲の見直しを検討

その他のテーマ

- 法定後見制度における類型の見直し
- 成年後見人等の報酬の在り方

Contents

処遇内容

食事と宿泊

当所に帰住後、一定期間の食事と在所中の宿泊を提供しております。



生活指導



基本的な生活習慣を養うと共に、個人個人の更生計画に基づき、健全な社会復帰が出来るよう多彩な学習プログラムを通じて生活指導や依存症からの回復訓練を行っております。

就職指導

1日も早い社会復帰の為に、就職指導をしております。生活の安定のみに留まらず、精神的なトレーニングと自立更生の為の指導をしております。就職が難しい場合には、早く就労できるように協力雇用主にご協力を頂いております。



貯蓄指導



自立更生が早く出来る為に、貯蓄の指導をしております。節約を心掛けさせ、生活費を除いては当所の指導により金銭管理をしております。

福祉・医療の援助

住民登録後、国民健康保険に加入し医療機関の確保と、福祉事務所や保健所などの公共機関から必要な保護が受けられるように援助しております。



退所先の確保



退所する時期に合わせて、円満に退所が出来るように、住居または福祉施設や医療機関など、個人個人にあった退所先の確保を援助します。

Access

交通のご案内



- ➡ 日暮里舎人ライナー「赤土小学校前駅」より徒歩3分
- ➡ 都電荒川線「東尾久三丁目駅」より徒歩5分
- ➡ 東京メトロ千代田線「町屋駅」より徒歩13分



更生保護法人

日新協会

〒116-0012 東京都荒川区東尾久 2-34-7

TEL 03-3892-2431

FAX 03-3892-6320

<http://www.nisshin-kyokai.com>



更生保護法人

日新協会



更生保護施設とは、更生保護事業法に基づき、更生保護法人が、法務大臣の認可を受けて営む民間の施設です。

罪を犯した人で、頼るべき身寄りや住居の無い者に、自立と改善更生を目的とし、食事・宿泊の提供や、生活指導、就職指導、福祉・医療の援助をその事業としております。

したがって当所では、東京保護観察所の委託に基づき、仮出所者や満期出所者、保護観察付刑執行猶予者・起訴猶予者などを収容保護しており、彼らの1日も早い更生と社会復帰をその事業の目的としております。



Facility information

施設のご案内



Programs 学習プログラム

日新協会では一般の方の誰でも参加できる
6つの学習プログラムを開催しております。
どなたでも参加できます。お気軽にお問い合わせ下さい。



人間関係の良好と
良いコミュニケーション作りに

SST 社会生活技能訓練

➤ 毎月第1・第3日曜日



AAの方たちと

酒害ミーティング

➤ 毎月第2日曜日



NAの方たちと

薬害ミーティング

➤ 毎月第3日曜日



医療ソーシャルワーカーによる

依存症を考える教室

➤ 毎月第3金曜日



GAの方たちと

ギャンブラーズミーティング

➤ 毎月第4日曜日



薬物依存に悩む方へ

Day by day

薬物依存回復グループワーク

➤ 毎月第1日曜日

参加希望の方は
事前にお電話又は
e-mail にて
お申し込みください。

☎ 03-3892-2431

✉ info@nisshin-kyokai.com

History

処遇経歴

- 平成8年4月 事業法の改正により財団法人から更生保護法人となる。
- 平成9年4月 入所者の改善教育を図り、ソーシャルスキルトレーニング(SST)を開始する。
- 平成10年11月 地域社会が犯罪や非行のない街になることを願って「ひまわり相談室」を開室する。
- 平成12年4月 アルコール依存や薬物依存者に対する離脱指導として酒害教室(AA)と薬害教室(NA)を開始する。
- 平成14年4月 ギャンブルで犯罪に至った入所者に対し、ギャンブル依存教室(GA)を開始する。

- 平成19年4月 様々な種類の依存傾向のある入所者に対して、依存症を考える教室を開始する。
- 平成24年4月 高齢者・障害者の自立を専門的に支援する、「指定更生保護施設」に指定される。
- 平成27年10月 薬物依存者の回復を専門的に支援する、「薬物処遇重点実施施設」に指定される。
- 平成30年4月 薬物依存に悩む「入所者・退所者・地域の方々」を対象に行う、薬物依存回復のためのグループワーク「Day by day」を開始する。

平成 26 年 5 月 15 日

後見人の行動指針

公益社団法人

成年後見センター・リーガルサポート

我々は、後見人が事務を行うにあたって、この行動指針を策定した。

その目指すところは、「自己決定の尊重」、「現有能力の活用」、「ノーマライゼーション」といった我が国の成年後見制度の基本理念を自覚するとともに、本人の自己決定を支援し権利の制約を最小限にする世界の成年後見制度の潮流を取り入れ、より本人と向き合った事務がなされ、適切な代弁活動をすることにより本人の最善の利益を図ることにある。

A, 本人との関わり

- 1, 本人の性格、生活歴、障害や病気など、本人自身を知るよう努めよう。
- 2, 本人を知るため、定期的に面会しよう。
- 3, 本人の意思、希望、価値観などを尊重しよう。

B, 本人による意思決定の支援

- 1, 本人による意思決定を支援し、その決定された意思を尊重しよう。ただし、本人の身体又は財産に重大な不利益が生じるおそれのあるときは、そのことを本人に説明し、本人の利益に適う決定がされるよう支援しよう。

C, 代理権の行使

- 1, 後見人が代理権を行使するときでも、前提となる意思決定は本人にしてもらうよう働きかけよう。
- 2, 本人による意思決定が困難で後見人が本人に代わって意思決定をするときは、本人の意向や希望をくみ取り、推定される本人の意思に沿った決定をしよう。
- 3, 後見人が本人に代わって意思決定をするときは、本人の権利や行動の自由に対する制約がより少ない方法を選択しよう。

D, 同意権、取消権の行使

- 1, 事後に取消権を行使することより、事前に同意権を行使することを意識しよう。
- 2, 同意権を行使するときは、十分な情報を本人に理解できるように伝え、本人の意思決定を支援したうえで、同意するか否かを判断しよう。
- 3, 取消権の行使は、本人の身体又は財産に重大な不利益が生じるおそれがあるなど、やむを得ない場合に限定しよう。

- 4, 取消権を行使するときは、その必要性を本人に説明し、できる限り本人の理解を得るようにしよう。

E, 本人の生活への配慮

- 1, 本人の意向を尊重し、本人が安定した生活を送れるよう支援しよう。
- 2, 本人が利用できる制度等の社会資源について情報を収集し活用しよう。
- 3, 本人の財産は、単に保全するだけでなく、生活の質を向上させるために活かそう。
- 4, 本人を支援する人との連携を保ち、それぞれの役割を分担しながら本人の生活を支えよう。
- 5, 本人が虐待、放任、搾取等の被害をうけていないか気を配ろう。

F, 事務の姿勢

- 1, 後見人の職務と立場を自覚し、公正かつ誠実な後見事務を心がけよう。
 - ①本人との利益相反、利害の対立に注意する。
 - ②会計管理や後見事務の正確な記録を残す。
 - ③本人の財産は、後見人自身の財産と明確に区別して管理する。
 - ④審判や契約で定められた報酬と事務費用のほかに、金銭や利益の供与を受けない。
 - ⑤第三者後見人への遺贈は、後見人の関与を疑われるおそれがあるので受けない。
- 2, 与えられた権限を逸脱しないようにしよう。
- 3, 本人のための後見人であることを自覚し、周囲の関係者の意向に引きずられないようにしよう。
- 4, 自らの事務について、定期的に振り返る機会を持とう。
- 5, 周囲の関係者の意見を聞き、自らの事務が独善に陥らないようにしよう。
- 6, 後見人の経験をもとに、成年後見制度の内容や運用を改善するための意見を出そう。

G, 法定後見申立や任意後見契約締結にあたって

- 1, 制度の仕組みと本人が受ける制約を、本人や周囲の関係者に十分説明しよう。
- 2, 法定後見では、本人の状態にあった類型の申立てを心がけよう。
- 3, 法定後見の代理権や同意権は、それが本人への制約になることを意識し、必要最小限の権限の付与を求めよう。
- 4, 任意後見の受任をしようとするときは、時間をかけて本人の理解に努め、信頼関係の構築を図ろう。
- 5, 任意後見を受任するときは、本人の知識、経験及び財産の状況等に配慮して適正な契約内容を考えよう。
- 6, 任意後見の受任者は、本人の状況を把握し、適切な時期に任意後見監督人の選任を申し立てよう。

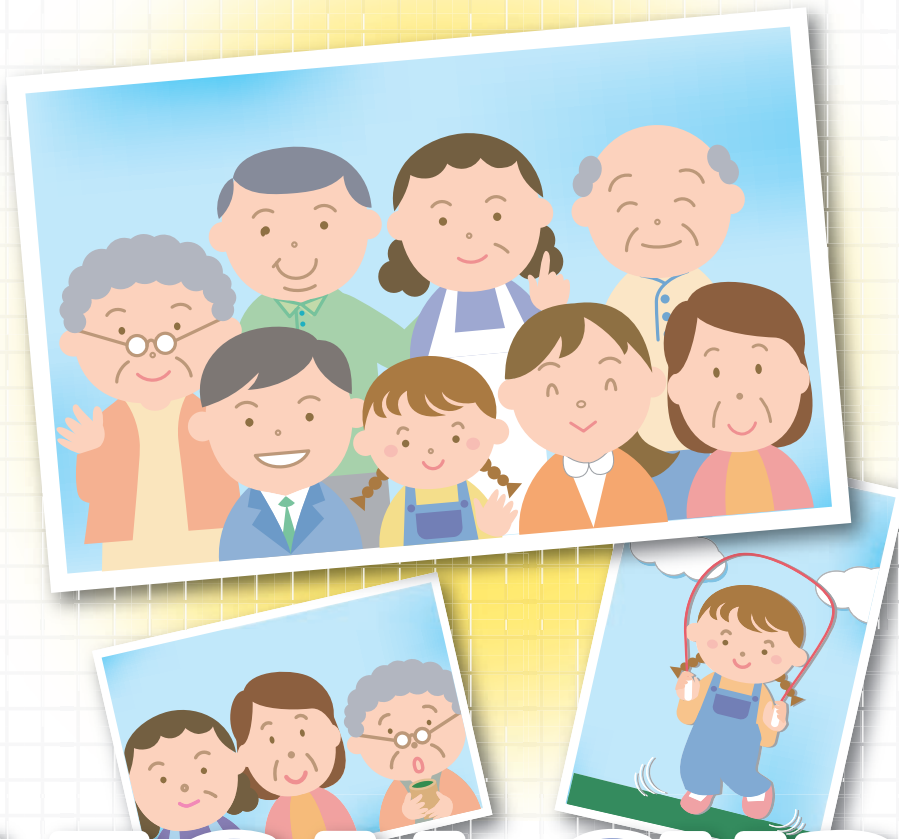
リーガルサポート



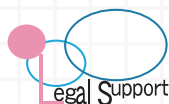
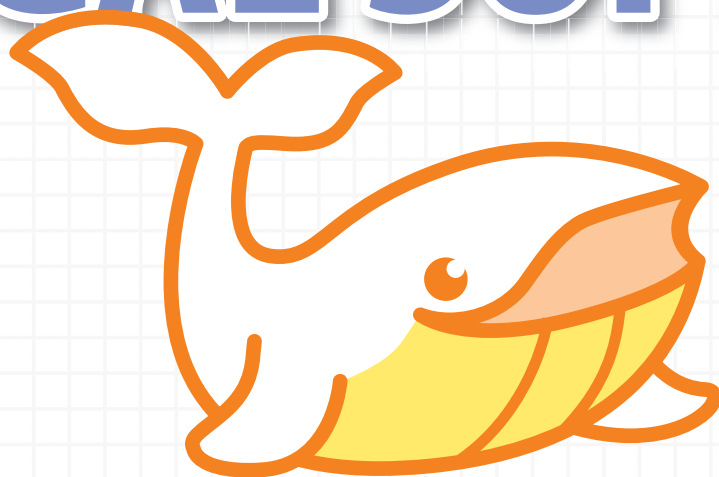
いつも、あなたのそばに。

ご存じですか？

成年後見制度



LEGAL SUPPORT



公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート

制度紹介

成年後見制度ってなに？ … 1

どのように支援するの？ … 2

チャートでわかる

利用手順 …… 3～6

後見制度支援信託と

後見制度支援預貯金 …… 7

成年後見人の業務 … 8～10

就任直後の業務

通常の業務

成年後見人の業務が
終了するとき

任意後見制度 …… 11～14

今できる5つの仕組み

任意後見制度の仕組み

死後事務の委任契約 …… 15

遺言 …… 16～17

親なき後問題 …… 18

関連制度 …… 19

これからの

成年後見制度 …… 20

組織紹介

リーガルサポート

って？ …… 21～23

リーガルサポートが

選ばれる理由 …… 24

こんな時はリーガルサポート

にご相談ください …… 26

1

成年後見制度って、なに？

成年後見制度は、判断能力が不十分な方々の権利や財産を守り、意思決定を支援する身近な仕組みです。

- 大きく（１）判断能力が衰えてから利用する**法定後見制度**
（２）将来の判断能力が衰えた時に備える**任意後見制度**
に分けられ、法律面や生活面で保護したり支援したりする制度です。

こういった人がどんな時に利用できる？

- 1** 物忘れがひどくなり預貯金の管理が難しくなってきた母のために。


- 2** 外出中に行方不明になることがあり施設入所をを考える父のために。


- 3** 障害のある子の将来が心配、私たちが亡き後のその子のために。
- 4** 父の入院費や施設利用料、生活費をまかなうために、父名義の株や不動産を売却したい。
- 5** 訪問販売なのか使うはずのない健康器具で部屋があふれている独居の叔母が心配だ。



- 6** 今は元気。認知症などで判断能力が衰えた際の自身のため、かかわる人々のために。


- 7** 一人暮らしで、将来入院したり、認知症になったりしたらどうしよう。



制度を支える基本理念

- 1 自己決定権の尊重** 本人の意思決定を支援し、本人の決めたことを尊重しようという考え
- 2 現有能力の活用** 本人が現在できる力を活用しようという考え
- 3 ノーマライゼーション** 高齢者や障害者であっても家庭や地域で一緒に助け合いながら暮らすことのできる社会をつくろうという考え
- 4 本人の利益保護** 本人が不利益を被らないように支援しようという考え

成年後見制度は、これらの理念の調和を目指しています。

2

どのように支援するの？

本人の意思決定を支援し、自己決定を尊重して、本人の最善の利益を図ります。



「こんな時に利用できます」

1～5 の場合

判断能力が衰えた後には

法定後見制度 が利用できます

すでに判断能力が不十分になっている本人に代わって、支援者が施設入所の契約など法律行為を行い、本人を支援する制度です。
本人の判断能力の程度に合わせて、3つの類型に分かれます。

	支援する人の呼び名	支援を受ける人の呼び名
1 補助類型	補助人 → 被補助人	
2 保佐類型	保佐人 → 被保佐人	
3 後見類型	成年後見人 → 成年被後見人	

「こんな時に利用できます」

6 7 の場合

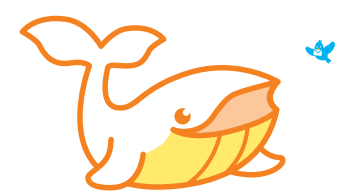
判断能力が衰える前であれば

任意後見制度 が利用できます

将来、判断能力が不十分になった時に備えておく制度です。
元気なうちに〔支援してくれる人〕と将来の約束をし、〔支援内容〕を契約で決めておきます。
望みどおりの支援が受けられるよう、信頼できる方と一緒に自分の将来をつくります。

	支援する人の 呼び名		支援を受ける 人の呼び名
契約 締結時	任意後見 受任者	➡	本人
契約 発効時	任意 後見人	➡	本人

※以下「被後見人等」は、成年被後見人、被保佐人、被補助人を指し、「後見人等」は成年後見人、保佐人、補助人を指します。
※任意後見人に対して、成年後見人、保佐人、補助人を「法定後見人」と呼ぶことがあります。

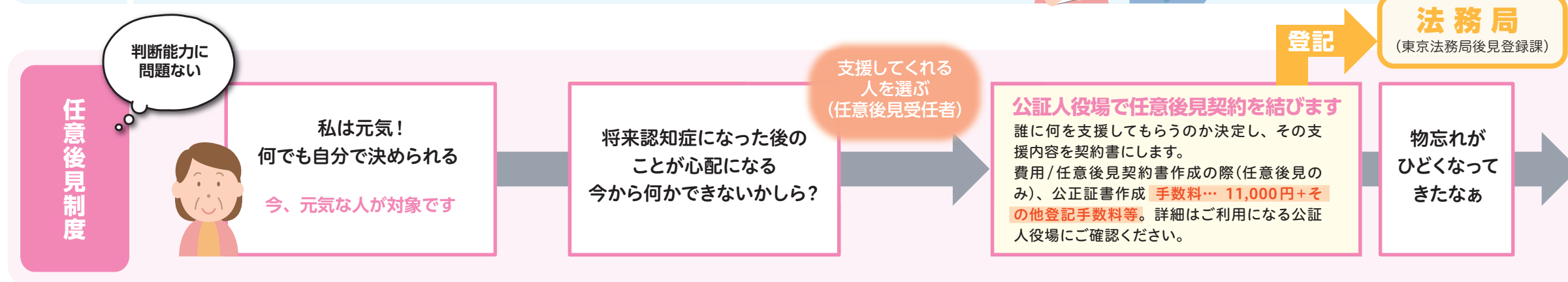
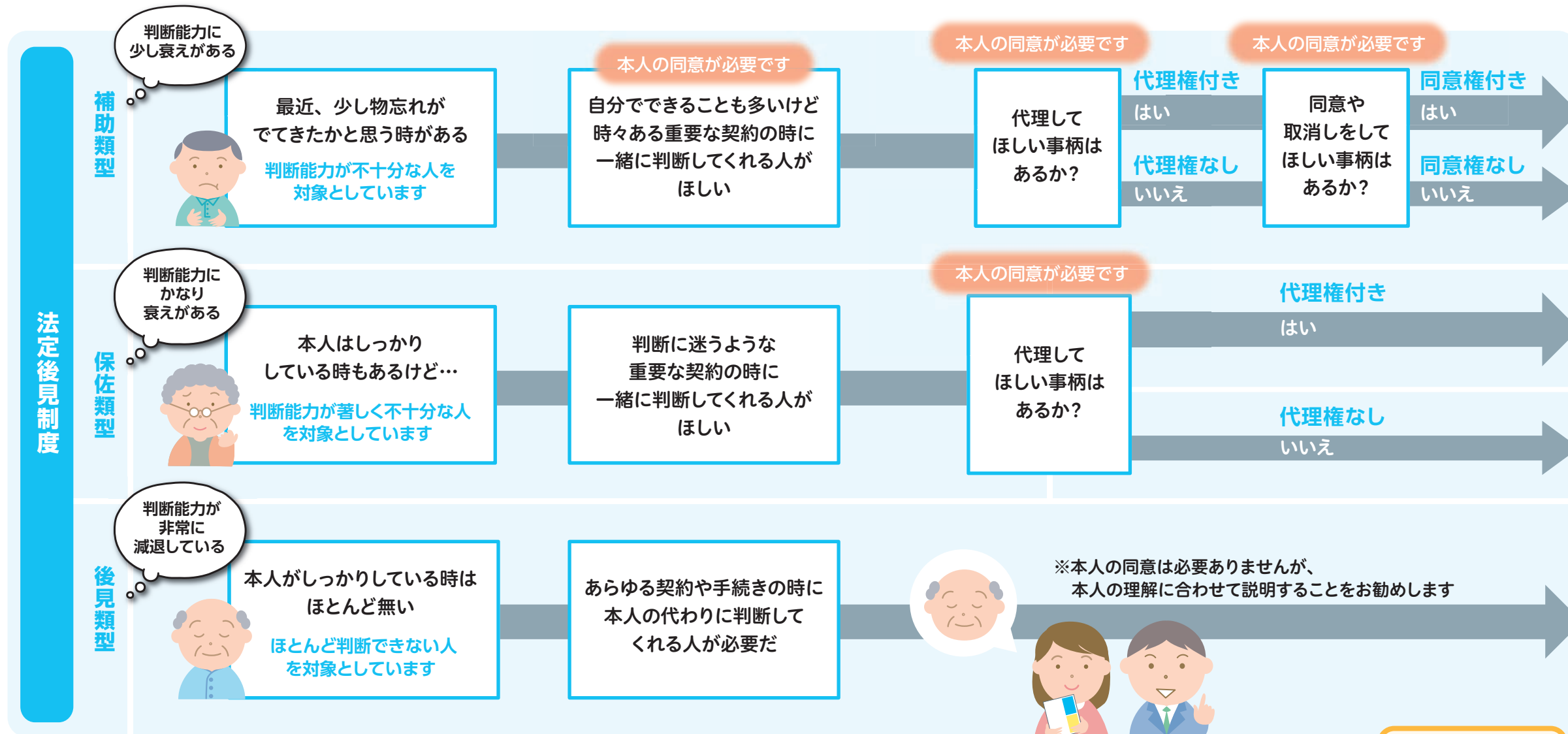


チャートで、もっともふさわしい利用手順をみましょう

3

チャートでわかる利用手順

本人の判断能力の程度によって利用できる制度や手続きが異なります。判断能力に衰えがあると思われる場合は、成年後見制度用の診断書を取得してください。診断書で判断能力の程度を確認して手続きを進めます。



診断書の準備について

※①②とも裁判所のHPからダウンロードできます。

- ①「本人情報シート」の記載を本人の福祉関係者(ケアマネジャー、相談員など)に依頼してください。
 - ②「診断書・診断書付票」の作成を主治医に依頼してください。
- ※診断書の「3 判断能力についての意見」欄で類型を判断します。

家庭裁判所

その1

申立て

●申立てができる人
本人・配偶者・4親等内親族等
親族の協力が得られない方の場合
は市区町村長が申立てできます。

●用意するもの
申立書・診断書等・本人情報シート・戸籍謄本・住民票
登記されていないことの証明書
財産目録・収支予定表・財産関係資料
親族関係図・親族の意見書
申立事情説明書
代理行為目録・同意行為目録ほか

●費用
収入印紙
申立て1件につき800円～
登記手数料2600円
郵便切手
各家庭裁判所で異なります

※申立書の作成や申立手続きを司法書士や弁護士に依頼する場合は、別途報酬がかかります。
※申立書の作成や申立手続きを業務としてできるのは、司法書士と弁護士だけです。

注1 特定法律行為…本人の生活、療養看護および財産に関する法律行為であれば何でもよく、要介護認定の申請や介護契約の締結等も含まれます。

注2 「重要な法律行為」…民法第13条第1項で定められている次の行為をいいます。

- ① 貸金の返済や預金の払戻しを受けること。
- ② 金銭を借り入れたり、保証人になること。
- ③ 不動産をはじめとする重要な財産を手に入れたり、手放したりすること。
- ④ 民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること。
- ⑤ 贈与すること、和解・仲裁契約をすること。
- ⑥ 相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること。
- ⑦ 贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること。
- ⑧ 新築・改築・増築や大修繕をする契約をすること。
- ⑨ 一定の期間を超える賃貸借契約をすること。

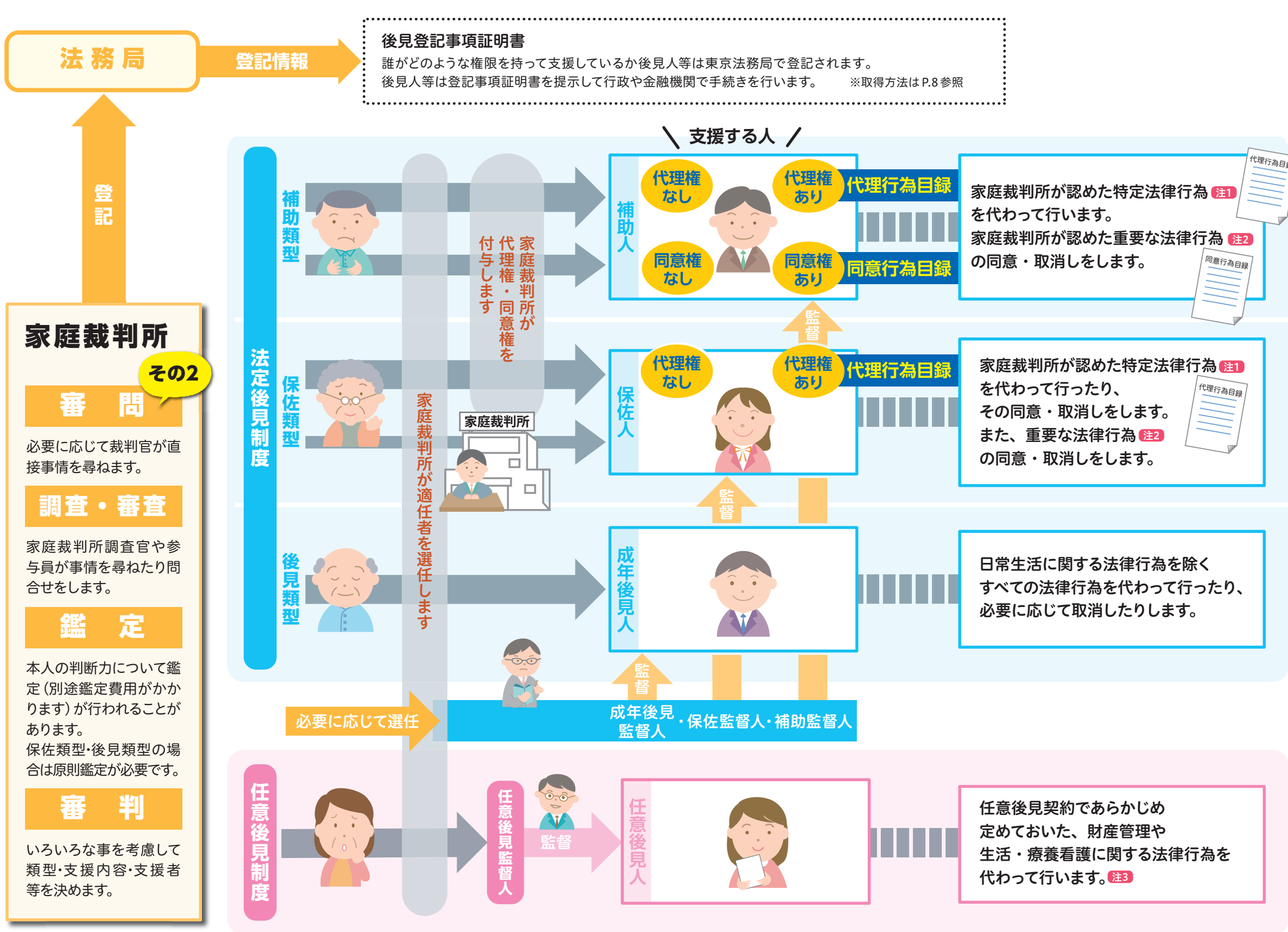
注3 財産の管理に関する法律行為
…例えば、預貯金の管理、不動産等の売買契約や賃貸借契約の締結、遺産の分割等があります。
生活・療養看護に関する法律行為
…例えば、介護契約・施設入所契約・医療契約の締結等があります。

●成年後見制度を利用していても、日用品の購入やその他日常生活に関する法律行為は本人が単独でできます。

●本人が居住している建物やその敷地を売却や賃貸などする場合には、家庭裁判所の許可が必要です。

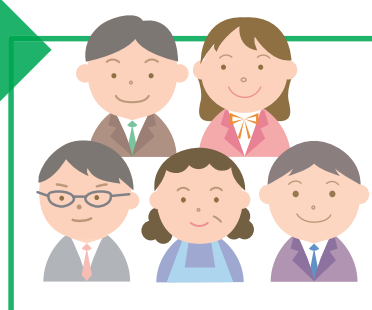
●法定後見人は毎年1回家庭裁判所へ報告します。

●法定後見人・監督人への報酬は裁判所が決定します。



成年後見人、保佐人、補助人には、どういう人なるのですか。

- 本人の身上保護、財産管理を適正に行うことができる人を家庭裁判所が選任します。本人の親族がなる場合もあれば、司法書士などの専門職や社会福祉協議会などの法人、市民後見人を選ぶ場合もあります。申立人が希望する人が選任されるとは限りません。後見人等が行う後見等事務を監督するために専門職を監督人を選ぶ場合もあります。後見人等や監督人は、家庭裁判所の審判により、本人の財産から報酬を受け取ることができます。
- 預貯金等の財産の内容によっては、後見制度支援信託や後見制度支援預貯金の利用を検討することもあります。



① 親族後見人等(単独)

専門職関与のケース 司法書士・弁護士等が専門職として親族後見人等をサポートします。

② 専門職後見人等(単独)

③ 親族後見人等+専門職後見人等(複数後見)※権限分掌(財産管理・身上監護)もあり。

④ 親族後見人等+専門職監督人

⑤ 後見制度支援信託・預貯金(複数後見で開始し、信託・預金が完了後、親族単独に)

4

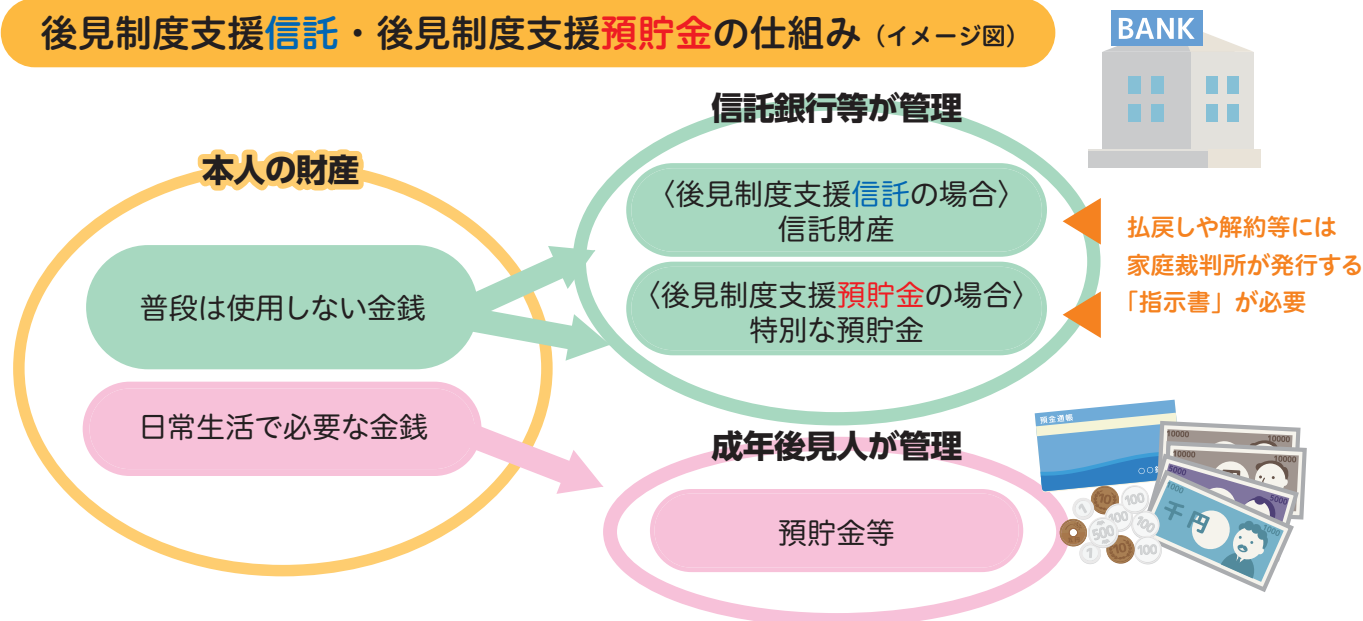
後見制度支援信託 と 後見制度支援預貯金

成年後見人が適切に成年被後見人の財産を管理するための選択肢として、家庭裁判所が後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金の利用を検討する場合があります。

これらの仕組みは、成年被後見人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託財産または特別な預貯金として金融機関が管理するものです。

両制度ともに払戻しや追加信託・追加の預入れ、契約の解除には家庭裁判所の指示書が必要となります。

後見制度支援信託・後見制度支援預貯金の仕組み（イメージ図）



	後見制度支援信託	後見制度支援預貯金
対 象	○ 成年後見 ○ 未成年後見 × 保佐 × 補助 × 任意後見	○ 成年後見 △ 未成年後見 (対象としない金融機関あり) × 保佐 × 補助 × 任意後見
取扱い金融機関	信託銀行の一部 銀行の一部	信用金庫 信用組合 農業協同組合 (JA) 銀行の一部
利用対象財産	金銭に限る	
対象財産からの払戻し	家庭裁判所の指示書が必要	

※制度を利用する際に専門職が成年後見人または成年後見監督人として関与した場合には、家庭裁判所の定める報酬が必要となる場合があります（別途、金融機関の管理報酬が生じる場合もあります）。

なお、信託契約の締結後、専門職が関与する必要性がなくなれば専門職は辞任します。

※本人の財産が複雑な場合や特定遺贈を内容とする遺言がある場合、収支計画を立てることが難しい場合など、本人の身上への配慮等から利用に適さないケースもあります。

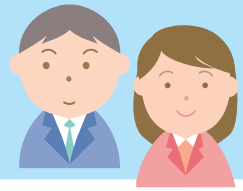
5

成年後見人の業務

家庭裁判所で選任された後見人等は、具体的にどんな業務を行うことになるのでしょうか。

ここでは、法定後見人のうち、成年後見人の業務を中心に紹介します。

年金・不動産収入・株式配当・
預貯金利息等
↓
税金・家賃・公共料金



就任直後の業務

審判書が届いて2週間経過したら、後見業務が始まります。

業務を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければなりません。

1 本人の状況の把握・調査

裁判所の記録の閲覧、本人と本人にかかわる親族や関係者との面会・面談、預貯金・保険・不動産・負債などの財産調査を行い、本人の抱えている問題や状況を把握します。

2 登記事項証明書の取得

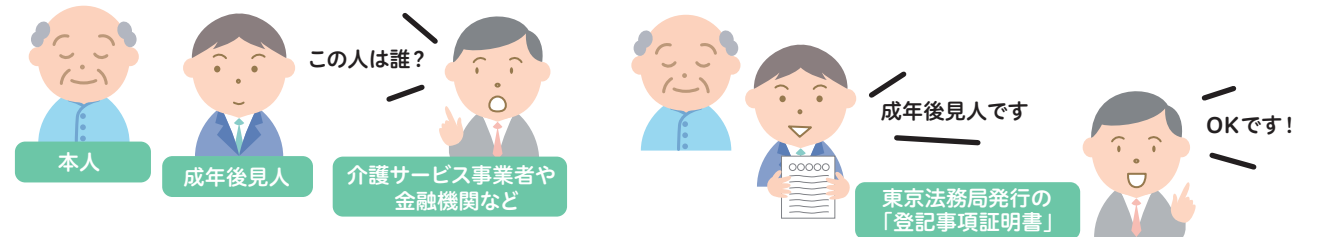
支援者であることの証明書として登記事項証明書を取得します。
銀行など金融機関での財産調査や行政の手続きをする際に必要となります。

費 用

登記事項証明書
(1通 収入印紙 550円)

取得方法

窓口申請 東京法務局及び東京法務局以外の各法務局・地方法務局の窓口へ提出
郵送申請 最寄の法務局や法務省HPなどで申請用紙を入手し、東京法務局へ提出
〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
東京法務局 民事行政部 後見登録課 (返信用封筒・切手同封のこと)



3 後見届

銀行など金融機関、年金事務所、市区町村各課など行政機関、その他各所からの郵送物など連絡が支援者に届くよう、今後の手続きのために関連各所に届出・登録を行います。

※本人宛ての郵便物を成年後見人が受け取ったときは、成年後見人が開封できます。

※家庭裁判所の審判によって、6か月以内の期間を定めて、本人宛ての郵便物を成年後見人の元に転送（回送）してもらえます。

4 財産目録及び収支予定の作成

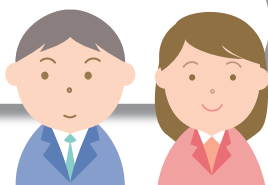
本人の財産調査の結果をもとに1年間の収支の予定を立てて、財産目録と収支予定表を作成します。

5 裁判所への報告

裁判所の定める期間内に、財産目録と収支予定表を提出します。

成年後見人の通常業務

適切な財産管理と身上保護に関する業務を行い、これを裁判所の定める期間内に報告するのが通常の業務となります。

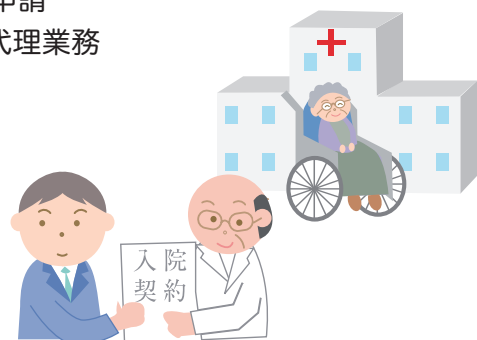


〔財産管理と身上保護の業務例〕

- 預貯金の管理（振込依頼・払戻し、口座の変更、口座の開設、解約等）
- 定期的な収入（家賃・地代・年金・障害手当金等）の受領
- 定期的な支出を要する費用（家賃・地代・公共料金・保険料・税金等）の支払い
- 証書等（登記済権利証・実印・銀行印・印鑑登録カード・個人番号カード）の保管
- 介護契約・福祉サービス契約・入退院手続き・施設入所契約、それら費用の支払い
- 介護保険、要介護認定、障害支援区分認定、健康保険等の各申請
- 行政官庁手続き（年金、登記申請・税金の申告等）の一切の代理業務
- 保険契約の締結・変更・解除、保険金の請求受領
- 不動産の売却、賃貸、住宅棟の増改築・修繕
- 相続関係手続き（相続の承認、相続放棄、遺産分割等）

これらは一例です。

後見業務はこのほか多岐にわたります。



含まれない業務

- 医療行為の同意（※ともに病状説明を聞くなどして本人の意思決定を支援する形で関与します。）
- 本人に代わって婚姻・離婚・認知・養子縁組・離縁・遺言を行うこと（身分行為）
- 居住場所を強要すること（居所の指定）
- 直接の介護や看護
- 身元保証・連帯保証 など

本人の居住用不動産の処分

本人の居住用不動産を処分（売買、取壊し、賃貸、賃貸借契約の解除、抵当権の設定等）をするには、事前に家庭裁判所に**居住用不動産処分許可の申立て**をして、その許可を得る必要があります。本人の生活や財産に大きな影響を与えるため、慎重に判断する必要があります。

支援者が報酬を受けるには

後見人等はその事務の内容に応じて本人の財産の中から報酬を受けることができます。報酬付与の申立てをすることにより、家庭裁判所がすべての事情を考慮して報酬額を決めます。

本人と後見人等とが利益相反することがあります

本人と後見人等が共同相続人である場合や専門職が複数の共同相続人の後見人等である場合の遺産分割など本人と支援者の利益が相反する場合、監督人がついている場合を除き、家庭裁判所に「特別代理人」の選任の申立てをする必要があります。



成年後見人の業務が終了するとき

本人が死亡すると後見業務は終了です。本人の判断能力が回復して後見制度を利用する必要がなくなったときも終了します。後見人等の死亡や辞任など支援者側の事情の場合、本人が後見制度を利用する必要がある限り、家庭裁判所が新たな後見人等を選任します。

■ 本人が死亡した場合

本人の死亡によって後見業務は終了し、本人の財産は相続財産として管理権限が相続人に移ります。急迫の事情がある場合を除いて成年後見人であった者に死後の事務を行う義務はなく、原則として相続人に委ねられることとなります。ただし、成年後見人であった者は次の業務を行います。

《本人死亡後の主な業務》

1 相続人の調査

財産を引渡すために、戸籍等を調査して相続人を探します。

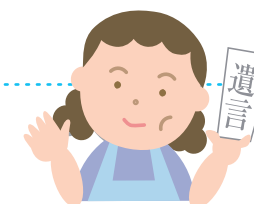


2 管理の計算（財産目録、収支状況報告書の作成）

就任時から任務終了までの全財産の収入支出を計算し、相続人に対して、財産変動と現在の財産を業務終了時から2か月以内に報告します。

3 成年後見終了登記の申請

終了後速やかに、東京法務局に終了の登記申請をします。



4 財産の引渡し

※遺言書がある場合

- 遺言書の内容に従って引渡します。
- 遺言執行者が指定されている場合は、遺言執行者に引渡します。

※遺言書がない場合

- 相続人に引渡します。
- 相続人が複数の場合、原則、全員に引渡すことになります。

※相続人がいない場合

- 利害関係人として相続財産管理人の選任申立を行い、選任された相続財産管理人に引渡します。



5 家庭裁判所への終了報告

財産引渡し完了したら最終の報告をします。これで後見業務はすべて終了します。

本人が死亡した場合、その相続人が相続財産を管理することができるまで、成年後見人は以下の保存行為ができるようになりました。ただし、相続人が反対した場合はこの限りではありません。

- 1 相続財産である特定の財産の保存に必要な行為。
 - 2 相続財産である債務（弁済期が到来しているもの）の弁済。
 - 3 遺体の火葬や埋葬に関する契約、その他相続財産の保存に必要な行為。
- ただし、この③だけは、家庭裁判所の許可を得なければなりません。

6

任意後見制度 ～将来の安心のために今から備える～

任意後見制度は、将来のために、支援する人も支援内容も自分であらかじめ決めすることができる制度です。すでに判断能力が不十分な方が利用することができる法定後見制度に対し、現在、本人の判断能力に問題はなく、今は何でも自分で決められるけれども、将来が不安だという方が利用できる制度です。



例えば、

- 一人暮らしで身寄りがないので、将来、入院した時の手続きや支払いが心配だ。
- 将来、もし認知症になったら困る。
銀行や市役所等の手続き、施設の入所手続きやその支払いはどうすればいいのか…
アパートの管理や所有している土地を売却する必要が出てきたらどうすればいいのか…

などの不安に備えることができます。

今できる5つの仕組み

今すぐ何ができるのかしら。



① 見守り契約

今現在、自分で何でもできるけれども、将来が不安で、今から少しでも安心したい方に利用をお勧めできるのが、「見守り契約」です。判断能力が低下する前から定期的に面談をしたり、連絡をとったりすることで、生活の状況や健康状態を確認し、あなたを見守ります。あなたに代わって契約などはしませんが、ホームドクターのような気軽な相談相手として、信頼できる方と常に繋がっている安心感を得ることができます。

お変わりありませんか？



② 任意代理(財産管理)契約

現在、既に病気や身体の障害によって財産の管理ができなくなっている、介護サービスの手続きが難しいとの心配がある方や、将来、病気など身体的な面が心配で、そのような場合に備えたい方にお勧めするのが、「任意代理(財産管理)契約」です。例えば、通帳の保管や預金の引き出し、各種支払い、介護サービス・入院手続きなど、契約で決めた手続きをあなたに代わってしてもらうことができます。

判断能力がしっかりしていても、病気等で身体を思うように動かすことができない。



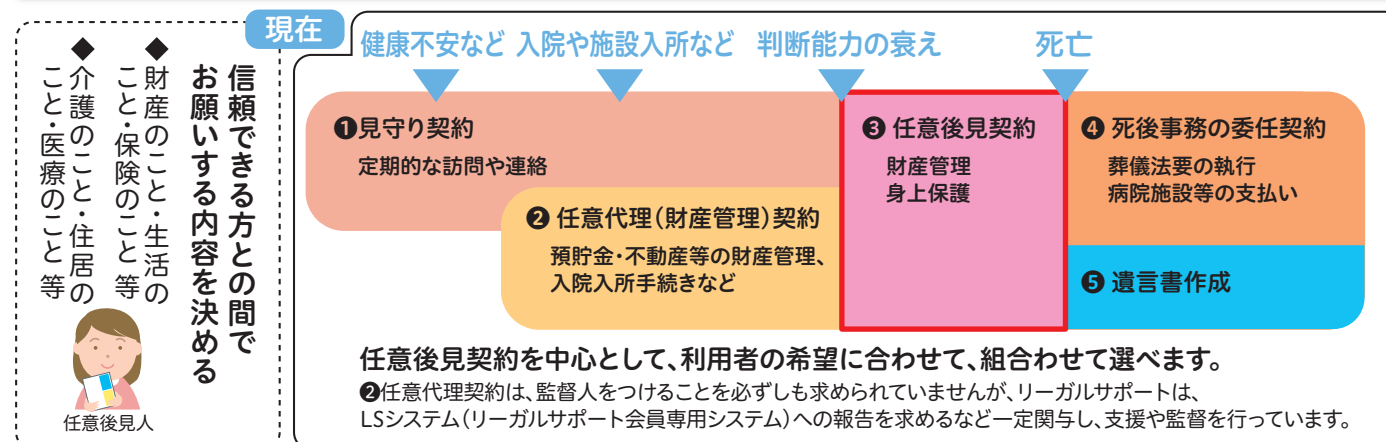
(※1) 公証役場で任意後見契約公正証書が作成されると、法務局でその内容が登記されることになります。

(※2) 任意後見監督人とは…

任意後見人の事務が適正に行われるようにするため、家庭裁判所が中立的な立場の任意後見監督人を選任し、任意後見人を監督します。

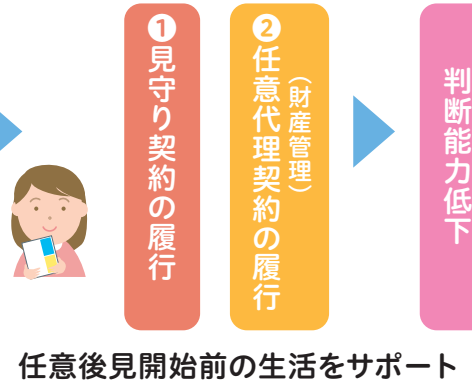
判断能力十分

判断能力低下



公証役場

公正証書にする
(※1)



家庭裁判所

任意後見監督人
選任申立

任意後見監督人
選任
(※2)



任意後見開始

③ 任意後見契約の履行

判断能力低下後の生活をサポート

判断能力に不安が生じた後に支援が始まります

③ 任意後見制度の仕組み

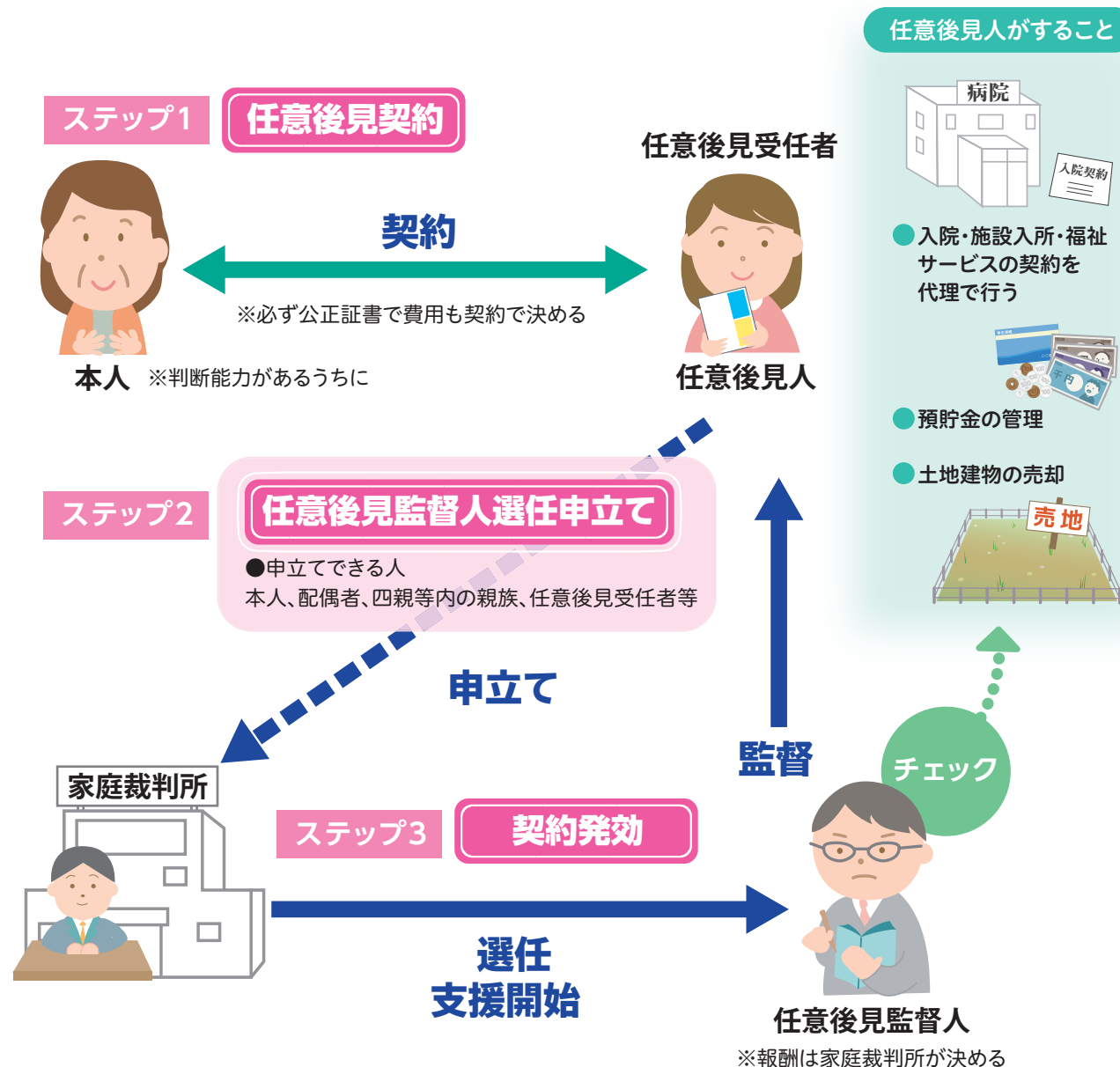
今決めておくことができるのは安心！



今は大丈夫だが、将来、判断能力が衰えた時のことを思うと不安だ。

《任意後見制度の3つのステップ》

- ステップ1 支援してくれる人(任意後見受任者)と **任意後見契約** を締結します。
- ステップ2 判断能力が衰えた時に、家庭裁判所に **任意後見監督人選任申立て** をします。
- ステップ3 任意後見監督人が選任されて、**任意後見が始まり** ます。



注意事項

法定後見と異なり、自分のした行為について、法律上の取消権は任意後見人にはありません。

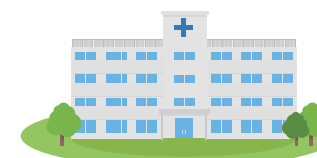


任意後見制度 ここが知りたい！

Q1 任意後見契約では、私の代わりにどんなことをしてもらえるのですか？

A1 大きく分けて、日常の継続的な事項と臨時的な事項について代理してもらえます。支援してもらいたい内容の代理権目録を作成します。

- 継続的管理業務として
 - ①預貯金の管理(振込依頼・払戻し、口座の変更、口座の開設、解約等)
 - ②定期的な収入(家賃・地代・年金・障害手当金等)の受領
 - ③定期的な支出を要する費用(家賃・地代・公共料金・保険料・税金等)の支払い
 - ④生活費の送金
 - ⑤証書等(登記済権利証・実印・銀行印・印鑑登録カード・個人番号カード)の保管
 - 臨時的な管理業務として
 - ①介護契約・福祉契約・入退院手続き・施設入所契約
 - ②保険の締結・変更・解除、保険金の請求受領
 - ③不動産の売却、賃貸、住宅等の増改築・修繕
 - ④行政官庁手続き(年金、登記申請・税金の申告等)の一切の代理業務
- ※あなたの生活や将来の希望に合わせて、じっくり相談して決めましょう。



Q2 任意後見人や任意後見監督人へ報酬は？

A2 任意後見人の報酬は、契約の相手方と話し合いで決め、任意後見契約公正証書に記載します。任意後見監督人の報酬は、家庭裁判所が決定し、本人の財産から支払われます。

Q3 一度締結した任意後見契約は変更できますか？

A3 変更できる内容とできない内容があります。報酬額を変更することはできますが、任意後見人を別の人にする変更や代理権の範囲を変更することはできません。ただし、現在の契約を解除して、改めて変更したい内容で任意後見契約を締結することはできます。

Q4 任意後見契約を解除できますか？

- A4** 契約当事者どちらからも解除できます。
- 任意後見監督人が選任されていない場合
⇒公証人の認証を受けた書面によっていつでも解除できます。
 - 任意後見監督人が選任されている場合
⇒正当な理由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、解除できます。



④ 死後事務の委任契約

私が死んじゃった後はどうなるのかしら…

任意代理・任意後見契約は、本人が死亡すると、その時点で終了してしまいます。それでは、入院費の清算・葬儀・納骨などはいったいどうなるのでしょうか。このような問題に対応するために、任意後見契約とあわせて定めておくのが、死後事務の委任契約です。

亡くなった後の支援です

あなたの気持ちを尊重して、人生の最後をしめくくるための契約です。



死後事務の委任契約でできること（例）

- 医療費などの支払いに関する事務
- 老人ホームなど施設利用料の支払いなどに関する事務
- お通夜や葬儀、納骨、永代供養などに関する事務
- 行政官庁などへの届出事務
- 家財道具や生活用品などの処分に関する事務... など



親なき後問題への応用

知的障害などのある子の面倒を親が見ている場合に、親が亡くなった後にその子はどうやって支援していくかという問題を「親なき後問題」と言います。

- 障害者年金等の年金収入で生活費は足りるのか。
- 親がその子にたくさん遺産を残した方がいいのか。
- 預金を下ろしたり支払いをしたりと、きちんと金銭の管理ができるだろうか。
- 施設に入所することになったら、入所の契約はどうすればいいのか。
- 年金の手続きや福祉サービスなどの手続きはどうするのか。

等々心配は尽きません。親が死亡した後ではなく、親が元気なうちにどのように備えるかが重要です。

その方策の一つとして、成年後見制度を利用することができます。

また、遺言や民事信託（家族内の信託）などを併せて利用することを検討されてはいかがでしょうか。

詳しくは、P.18へ



⑤ 遺言

子どもがいないから私の財産について
きちんと遺しておきたいわ。



遺言は、最後の自己決定です。そして、残された者への最後のメッセージです。

私が私であるために、今できるもう一つの仕組みです。
財産は自分の生きてきた証でもあります。天国に持っていくわけにはいきません。
自分の財産をだれに、どのように分けるのか。遺言があれば、遺言が優先されます。



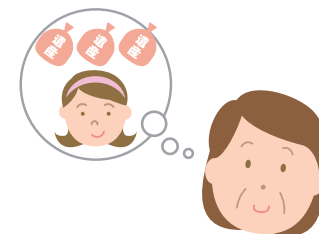
遺言があった方が望ましいケース

① 相続人の中で、遺産分割協議をするのは難しいと思う…

- 子がなく、たくさんの兄弟がいるが、配偶者に話し合いをさせるのは大変そうだ。
- 兄弟姉妹もすでに亡くなっており、付き合いのない甥姪がどうも何人もいようで、連絡をとるだけでも難しいと思う。
- 財産が今住んでいる土地建物だけしかないから、自宅を配偶者が相続する代わりに兄弟や甥姪に現金を支払うとなると、自宅の売却も…。自宅に住み続けられるようにしてあげたい。
- 障害をもった子に多く遺したい。
- 障害をもった長男の面倒を見てくれる長女に多く遺したい。

② 相続人でない者に遺産を分けたい。

- 相続人が一人もないから、せっかくなら、お世話になった方や施設に財産を遺したい。
- 動物愛護団体やユニセフなど、社会のために寄付したい。
- 長男が死亡した後も、ずっと長男の嫁が世話をしてくれているので、お礼の気持ちとして遺産を渡したい。
- 内縁関係の妻や夫（事実婚）がいるので、連れ添ったパートナーの生活を守りたい。



※兄弟姉妹以外の各相続人には一定の割合の相続権を保障する「遺留分」を請求する権利があります。

遺言で決定できること

- ① 財産に関すること 遺贈・相続分の指定・遺産分割方法の指定・配偶者居住権・遺言執行者の指定・生命保険金受取人の指定 など
- ② 相続人に関すること 推定相続人の廃除・祖先の祭祀主宰者の指定 など

※遺言は取り消す（撤回する）ことができます。

※希望などのメッセージ「付言事項」を書き残すことができます。

「私は、良き妻と良き子供たちのお蔭で、今まで楽しい人生を送ることができた。これはなにものにも替えられない幸福であり、深く感謝する。子供たちは、母親にいつまでもやさしくし、くれぐれも遺産争いなどはせず、仲良く暮らしてほしい。」



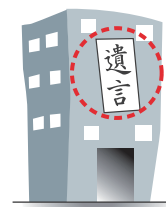
遺言のしかた

①公正証書遺言

あなたの意向をもとに
公証人が遺言書を作成
します。公証役場で遺
言をしますが、自宅、
病院などでもできます。



※2人以上の証人の立会いが必要です。



公証役場に原本が
保管されます。

死亡



すぐに財産を
受け取ることができます

「公正証書遺言」のメリット

- 家庭裁判所の検認手続きが不要で、遺言者の死亡後、ただちに執行できます。
- 遺言の内容、真偽などについてのトラブルを未然に防止できます。
- 改ざんなどの心配がありません。

「公正証書遺言」のデメリット

- 数万円の費用がかかります。

②自筆証書遺言

自分で全文と日付・名前を書き
印鑑を押します（財産目録は自
書の必要はありません）。間違え
たときの訂正方法が決められてい
ますので、注意が必要です。



保管中に改ざんされない
ように注意が必要です。

死亡



家庭裁判所で検認を受けなければなりません。

財産の受け取り

「自筆証書遺言」のメリット

- いつでも簡単に作成することができます。

「自筆証書遺言」のデメリット

- 専門家の関与なく作成した場合、気持ちは伝わっても、遺言の内容が不明確になるなど、遺言による処分ができなくなることがあります。
- 改ざん・紛失等の危険があります。また、発見されなかったときは、せっかく遺言を書いてもその意思は実現されません。
- 家庭裁判所の検認手続きを経なければ執行できません。

このほかにも秘密証書遺言（民法第970条）の方法もあります。また、死亡の
危急に迫った人等がすることができる特別の方式の遺言も認められています。

新制度

自筆証書遺言書保管制度

令和2年7月10日から全国の法務局で自筆証書遺言書保管制度が開始されました。
この制度は、遺言者本人が自筆証書遺言書を法務局に保管することを申請できるもので、遺言者にも、相続人にもメリットがあります。

- ①法務局が管理するため、遺言書を改ざんされたり紛失したりする恐れがありません。
 - ②自筆証書遺言書に必要とされる家庭裁判所での検認の手続きが不要です。
 - ③遺言書を原本及びデータの両方で保管するため、遺言者は、全国の法務局で遺言者の内容を閲覧することができます（原本自体の確認ができるのは保管を申請した法務局のみです）。
 - ④遺言者が死亡した場合、特定の方に遺言書を保管している旨のお知らせを送ることができます。
- 以上のメリットから、自筆証書遺言書保管制度は、安価な手数料で遺言書を適正に管理でき、相続人の手続きを緩和するものとして注目されています。

親なき後問題 ～残された子のために～

対応策その1 法定後見制度を利用する

●リレー方式（単独後見）

当初は、親が後見人等になって本人を支援します。
後見人等である親が亡くなったとしても、家庭裁判所が新たな後見人等を選任するので、支援を継続できます。

●親族で複数後見

親とともに子の兄弟など親族が後見人等になり、親が亡くなった後はもう一人の親族後見人等が引き続き支援します。

●専門職と複数後見

親とともに専門職が後見人等となり、親が亡くなった後は専門職後見人等が引き続き支援します。

対応策その2 任意後見制度を利用する

子に一定の判断能力がある場合には、本人も親も信頼できる人と本人とが任意後見契約を締結します。
望みどおりの人から、本人の意思をきめ細やかに反映した望みどおりの支援が受けられます。

対応策その3 遺言を利用する

障害のある子自身やその子の面倒を見てくれる親族に多く遺産がわたるようにすることが考えられます。

対応策その4 民事信託（家族内の信託）を利用する

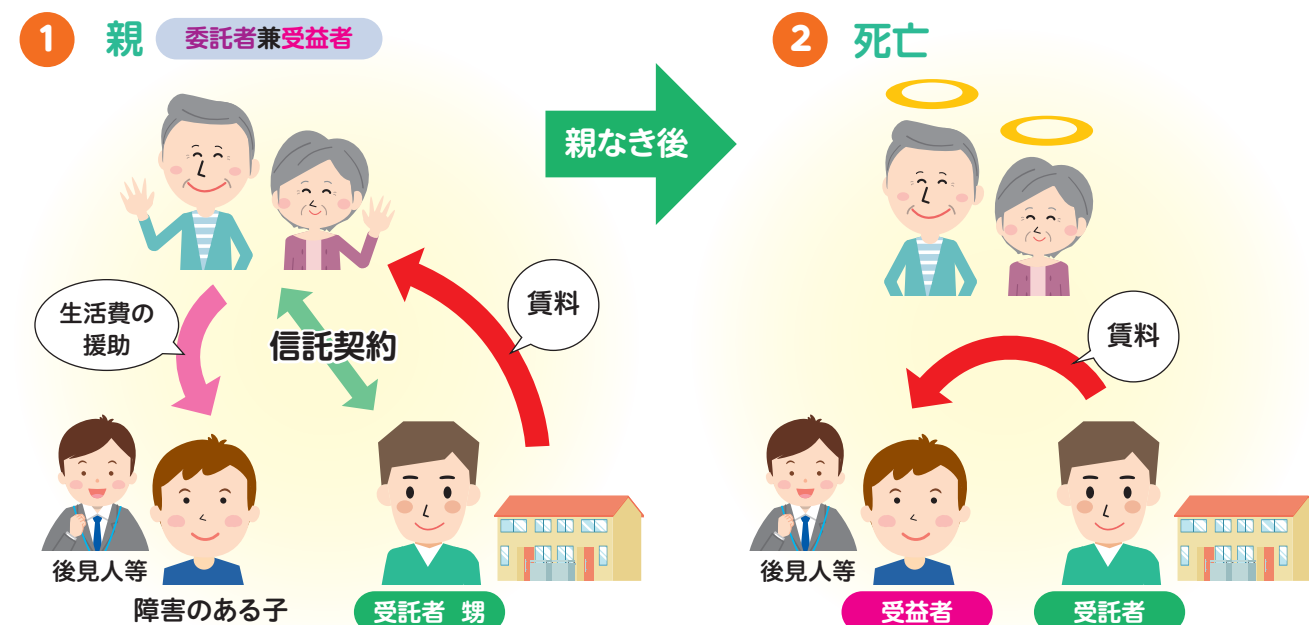
信託とは、財産を持っている人（**委託者**）が信頼できる相手（**受託者**）に、その財産の運用で利益を得る人（**受益者**）のために、自分の財産の管理や処分をする権限を託す財産管理の仕組みです。信託銀行と間の信託の契約を商事信託というのに対し、家族や親族との間での信託の契約を民事信託といいます。

家族などに財産を託す契約をして管理・処分してもらうことができ、財産を託された人（**受託者**）がお金の出し入れや不動産の売却などを行います。

民事信託を利用するメリットとしては、

- ①親が亡くなっても障害のある子の生活資金を確保できます。
- ②親が亡くなった後でも煩雑な相続手続きを経ることなくスムーズに障害のある子をサポートできます。

●イメージ図



『親が元気なうちは一人息子へ金銭的支援もできるし、親が死亡したら遺産は子が相続することができる。けれども、子は自分で財産を管理できないだろうから、子に後見人等を就けておこう。そして、信頼できる甥と信託契約を締結してアパートの管理処分を託すことにして、親が元気なうちは親が賃料を受け取る**受益者**として、親の死後は子を**受益者**とすれば、子の生活資金も確保できて安心だ。』

7

関連制度

1. 介護保険制度

2000年に成年後見制度と同時に開始した社会全体で介護を支えようとする制度です。

- ①介護サービスの提供を受けるには契約が必要です。
- ②介護サービスの費用負担には社会保険方式を採用しています。判断能力が低下した高齢者が介護サービスを受けようとする場合、本人を支援したり代わりに契約をしたりするため、成年後見制度の利用に繋がります。



2. 障害福祉制度

障害者総合支援法(旧・障害者自立支援法)のもと、知的障害者や精神障害者、身体障害者が自らの意思で選択した福祉サービスを利用し、自立した社会生活を送れるようにしようとする制度です。障害者が福祉サービスを利用しようとする場合、本人を支援したり代わりに契約をしたりするため、成年後見制度の利用に繋がります。

3. 日常生活自立支援事業

全国の社会福祉協議会が、軽度認知症の高齢者や知的障害や精神障害のある方のために実施している事業です。利用するには契約が必要で、サポートできる範囲は、次のとおりです。

- ①福祉サービスの利用援助
- ②日常的な金銭管理
- ③書類等の預かりサービス

4. 成年後見制度利用支援事業

経済的な理由で成年後見制度が利用できないことのないよう、費用の全部または一部を助成する厚生労働省の事業で、各市町村が窓口です。

後見人等の報酬や申立て費用などの必要となる経費の一部について、助成がなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人、例えば、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者や資産、収入等の状況がそれに準じると認められる人が対象です。



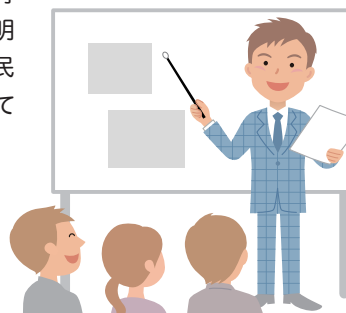
5. 公益信託成年後見助成基金

経済的理由で制度を利用できない方がないようにと、2001年リーガルサポートが別機関として発足させた基金です。成年後見制度利用のための費用を負担することができない方々の後見人等(親族以外の第三者に限る)の報酬に充てられ、その後見活動を支援しています。助成金は、この基金の目的に賛同する方々からいただいた寄付や遺贈でまかなわれています。



6. 市町村による市民後見人育成事業

支援を受ける本人と同じ地域に生活する一般市民が、本人の後見人等となって、本人を支援します。「成年後見制度利用促進法」(平成28年4月成立)では、市町村が市民からの後見人を育成して活用を図ることが明記され、今後はさらに市民後見人の活躍が期待されています。



8

これからの成年後見制度

平成28年「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、翌29年「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。そして、令和4年度からは第二期「基本計画」に基づく取り組みが始まりました。

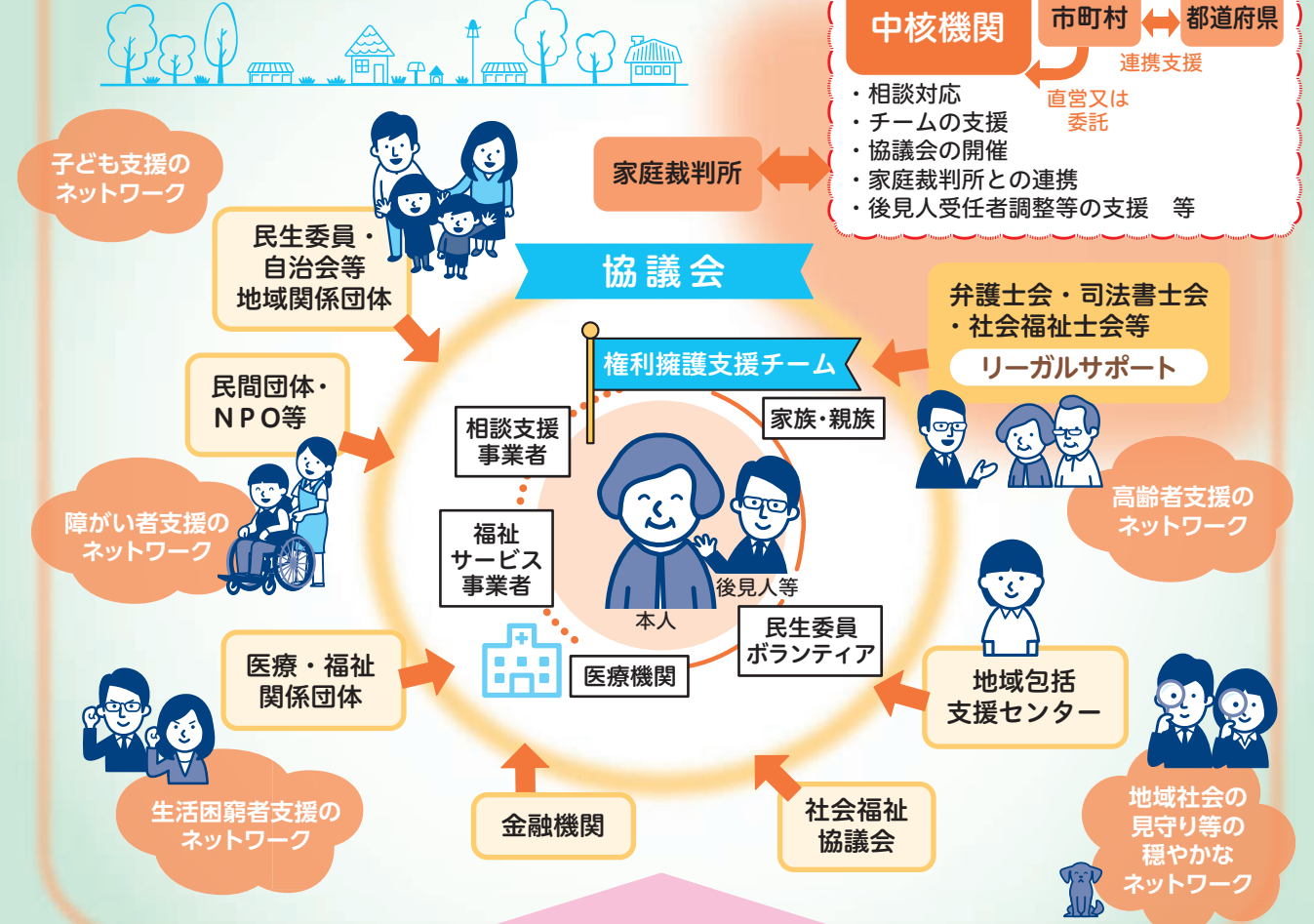
地域共生社会の実現と権利擁護支援の充実を目指し、本人を中心とした成年後見制度の利用促進が広がりをを見せています。

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

地域連携ネットワークのイメージ



自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

意思決定支援

権利侵害の回復支援

令和2年10月に「意思決定支援(本人を中心とした支援・活動の共通基盤となる考え方)を踏まえた後見事務のガイドライン」が策定されました。

1 リーガルサポートって？

リーガルサポートは成年後見制度を担う司法書士の団体です。

司法書士は、令和4年2月1日現在、全国に2万2822人、司法書士法人は976法人、全員が各都道府県の司法書士会に入会しています。都市部にも地方にも全国各地に司法書士の事務所があります。

司法書士は街の身近な法律家です！

司法書士の主な仕事 ① 登記

不動産登記

- *売買・贈与、相続による所有権移転登記
- *融資に伴う抵当権・根抵当権設定登記
- *ローン完済時の抵当権抹消登記 など

商業法人登記

- *会社の登記(設立・役員変更・商号変更・本店移転・増資・合併等)
- *会社以外の法人の登記(社会福祉法人・NPO法人等) など



司法書士の主な仕事 ② 裁判関係

裁判書類作成

- *売掛金請求などの民事訴訟(訴状・答弁書・準備書面等)
- *個人破産・個人再生申立書
- *相続放棄申述書
- *遺産分割・離婚などの調停申立書
- *成年後見等開始申立書 など



司法書士の主な仕事 ③ 簡裁訴訟代理等関係(認定司法書士のみ)

簡裁訴訟代理等関係業務

- *簡易裁判所における140万円以内の訴訟(貸金・売掛金の請求、過払い金・敷金の返還請求等)
- *少額訴訟(60万円以内)とその執行(差押)
- *上記についての裁判外の和解 など

司法書士の主な仕事 ④ 財産管理関係

財産管理業務

- *相続財産管理人
- *不在者財産管理人
- *銀行等の相続手続(紛争性がない場合)
- *遺言執行者 など



成年後見関係

- *法定後見 ●成年後見人・保佐人・補助人・成年後見監督人など
- *任意後見 ●任意後見人・任意後見監督人

司法書士の主な仕事 ⑤ 相談

※上記に関する相談業務

成年後見制度を担うため
司法書士がリーガルサポートを設立しました。

リーガルサポートと成年後見制度

●リーガルサポートは成年後見制度を支える公益社団法人です。



1999年(平成11年)12月、リーガルサポートは成年後見制度の施行に先立ち、全国の司法書士によって社団法人として設立されました。

高齢者、障害者等が自らの意思に基づき安心して日常生活を送ることができるように支援し、もって高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的にしています。

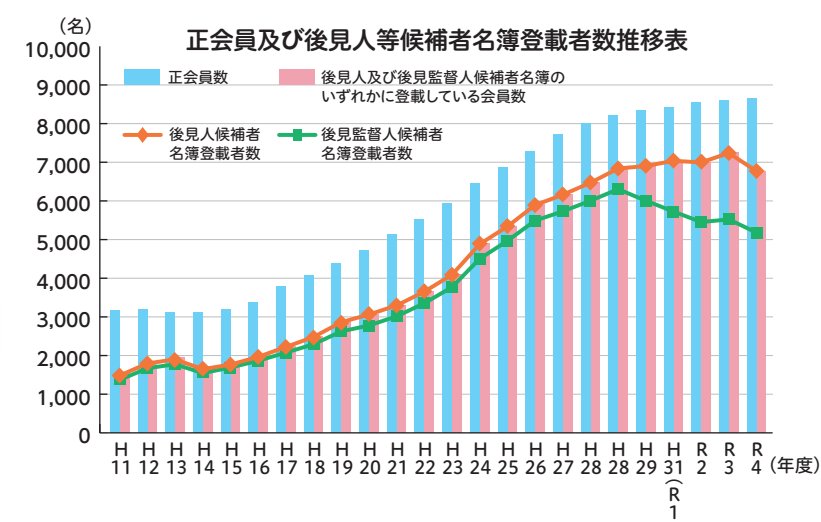
2011年(平成23年)に公益社団法人の認定を受け、現在も日本の成年後見制度を支え続けています。

●リーガルサポートは日本最大の専門職後見人団体です。

リーガルサポートの正会員はすべて司法書士です。司法書士はこれまで、重要な財産の管理・保全や民事紛争の解決など、みなさまのそばでみなさまの権利を守る法律の専門家としての役割を果たしてきました。

リーガルサポートは、全国都道府県ごとに50の支部(北海道は4支部)あり、全国8000人を超える会員がそれぞれの地域の実情に即した後見業務を行っています。

全国各地に
50支部

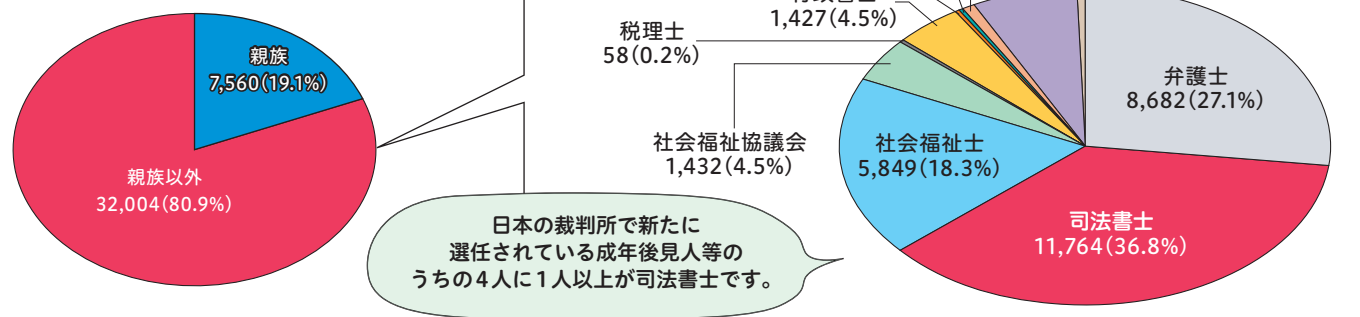


●司法書士は第三者後見人の中で一番多く選任されています。

司法書士は、成年後見制度が始まって以来、親族以外の第三者後見人の中で一番多く家庭裁判所から選任されています。リーガルサポートは、その信頼に応えるべく、会員が適切な後見業務を遂行することができるよう、研修制度や報告制度などを採用しています。

成年後見人等と本人との関係別件数・割合

最高裁判所 令和4年「成年後見関係事件の概況」より



日本の裁判所で新たに選任されている成年後見人等のうちの4人に1人以上が司法書士です。

●専門職後見人としての知見を活かし国や自治体に意見を述べています。

成年後見制度利用促進専門家会議をはじめ、国や自治体の成年後見制度施策に関する会議にリーガルサポート会員が委員として就任し、成年後見制度の発展のために意見を述べています。

リーガルサポートは元気なうちから トータルなサービスを提供します

成年後見制度は、判断能力が衰えてしまっても利用できます。
元気なうちに成年後見制度を利用して自分や家族の将来について準備することもできます。
どのような段階でも、リーガルサポートにご相談ください。
リーガルサポートは **いつも、あなたのそばに** います。

元 気



- **今を大切に！**
「見守り契約」や「任意代理契約」で支援します。 →P.12へ
(原則として「任意後見契約」と併せての締結が必要です。)
- **将来に備える！その1**
「任意後見契約」で支援します。 →P.13へ
- **将来に備える！その2**
「死後事務の委任契約」や「遺言書」作成を支援します。 →P.15・16へ

判断能力の 衰え

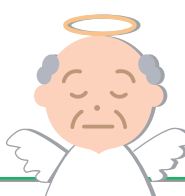


- 法定後見制度 →P.3へ 任意後見制度 →P.11へ
- **補助人・保佐人・成年後見人として**
法定後見制度を利用して、あなたの意思を尊重し、あなたの人生を支援します。
 - **補助監督人・保佐監督人・成年後見監督人として**
親族が後見人等になった場合など、監督人として後見人等を支援監督します。
 - **任意後見人として**
あらかじめ決めておいた任意後見契約に沿って、あなたの希望した生き方を実現します。
 - **任意後見監督人として**
監督人として任意後見人を監督して、あなたの人生を守ります。

身元保証問題

高齢者の入院や施設入所に際し、身元保証人を求められることがありますが、
成年後見制度を利用することで入院や施設入所ができるケースが増えてきています。

死 亡



- **あなたの最後の意思を実現します**
「死後事務の委任契約」でお葬式や埋葬などの手続きを行います。 →P.15へ
遺言執行者（「遺言書」で指定された場合）としてあなたに代わって
あなたの最後の想いを叶えます。 →P.16へ

そして 天国から

- **親なき後も安心して**
残された障害を持つ子が安心して人生を送れるよう
に、成年後見制度や民事信託などの仕組みを利用
して支援します。 →P.18へ



2 リーガルサポートが選ばれる理由

司法書士は成年後見制度が始まって以来、親族以外の第三者後見人の中で一番多く家庭裁判所から選任されています。
リーガルサポートは、成年後見制度を安心して利用いただくために、研修制度や管理体制など、多くの工夫でさまざまなお声に対応しています。

成年後見制度を安心してご利用いただくための工夫

後見人等候補者名簿

一定の研修を履修したリーガルサポート会員だけが後見人等や監督人にふさわしい候補者として名簿に登録されます。
この名簿は、家庭裁判所に提出され、名簿の中から選任された会員が後見人等として全国各地で活躍しています。
名簿登録会員には、「登録証明書」を発行しています。



後見人には
リーガルサポート会員に
なってほしい

会員研修

リーガルサポート会員は、法律以外の関連分野の研修も定期的・継続的に受講しています。
リーガルサポートから家庭裁判所に推薦される会員は、医療、介護、福祉分野や倫理、ディスカッション形式など、リーガルサポート所定の研修を15科目22時間以上履修しています。さらに、2年ごとに15時間以上の研修の受講が義務付けられています。
会員は、法律と福祉の両方の知識や経験が要求される相談に対応することができます。



後見人には
知識豊富な専門職に
就いてほしい

管理指導体制

家庭裁判所への業務報告とは別に、独自に業務報告を義務付けています。
後見人等は、通常1年に1度、家庭裁判所に業務報告を行います。リーガルサポート会員は、適切な後見業務を行うために、より短い期間で（原則として6か月に1度）、会員報告専用で開発した「LSシステム」を利用して業務報告を行っています。
報告を受けた支部が精査し、必要に応じて業務のあり方の修正を指示することで会員がさらに適切な後見業務を遂行できるようにしています。



常に適切な
後見業務を行って
ほしい

法人後見

居住地を変える予定があったり、財産が各地に散在していたり、刑事事件が関係する場合などは、全国組織であるリーガルサポート自身が法人として後見人等になり、全国各地の会員を活用して継続的に広範囲に支援します。また、支援を受ける人が若い方の場合や個人の後見人等での支援が困難と思われる場合には、リーガルサポート法人会員（司法書士法人）が対応しています。



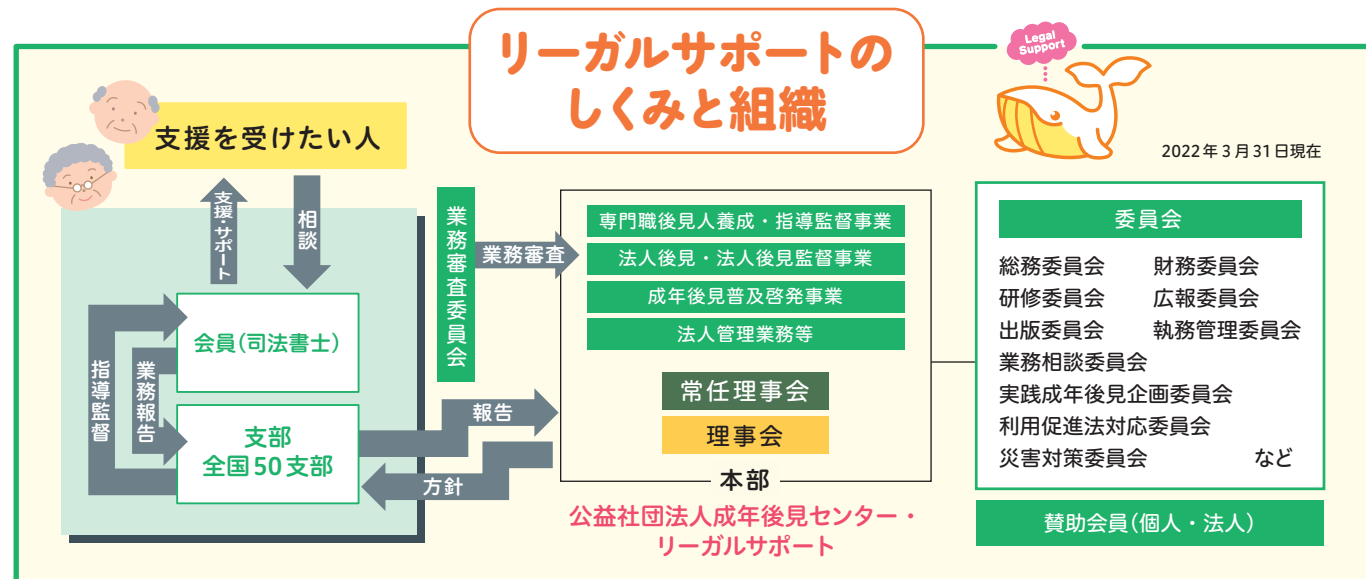
本人の状況に合わせて
細やかに配慮してほしい

福祉・権利擁護関係機関との連携

リーガルサポート会員は、各地域の中核機関や社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者地域生活支援センター等権利擁護や福祉の関係機関と日頃から連携しています。
また、地域で実際に使える関係制度の実際の運用や仕組みに精通し、困難案件についてもケアマネジャー等福祉や介護の関係者と協力して対応し、本人の権利擁護支援に取り組んでいます。



さまざまな機関と
連携して後見業務を
行してほしい



さまざまな活動 成年後見制度に関連した事業に取り組んでいます

●成年後見制度や申立手続き等の相談

毎年全国の各都道府県にある支部で、無料（一部有料）の「成年後見相談」を実施しています。
無料電話相談や定例の無料面談相談を実施している支部も多くありますので、各支部にお問い合わせください。

●親族後見人養成講座、講演会、説明会、市民後見人育成支援活動

後見の専門職団体であるリーガルサポートが親族や市民の方を対象とした育成講座や説明会を実施しています。

●シンポジウムの開催

成年後見制度の研究者や多職種と連携して研究を重ね、シンポジウムや公開講座を企画実施しています。

●講師の派遣

全国各都道府県の支部では、シンポジウムや講演会への講師や相談員を派遣しています。

●成年後見制度の改善研究・提言活動

＊第二期成年後見制度利用促進基本計画（案）について
＊任意後見制度の利用促進について
＊保佐・補助制度の利用の促進について

＊入院や施設入所の保証人について
＊医療行為の同意をめぐる問題について
＊制度利用者の資格制限について

など、成年後見制度の課題に取り組み、提言を行っています。

●書籍の発刊

成年後見制度に関する専門書や一般市民に向けた広報誌など、さまざまな出版物を作成しています。

実践成年後見【隔月誌】

市民後見人養成講座

リーガルサポートプレス



※研究・提言・発刊書籍関係はリーガルサポートホームページをご覧ください。 <https://www.legal-support.or.jp/public>

3 こんな時はリーガルサポートにご相談ください

リーガルサポートでは、
成年後見のあらゆる相談に対応するため、
全国各支部に相談の窓口を設置しています。

最も大切なのは
ひとりや家族だけで
問題を抱え込まない
ことです！

成年後見制度を利用しようと思ったときは、ご相談ください

成年後見制度を利用するには、家庭裁判所に申立てが必要です。

申立関係書類を作成します

- 家庭裁判所に提出する書類を自分で作成するのが大変なときは、リーガルサポート会員に依頼すれば、申立書等を作成します。
- 申立書に何を記載すべきかなど、書類の作成方法に精通しています。
- 多肢にわたる必要書類を効率よく揃えられます。

※経済的に余裕がない方については、無料での相談や申立費用・書類作成費用などの立替えを行い援助する法テラスの民事法律扶助を利用できる場合があります。詳細はご相談ください。

将来に備えた支援もできます

- リーガルサポート会員が任意後見人となって支援します。
- 親族間の任意後見契約をサポートします。
- 遺言の作成をサポートします。

申立時に後見人等候補者になります

- 本人に家族がいない場合や、本人の財産管理に困難を伴ったり親族間に紛争があるなどの事情があったりする場合にご相談ください。
- 家庭裁判所に後見人等候補者名簿を提出しており、信頼と実績があります。
- 常に研鑽し、制度変更にも柔軟に対応することが出来ます。
- 後見制度支援信託利用のための後見人等候補者にもなります。

後見人等になった方もご相談ください

親族後見人への助言と支援を行います

- 親族後見人が疑問や不安に思っていることをお聞きして、最善の方法と一緒に考えるなど、本人のみでなく親族後見人への支援も行います。
- 本人もご家族も可能な限り満足のいくよう、その方の生活状況にあった解決方法を考えるよう努めます。

私たちリーガルサポートは
高齢者・障害者の暮らしと
財産をまもります！



最新の情報を提供

ホームページ <https://www.legal-support.or.jp> にて最新の情報を提供しています。

いつも、あなたのそばに。

always by your side

成年後見制度はご本人の権利や財産を守り、
意思決定を支援する身近な仕組みです。



ホットちゃん



エールくん

リーガルサポート
公式キャラクター

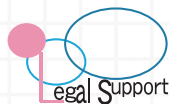
ご相談は
リーガルサポートへ！

リーガルサポートは成年後見業務を
専門とする司法書士の団体です。

国家資格をもつ法律の専門家である司法書士が支援します。

充実した研修制度をもち、後見人としてのノウハウと倫理を学んでいます。

全国各地に 50 支部があり、どこでも良質なサービスを提供します。



公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館

<https://www.legal-support.or.jp/>



お問合せはお近くの支部まで **HP** マークのある支部にはホームページがあります

リーガルサポート

検索

札幌支部	011-280-7078	HP	静岡支部	054-289-3999	山口支部	083-924-5220	HP
函館支部	0138-27-2345	HP	山梨支部	055-254-8030	岡山支部	086-226-0470	HP
旭川支部	0166-54-3312		ながの支部	026-232-7492	鳥取支部	0857-24-7013	HP
釧路支部	0154-41-8332		新潟県支部	025-244-5141	しまね支部	0854-22-1026	
宮城支部	022-263-6786		愛知支部	052-683-6696	香川県支部	087-821-5701	HP
ふくしま支部	024-533-7234		三重支部	059-213-4666	徳島支部	088-622-1865	HP
山形支部	023-623-3322		岐阜県支部	058-259-7118	高知支部	088-825-3141	
岩手支部	019-653-6101		福井県支部	0776-36-0016	えひめ支部	089-941-8065	
秋田支部	018-824-0055		石川県支部	076-291-7070	福岡支部	092-738-1666	HP
青森支部	017-775-1205		富山県支部	076-431-9332	佐賀支部	0952-29-0626	
東京支部	03-3353-8191	HP	大阪支部	06-4790-5643	長崎支部	095-823-4710	
神奈川県支部	045-640-4345	HP	京都支部	075-255-2578	大分支部	097-532-7579	
埼玉支部	048-845-8551	HP	兵庫支部	078-341-8686	熊本支部	096-364-2889	HP
千葉県支部	043-301-7831	HP	奈良支部	0742-22-6707	鹿児島支部	099-248-8860	HP
茨城支部	029-302-3166	HP	滋賀支部	077-525-1093	宮崎県支部	0985-28-8599	
とちぎ支部	028-632-9420	HP	和歌山支部	073-422-0568	沖縄支部	098-867-3526	
群馬支部	027-224-7771	HP	広島県支部	082-511-0230	本 部	03-3359-0541	HP

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン

2020年（令和2年）10月30日

意思決定支援ワーキング・グループ

目 次

第1	はじめに	
1	ガイドライン策定の背景.....	1
2	ガイドラインの趣旨・目的等.....	2
第2	基本的な考え方	
1	本ガイドラインにおける意思決定支援の定義.....	2
2	本ガイドラインにおける意思決定能力の定義.....	3
3	本ガイドラインにおける意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則	3
(1)	意思決定支援の基本原則.....	3
(2)	代行決定への移行場面・代行決定の基本原則.....	3
4	後見人等として意思決定支援を行う局面.....	4
第3	意思決定支援における後見人等の役割	
1	関連する基本原則の確認.....	5
2	意思決定支援のための環境整備（事前準備）.....	5
(1)	環境整備の必要性・目的.....	5
①	本人のエンパワメント.....	5
②	支援者側の共通認識・基本的姿勢.....	5
(2)	環境整備の手順、環境整備に対する後見人等の関与の仕方・役割..	6
(3)	本人と後見人等の信頼関係の構築.....	6
3	後見人等の関与する意思決定支援の具体的なプロセス（個別課題が生じ た後の対応）.....	7
(1)	本人にとって重大な影響を与えるような意思決定について.....	7
(2)	支援チームの編成と支援環境の調整.....	7
①	支援チームの編成.....	7
②	支援環境の調整・開催方法等の検討.....	8
(3)	本人への趣旨説明とミーティング参加のための準備.....	10
(4)	ミーティングの招集.....	10
(5)	本人を交えたミーティング.....	10
①	進行方法の工夫.....	10
②	意思形成支援におけるポイント.....	11
③	意思表示支援におけるポイント.....	12
(6)	意思が表明された場合.....	12
(7)	アセスメントシートへの記録.....	13

第4	意思決定や意思確認が困難とみられる局面における後見人等の役割	
1	関連する基本原則の確認.....	1 3
2	意思決定や意思確認が困難とみられる局面とは.....	1 3
3	意思決定能力アセスメントの方法.....	1 3
	(1) 意思決定能力アセスメント.....	1 3
	(2) アセスメントシートへの記録.....	1 4
4	本人の意思推定（意思と選好に基づく最善の解釈）アプローチ....	1 4
	(1) 基本的な考え方.....	1 4
	(2) 検討結果に基づく後見人等としての行動原則.....	1 5
	(3) アセスメントシートへの記録.....	1 5
第5	本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される局面等における後見人等の役割	
1	関連する基本原則の確認.....	1 6
2	本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じる場合等..	1 6
	(1) 基本的な考え方.....	1 6
	(2) 検討方法.....	1 6
	(3) 検討結果に基づく後見人等としての行動原則.....	1 7
	(4) アセスメントシートへの記録.....	1 7
第6	本人にとっての最善の利益に基づく代行決定	
1	関連する基本原則の確認.....	1 7
2	本ガイドラインにおける「最善の利益」に基づく代行決定.....	1 8
3	本人にとっての「最善」を検討するための方法.....	1 8
	(1) 最後の手段としての位置付け.....	1 8
	(2) 本人にとっての最善の利益を検討するための前提条件.....	1 8
	(3) 本人にとっての最善の利益を検討する際の協議事項.....	1 9
4	検討結果に基づく後見人等としての行動原則.....	2 0
5	アセスメントシートへの記録.....	2 1

第1 はじめに

1 ガイドライン策定の背景

2017年（平成29年）3月24日に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）では、成年後見制度の利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進めることが目標とされ、後見人等が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討が進められるべきであるとされている。

このような背景には、2000年（平成12年）の成年後見制度発足以来、財産保全の観点のみが重視され、本人の意思尊重の視点が十分でないなどの課題が指摘されてきたことがある。そのため、今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とする必要がある。

民法858条、876条の5第1項、876条の10第1項においても、後見人等が本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に配慮することが求められている。しかし、実務においては、本人の判断能力が低下していることを理由に、本人の意思や希望への配慮や支援者等との接触のないまま後見人等自身の価値観に基づき権限を行使するなどといった反省すべき実例があったことは否定できない¹。

後見人等を含め、本人に関わる支援者らが常に、「意思決定の中心に本人を置く」という本人中心主義を実現するためには、意思決定支援についての共通理解が必要である。そこで、意思決定支援を踏まえた後見事務についての理解が深まるよう、最高裁判所、厚生労働省、日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート及び日本社会福祉士会により構成される意思決定支援ワーキング・グループにおいて検討を重ね、成年後見制度の利用者の立場にある団体からのヒアリング等の結果を踏まえつつ、本ガイドラインを策定した。

本ガイドラインに記載されていることが意思決定支援の全てではないことは言うまでもなく、意思決定支援については他にも多数のガイドラインやテキストが存在するものの、本ガイドラインが、専門職後見人、親族後見人、市民後見人等のいずれにとっても、本人の意思決定支援を踏まえた後見事務を行う上で参考にされ、活用されることを期待するものであり、そのためには、今後、関係各団体等において、それぞれの後見人等の属性に合わせた普及・啓発方法が展開されることが望ましい。

また、本ガイドラインは意思決定支援を踏まえた後見事務の実現に向けた一つ

¹ 典型的には、本人が在宅での地域生活を希望しているのに十分な検討をせずに施設等の利用を支援者らが選択し、本人の保護という名目の下、本人に説得をしてしまう例などが挙げられる。

の出発点にすぎず、完成形ではない。認知症や精神障害、知的障害、発達障害等の内容や程度には個人差があるが、適切な意思決定支援は本人の権利擁護につながるものであることからすれば、今後、専門職団体における本ガイドラインに基づく意思決定支援の経験の蓄積を経て、本人の属性や特性に応じた更なる深化・発展が期待されるところである。

2 ガイドラインの趣旨・目的等

本ガイドラインは、専門職後見人はもとより、親族後見人や市民後見人を含めて、後見人、保佐人、補助人（以下「後見人等」という。）に就任した者が、意思決定支援を踏まえた後見事務、保佐事務、補助事務を適切に行うことができるように、また、中核機関や自治体の職員等の執務の参考²となるよう、後見人等に求められている役割の具体的なイメージ（通常行うことが期待されること、行うことが望ましいこと）を示すものである³。

なお、本ガイドラインには、意思決定支援及び代行決定の場面で使用できるアセスメントシートを5種類添付している（様式1～5）。後見人等がそれぞれのプロセスごとにアセスメントシートへの記録を行うことで、意思決定支援を踏まえた後見事務を適切に実践できているかを省みることができる⁴と考えられる⁴。

第2 基本的な考え方

1 本ガイドラインにおける意思決定支援の定義

意思決定支援とは、特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう。

本ガイドラインにおける意思決定支援は、本人の意思決定をプロセスとして支援するものであり、通常、そのプロセスは、本人が意思を形成することの支援（意思形成支援）と、本人が意思を表明することの支援（意思表明支援）を中心とする（なお、形成・表明された意思をどのように実現するかという意思実現支援は、本ガイドラインにいう意思決定支援には直接には含まれないが、後見人等による身上保護の一環として実践されることが期待される。）⁵。

² 後述のとおり、本ガイドラインはチームによる意思決定支援を前提とするものである。そのため、チーム形成やチームの連携に向けて中核機関がサポートを行う際や、中核機関、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等と後見人等を含めたチームが連携する際の参考として活用されることも期待される。

³ 後見監督人は直接、意思決定支援に関与する者ではないが、意思決定支援を踏まえた後見事務を監督する立場にあることからすれば、後見監督人においても意思決定支援について理解をしておくことが望ましい。

⁴ 既に実践において活用されている他のアセスメントシート等を使用することでも問題ない。

⁵ 意思実現支援としては、例えば、生活の本拠について検討する場面において、本ガイドラインのプロセスに沿

本ガイドラインにおける意思決定支援は、後見人等による「代行決定」とは明確に区別される。すなわち、①意思決定支援が尽くされても本人による意思決定や意思確認が困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる可能性が高い場合のいずれかにおいて、最後の手段として、後見人等が法定代理権に基づき本人に代わって行う決定（代行決定）とは区別されるものである。

2 本ガイドラインにおける意思決定能力の定義

意思決定能力⁶とは、支援を受けて自らの意思を自分で決定することのできる能力であるが、意思決定を行う場面では通常次の4つの要素が必要と考えられる。

- (1) 意思決定に必要な情報を理解すること（情報の理解）
- (2) 意思決定に必要な情報を記憶として保持すること（記憶保持）
- (3) 意思決定に必要な情報を選択肢の中で比べて考えることができること（比較検討）
- (4) 自分の意思決定を口頭又は手話その他の手段を用いて表現すること（意思の表現）

3 本ガイドラインにおける意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則

(1) 意思決定支援の基本原則

- 第1 全ての人は意思決定能力があることが推定される。
- 第2 本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。
- 第3 一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

(2) 代行決定への移行場面・代行決定の基本原則

- 第4 意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする⁷。

って意思形成支援・意思表明支援が行われた結果、自宅をリフォームした上で在宅での生活を継続する旨の本人意思が示されたのであれば、後見人等としては、身上保護活動の一環として、自宅のリフォームのための契約締結など必要な後見事務を適切に行うことが求められる。

⁶ 意思決定能力は法律で定められた概念ではなく、意思能力や行為能力とは異なるものである。本ガイドラインでは、意思決定能力は、あるかないかという二者択一的なものではなく、支援の有無や程度によって変動するものであるという考え方を採用している。

⁷ 成年後見人等の権限の広さや本人の生活に与える影響の大きさに鑑み、意思決定支援のプロセスを踏まえない

第5 ①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。

第6 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

第7 一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

4 後見人等として意思決定支援を行う局面

後見人等による意思決定支援は、飽くまで後見事務の一環として行われるものである以上、後見人等が直接関与して意思決定支援を行うことが求められる場面は、原則として、本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事実行為の場面⁸に限られる。

本人の特性を踏まえ、ケース・バイ・ケースで判断する必要があるが、一般的な例としては、①施設への入所契約など本人の居所に関する重要な決定を行う場合、②自宅の売却、高額な資産の売却等、法的に重要な決定をする場合、③特定の親族に対する贈与・経済的援助を行う場合など、直接的には本人のためとはいえない難しい支出をする場合などが挙げられる⁹。

ただし、それ以外の局面における意思決定支援に関しても、後見人等として、後記第3の2(2)に記載した関与が求められる¹⁰。

安易な推定に基づく法定代理権の行使・不行使を戒めるという趣旨から、本ガイドラインでは、意思推定を代行決定と捉え、濫用を防止するための慎重な検討を求めるという立場を採用している。

⁸ 一般的には日常的と評価される行為でも、本人にとっては日常的とは言えない場合もあり得る。そのような場面では、本人にとっての重要性に鑑みて、後見人等がその意思決定支援に関与することが求められていると考えられることから（例えば、これまで携帯電話やスマートフォンを所有していなかった本人が初めてこれらを購入することになったため、機種や料金プランを選択する場合など）、本ガイドラインでは、「本人にとっての影響の大小」を基準としている。

⁹ 「成人した本人の人生周期（ライフサイクル、ライフステージ）」においては本人にとっていくつかの重大な意思決定を求められる場面が考えられる（就職、転居、転職、サービスの契約と利用、入院、施設入所、相続等）。これらの課題は、本人からの相談や家族や支援者からの情報提供だけではなく、後見人等が本人の生活状況を確認することからも発見される。

¹⁰ 後見人等は医療行為に関する同意権は有していないが、医療の局面における後見人等の関与の在り方については、厚生労働省 2018 年度厚生労働行政推進調査事業費補助地域医療基盤開発推進研究事業「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（2019年5月）を参照されたい。

第3 意思決定支援における後見人等の役割

＊本項に対応するアセスメントシート：様式1

1 関連する基本原則の確認

- 第1 全ての人は意思決定能力があることが推定される。
- 第2 本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。
- 第3 一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

2 意思決定支援のための環境整備（事前準備）

(1) 環境整備の必要性・目的

後見人等が直接関わる意思決定支援の事務としては、本人に重大な影響を与える法律行為及びそれに付随する事実行為が主である。

しかしながら、そのような課題が生じてからいきなり意思決定支援をしようとしても容易ではなく、日頃から日常的な事柄について、本人が自ら意思決定をすることができるような支援がされ、そのような意思決定をした経験が蓄積されるという環境が整備されている必要がある。

① 本人のエンパワメント

特に、本人が自信を持って意思決定を行うことができるためには、本人の自尊心や達成感が日頃から満たされていることが重要である。

したがって、日常的に、本人が自ら意思決定を行う機会に接し、成功・失敗に至る過程を経ながら、「自らの意思決定が他者に尊重された」という経験を本人が得られるよう、後見人等も含めた本人に関わる支援者らが協力して支援をする（エンパワメント）環境が整備されることが求められる¹¹¹²。

② 支援者側の共通認識・基本的姿勢

本人の意思決定に向けた支援は、これを支援する者の態度や本人との信頼関係、立ち会う人との関係性や環境による影響を受ける。また、意思決定支援をする支援者側の共通理解が乏しい場合、本人の意思決定や意思表示を引き出す支援が十分に行われなかったり、本人の意思を都合よく解釈した事実上の代行決定が行われたりするおそれもある。さらに、職業倫理や価値観の

¹¹ 従前、本人が自ら意思決定をしたという経験の少ない人については、日常生活において何を食べるか、今日何を着るかなどの身近な決定を支援者らの支援によって繰り返すことにより、自身の意思を尊重される体験を積むことができ、自信を持って意思を表明することができるようになる。

¹² 本人がエンパワメントを受けて変化した結果、支援者らがそのような本人の姿に感化され、支援活動に一層前向きになることもある。

違いから、本人と支援者間、支援者相互の対立を招くことも懸念される¹³。

したがって、意思決定支援を行うに際しては、後見人等を含めた本人に関わる各支援者が、本人の意思決定を尊重する基本的姿勢を身につけておく必要がある。そこで、本ガイドラインないし関連する他の意思決定支援ガイドライン¹⁴をあらかじめ読み合わせておく、又は研修等に参加するなど、意思決定支援を行うに当たっての共通認識を得ておくことも重要である。

(2) 環境整備の手順、環境整備に対する後見人等の関与の仕方・役割

後見人等が就任した時点では、既に本人は、親族や介護サービス、障害者福祉サービス事業者のスタッフや医療従事者等による支援を受けていることが多い（潜在的なチームの存在）。後見人等としては、本人が日常生活を送るに当たって、これらの支援者によって、本人の意思決定が適切に支援され、表明された意思が十分に尊重されているかどうかを把握しつつ、以下の点に留意して活動を進める必要がある。

＜留意するポイント＞

- ▶ 後見人等に就任した後、なるべく早期に本人や支援者らと接触すること¹⁵
- ▶ 本人の状況や支援状況を把握し、支援者らの輪に参加すること
- ▶ 本人の意思が周囲の支援者らから十分に尊重されていないとみられる場合には、環境の改善を試みる

特に専門職後見人の場合は、選任された時点では本人に関する情報量が親族や介護サービス事業者と比べて圧倒的に少ないことを自覚し、意識的に本人と話をしたり、本人のことを知ろうと努めることが重要である。

なお、意思決定を支援するチームが編成されていないような場合や、チームの編成を変更する必要があるような場合には、地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センター、発達障害者支援センターがチーム支援の起点となるよう、中核機関のサポートを受けながら働きかけを行うことが望ましい。

(3) 本人と後見人等の信頼関係の構築

後見人等としては、本人と定期的な面談、日常生活の観察や支援者らからの

¹³ 他方で、それぞれの立場や考え方が異なることを認識し、多角的な視点から検討することによって本人の多面的な生活を支援することができるという認識を持つことが重要である。

¹⁴ 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（2017年3月）、厚生労働省医政局地域医療計画課「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（2018年3月）、厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（2018年6月）、厚生労働省2018年度厚生労働行政推進調査事業費補助地域医療基盤開発推進研究事業「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（2019年5月）。

¹⁵ 本人との信頼関係が構築されていない段階では、本人から直接得られる情報は限定的になりがちであるため、親族等の周囲の支援者らからの情報収集に努めることが有益な場合も多い。

情報収集、生活歴の把握等を通じて積極的にコミュニケーションを図ることにより、本人が安心して自分の意思を伝えることができ、後見人等とともに意思決定支援のプロセスに参加することに意欲を持つことができるような信頼関係を構築しておくことも重要と考えられる。後見人等が本人にとってどのような存在であるのかを本人自身に正しく認識してもらうことにより、本人としても安心して支援を受けることができるようになるはずである。

3 後見人等の関与する意思決定支援の具体的なプロセス（個別課題が生じた後の対応）

(1) 本人にとって重大な影響を与えるような意思決定について

本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随する事実行為に関して意思決定を行う場面において、後見人等に求められるのは、本人の意思決定のプロセスを丁寧に踏むという意識及びそのプロセスに積極的に関わるということである。具体的には、後見人等は、基本的に以下の場面で一定の重要な役割を担うことになる。

① 支援チームの編成と支援環境の調整

② 本人を交えたミーティング

もっとも、本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随する事実行為に関して意思決定を行う場合においても、本人の意思が明らかであり、支援者においても本人の意思に沿うことで異論がないような場合には、本ガイドラインのプロセスを必ずしも全て経る必要があるわけではない。

(2) 支援チームの編成と支援環境の調整

① 支援チームの編成

支援チームの編成は、本来は福祉関係者において責任を持って行うことが想定された事柄ではあるが、後見人等も、日頃から本人の意思決定支援のための環境整備がなされていることを前提に、ミーティング主催者とともに意思決定を支援するメンバーの選定に主体性を持って関わっていくことが望ましい。

一般的には、親族、介護支援専門員、相談支援専門員、施設長・施設ケアマネジャー等相談支援専門職・相談員、地域包括支援センター等行政機関の担当者、主治医・看護師・臨床心理士、医療ソーシャルワーカー・精神保健福祉士などが支援メンバー候補者であるが、これらの者に限るわけではなく、本人が希望する場合には、本人が信頼する友人やボランティア、当事者団体のメンバーなどが加わることもあり得る。第三者的な立場のメンバーが加わることで、支援者らが無意識のうちに自分達の価値観に基づきプロセスを進

めることを防ぐという効果も期待される。本人の思いや意思が反映されやすいチームとすることを意識しつつ、課題に応じて適切なメンバーを選ぶことが重要である¹⁶。

基本的には、本人との日常のコミュニケーションの方法をよく知る者、専門的見地から発言ができる者、その課題について本人に適切な選択肢を示すことができる者などがバランス良くメンバーに加わることが望ましい。メンバーには、本人の意思が明確に表明されない場合であっても本人の意思自体は存在するということを十分に理解し、その意思を汲もうとする姿勢が求められる。

一方で、当該事案において本人と利害が明らかに対立する者、本人の意思決定に不当な影響を与える可能性のある者の参加は好ましくなく、慎重な判断が求められる。

② 支援環境の調整・開催方法等の検討

本人を交えたミーティングに先立ち、支援チームのメンバー間において、ミーティングの趣旨やミーティングにおける留意点をお互いに理解するように努め、また本人にとってどのような形でミーティングを開催するのが適切であるかを、以下の点に留意して慎重に検討することが望ましい。

チームが機能しているような場合、後見人等は、コーディネーターとして振る舞う必要はなく、以下の留意事項も踏まえ、他の支援者らが本人の意思や特性を尊重しながら適切に準備を進めているのかをチェックし、問題がある場合には改善を促すという形での関与をしていくことが求められる¹⁷。また、後見人等のみならず、他の支援者においても、意思決定支援が適切なプロセスをたどっているかについて、相互にチェックし合うような環境が整備できると更に望ましい。他方で、後見人等は、他の支援者らとは異なり、最終的な決定権限（法定代理権）を有しているが、自分の価値観が最終的な決定に影響しないよう、意思決定支援の準備につき他の支援者らの意向を尊重するという意識を持つことも重要である。

これに対し、チームがうまく機能していないような場合には、後見人等は、中核機関等からの支援を受けて他の支援者らに働きかけを行い、支援者らの意識の改善を図った上で検討を進めたり、チームの再編成を試みたり（上記2(2)参照）するなど、支援環境の調整段階から主体的に関与することが望ましい。

¹⁶ 毎回、メンバー全員が形式的に集まる必要はない。

¹⁷ 支援環境の調整段階で他の支援者らが中心となって検討を行うことも少なくなく、後見人等が必ずしも検討の場に常に同席を求められるとは限らない。

<ミーティング開催に当たっての留意事項>

- ▶ 本人は、いつ、どこで、どのような方法であれば安心して参加できるか。また、誰に意思決定支援のチームに参加してほしいか。

本人の特性・生活スタイルから避けた方がよい時間帯がないか、本人が一番安心して意思を表明できる場所はどこか、本人が安心して話をすることができる支援者が誰かにについて十分に配慮すべきである。

必ずしも「ケース検討会議」のような場面がいつも適切とは限らず、たとえば本人との少人数でのミーティングを行い本人の意思を十分に引き出した上で、本人意思の確認・共有のために支援メンバーが揃う場を設けるなど、段階的にミーティングを行っていくことが望ましいケースもあり得る。

- ▶ 本人は、どのようなコミュニケーションの方法を望んでいるか。また、本人の意思決定を支援するために必要な調整・コミュニケーション手段について意識されているか。

本人がミーティングにおいて適切に意思形成・表明ができるよう、本人が意思決定を行う場合の課題を整理し（関連する情報の理解・記憶・比較・表現等の各要素に留意して）、支援者らが本人の意思の形成を促し、引き出していくための手段を検討する¹⁸。

また、本人が課題を理解し、自分なりの意思決定を行うためには、ミーティングの進行における工夫や本人の特性に合わせたコミュニケーションスキル（意思疎通の技術）が必要である。そのため、誰が進行役（ファシリテーター）を務め、本人との意思疎通を誰がどのように図り、本人が実質的にミーティングに参加できるようにどのように工夫するか等、支援チーム全体で予め検討しておくべきである。

- ▶ 意思決定支援に関するミーティングであることが参加者により理解されているかどうか。

ミーティングの呼びかけ方によっては、参加者が会議の趣旨について抱くイメージが変容してしまう危険性がある。支援者らの価値観に基づく結論が先にありき（いわゆる「落としどころ」を決めて臨む）での本人を説得するために集まる場では決してないことを予め留意事項として認識させることが重要である。

- ▶ ミーティングにおけるメンバーの役割やルールが参加者により理解され

¹⁸ 例えば、本人の状況によっては、支援メンバーの些細な言葉や態度に敏感に反応し、影響されることもあり得るため、何気ない感想やコメント（例えば「〇〇だと大変そうだね」という言葉で当該選択肢は避けるべきと考えてしまう）にも気を遣う必要があるかもしれない。また、質問の仕方によっては、本人へのプレッシャーになることもあるかもしれない（例えば「どうして〇〇しないの?」「〇〇したいと思わない?」など）。さらに、本人の意思疎通手段が限られている場合には、本人にとって最も意思が表出しやすいコミュニケーション手段が何かを考え、適切な通訳者の確保、タブレット端末、絵カード、写真等の準備等が必要になるかもしれない。

ているか。

ミーティングの参加者がすることは「本人の意見、考えを引き出す」こと、「支援者らの価値観を押し付けない」ことであり、避けなければならないことは参加者が望ましいと考えることを押しついたり、その方向に誘導・説得したりしないこと、本人の話を頭ごなしに否定・批判をしないことである。

なお、検討のための手段としては、支援チームのメンバーが直接会って事前の打合せをするほか、電話、メール、ファックス等で確認・意見交換するなど、支援チームの構成や従来の支援実績、対象となる課題、本人の状況等により、その方法は様々であってよい。

(3) 本人への趣旨説明とミーティング参加のための準備

支援チームのメンバー、環境整備、開催方法を検討していく過程において、本人が信頼している意思決定支援のキーパーソンによって、本人にあらかじめミーティングの趣旨を説明しておくことが必要である。たとえば、支援メンバーの情報やミーティングの予定日時、場所のほか、自分で自分のことを決めていくことが大切であること、意思を決めていくためにメンバーができる限り協力すること、本人の意思を尊重し、受け止めてくれるメンバーがいるので安心して意見を述べてよいことなどを丁寧に説明する。その際、本人としては、課題についての自分の思いを聞いてもらうことが会議に向けた心の準備になることもあるため、本人が何か課題について思いを伝えようとしている場合には、本人の話に耳を傾けることも重要である^{19,20}。

(4) ミーティングの招集

進行管理に責任を持つ者において、関係者を招集する。その際、必要な資料の準備も行う²¹。

(5) 本人を交えたミーティング

① 進行方法の工夫

ミーティングでは、主催者等（後見人等が兼ねることもある）は、事前の環境調整を踏まえて設定されたテーマ及びミーティングのルールに沿って

¹⁹ この確認に当たっては、例えば、本人が「はい」等と了解するような言葉を述べていても、本人の表情や動作等を観察しながら本人の意思を確認することが望ましい場合もある。

²⁰ 支援メンバーを通じて本人の思いを聞き出し、後見人等に伝えてもらうこともあり得る。

²¹ 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（2017年3月）、厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（2018年6月）等参照。

以下②・③の支援プロセスが展開されているかに注意しながら、会議を適切に進行する必要がある。ミーティングは必ずしも1回とは限らず、複数回開催したり²²、本人の意思形成の状況によっては、その間に見学や体験を導入したりすることが有効な場合もある。

事前の環境調整で確認したことなどを踏まえ、本人の置かれている状況を、本人の特性を踏まえつつ分かりやすく説明するとともに、課題となる意思決定事項に関連する本人の意思や考えを引き出すことができるよう最大限努力する。

加えて、本人の意思や考えを踏まえつつ、現在の本人が採り得る選択肢を分かりやすく示す。選択肢については、それぞれのメリット・デメリットなどを説明する必要がある場合もあるが、その際には、殊更誘導や本人の選択を意図的に狭めるような説明、プレッシャーを与える言動のないよう配慮する必要がある。説明方法は、言葉によるものに限らず、タブレット端末、パンフレット、写真、絵カード等の視覚的な資料を用いるなどの工夫も考えられる。

このような本人の意思形成支援を行った上で、他者の不当な影響が及ばない状態において、本人が自らの意思を表明できるよう支援する。適切なコミュニケーション手段の選択はもちろん、表明を直接受け取る支援者、場所、時間、雰囲気などにも配慮すべきである。

後見人等は、本人の権利擁護者として、本人が意思決定の主体として実質的にミーティングに参加できるよう、本人のペースに合わせた進行を主催者・参加者に促していくことが期待される。ただし、後見人等だけで一連の意思決定支援を全て提供できるものではないため、主催者、参加者と適宜役割分担をし、以下のポイントに留意しながら、チーム全体として意思決定支援のプロセスを展開できるようにすることが大切である。

② 意思形成支援におけるポイント

- ☐ 支援者らの価値判断が先行していないか？
 - ▶ 判断の前に本人の希望に着目し、できる限り「開かれた質問」²³で尋ねる。
- ☐ 本人の「理解」と支援者らの「理解」に相違はないか？
 - ▶ 本人に説明してもらおう。同じ趣旨の質問を、時間をおいて、違う角度から行ってみる。
 - ▶ 説明された内容を忘れてしまうことがあるため、その都度説明する。

²² 本人の反応や意見次第では、支援チームのメンバーや開催方法等を再検討することも考えられる。

²³ 「開かれた質問」とは、「はい」「いいえ」では答えられない自由な答えを求める質問のこと。「どうして?」「どんな点が?」など。

- ▶ 本人に体験してもらうことによって本人の理解を深める。
- 選択肢を提示する際の工夫ができていますか？
 - ▶ 比較のポイント、重要なポイントを分かりやすく示す。
 - ▶ 文字にする。図や表を使う。ホワイトボードなども活用する。
- 他者からの「不当な影響」はないか？

③ 意思表示支援におけるポイント

- 決断を迫るあまり、本人を焦らせていないか？
 - ▶ 時間をかけてコミュニケーションを取る。
 - ▶ 重要な意思決定の場合には、時間をおいて、再度、意思を確認する。
 - ▶ 時間の経過や置かれた状況、同席者の影響によって意思は変わり得ることを許容する。
 - ▶ 本人の意思決定を強いるものではない（本人がむしろ支援者らに判断を任せたいという意味を持つこともあり得る。）。
- 本人の表明した意思が、これまでの本人の生活歴や価値観等から見て整合性があるか？
 - ▶ これまでと異なる判断の場合には、より慎重に本人の意思を吟味する。
 - ▶ 表面上の言葉にとらわれず、本人の心からの希望を探究する。
- 意思を表明しにくい要因や他者からの「不当な影響」はないか？
 - ▶ 支援者らの態度、人的・物的環境に配慮する。時には、いつものメンバーとは異なる支援者が意思を確認してみることも必要。

(6) 意思が表明された場合

第1原則において、全ての人は意思決定能力があることが推定されている。

したがって、本人及び支援者らにおいて意思決定能力について特段疑問を持たない限り、後見人等は、本人の意思決定に沿った支援を展開することが通常である（なお、意思実現支援は本ガイドラインにおける意思決定支援には直接含まれないものの、後見人等としては、身上保護の一環として、後見人等が本人の意思の実現に向けて適切に行動することが期待される。）。

もっとも、表明された意思が本人の意思であるかは慎重に確認する必要がある、支援者らによる意思決定支援が適切にされていないおそれがある場合²⁴や、本人の表明された意思に関し、支援者らの評価・解釈に齟齬や対立がみられる場合には、再度意思決定支援を行う必要がある。

また、本人の意思に揺らぎがみられるような場合には、一旦本人が意思を表

²⁴ 例えば、過剰な誘導や、周りの思惑に基づき本人を説得するようなアプローチを繰り返し、本人が「同意」せざるを得ないような状況に追い込んだ上で、それが本人の意思決定と取り扱われているような場面などが考えられる。

明した場合であっても、直ちにその実現に移るのではなく、一定期間見守り、表明された意思が最終的なものであるかを確認する必要がある。

(7) アセスメントシートへの記録

後見人等は、(1)～(6)における意思決定支援のプロセスについて、アセスメントシート様式1に随時記録する。

第4 意思決定や意思確認が困難とみられる局面における後見人等の役割

＊本項に対応するアセスメントシート：様式2・様式3

1 関連する基本原則の確認

第2 本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。

第4 意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする。

2 意思決定や意思確認が困難とみられる局面とは

特定の意思決定について、意思決定支援を尽くしたにもかかわらず、本人の意思や意向を把握することが困難であり（本人とのコミュニケーションが困難である場合や、本人の意思の揺らぎが大きい場合など）、かつ、法的保護の観点から決定を先延ばしにすることができない場合もある。その場合には、下記3のとおり、本人の意思決定能力のアセスメント（評価）を行った上で、意思決定をすることが困難であると判断された場合には、代行決定のプロセスに移行することになる。

なお、決定を先延ばしにすることができる場合には、改めて意思決定支援を行うことになる。

3 意思決定能力アセスメントの方法

(1) 意思決定能力アセスメント

本ガイドラインにおける意思決定能力の定義からすれば（第2の2）、意思決定能力アセスメントは、本人が独力で特定の意思決定ができるか否かを評価するものではなく、支援者ら自身が意思決定支援を尽くしたにもかかわらず、意思決定を行う場面で通常必要と考えられる4要素につき満たされないものがあるかを評価することとなる。

理解	：与えられた情報を理解する力
	▶ 支援者側が実践上可能な工夫・努力を尽くしたにもかかわらず、本人が意思決定に関連する情報を理解することができなかったかを評価する。
記憶保持	：決定するためにその情報を十分に保持する力
	▶ 支援者側が実践上可能な工夫・努力を尽くしたにもかかわらず、本人が情報を必要な時間、頭の中に保持することができなかったかを評価する。
比較検討	：決定するためにその情報を検討する力
	▶ 支援者側が実践上可能な工夫・努力を尽くしたにもかかわらず、本人がその情報に基づく選択肢を比較検討することができなかったかを評価する。
表現	：決定について他者に伝える力
	▶ 支援者側が実践上可能な工夫・努力を尽くしたにもかかわらず、本人が意思決定の内容を他者に伝えることができなかったかを評価する。

ここで重要なことは、意思決定能力は、あるかないかという二者択一的なものではなく、支援の有無や程度によって変動するものであることから²⁵、本人に意思決定能力がないと決めつけることなく、4要素を満たすことができるように、後見人等を含めたチーム全体で支援をすることが必要であるということである。

このように、意思決定能力アセスメントは本人の能力の有無のみを判定するアプローチではなく、支援を尽くしたといえるかどうかについても、チーム内で適切に検討することが求められる。

(2) アセスメントシートへの記録

意思決定能力アセスメントの検討プロセスについては、アセスメントシート様式2に記録する。

4 本人の意思推定（意思と選好に基づく最善の解釈）アプローチ

(1) 基本的な考え方

意思決定能力アセスメントを実施した結果、本人の意思決定や意思確認が、その時点ではどうしても困難と評価された場合、代行決定が検討されることになる。もっとも、その場合であっても、後見人等が直ちに自らの価値

²⁵ 意思決定能力に関する基本的な考え方については、厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（2018年6月）4頁脚注 ix を参照

判断に従って何が本人にとって最善であるかを決定することは避けるべきである。後見人等を含めた支援チームが集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら本人の意思及び選好を推定することを試みる必要がある²⁶。

すなわち、本人が自ら意思決定をすることができたとすれば、本人はどのような意思決定をしていたのかをまずは推定する必要がある。

収集された事実については、一見すると矛盾していたり、古すぎる情報、又聞き情報といったものも存在したりするため、信頼できる情報を適切に選別していく必要もある。さらに整理された事実に基づいて、本人の意思や価値観を合理的に推定していくために関係者による評価が行われる。後見人等は、本人の権利擁護の代弁者であるという意識を持ち、十分な根拠に基づいて本人の意思推定が行われているか、関係者による恣意的な本人の意思推定が行われていないかどうか等を注視していくことが求められる。

このような整理や評価は、単独で行うことは通常困難であり、意思決定支援の場面で構築されたチームを活用し、複合的な視点から検討する必要がある。意思推定は、本人に意思決定能力があればどのような決断をしていたのかを第三者が推定し、判断するものである。支援チームがいかに努力したとしても本人の意思そのものとは異なって解釈される可能性があることから、慎重な取扱いが求められる。

(2) 検討結果に基づく後見人等としての行動原則

ミーティングの結果、本人の意思が推定できる場合には、第5原則「本人にとって見過ごすことのできない重大な影響」に該当しない限り、後見人等も含めた支援者らは、本人の信条・価値観・選好に基づいて支援を展開することとなる。

他方、意思推定すら困難な場面では、第5原則及び第6原則に沿って行動することが検討される（最善の利益に基づくアプローチ。第5参照）。

(3) アセスメントシートへの記録

後見人等は、上記4(1)の本人の意思推定に基づく代行決定の検討プロセスについて、アセスメントシート様式3に記録する。

²⁶ 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（2017年3月）参照。

第5 本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される局面等における後見人等の役割

＊本項に対応するアセスメントシート：様式4

1 関連する基本原則の確認

第3 一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

第5 ①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合等には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。

第6 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

2 本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じる場合等

(1) 基本的な考え方

意思決定支援の結果として、本人が意思を示した場合や、第4のプロセスを踏むことにより本人の意思が推定できた場合であっても、その意思をそのまま実現させてしまうと、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じるような場合がある。その場合、当該意思をそのまま実現することは適切ではないため、法的保護の観点から、「最善の利益」に基づいた代行決定を行うことが許容される。

また、本人の意思を実現すると、権利侵害を第三者に生じさせるような場面においても、個別具体的な事情に応じて、「最善の利益」に基づく代行決定を検討すべき場合がある。

(2) 検討方法

「重大な影響」といえるかどうかについては、以下の要素から判断する。

- ① 本人が他に採り得る選択肢と比較して、明らかに本人にとって不利益な選択肢といえるか
- ② 一旦発生してしまえば、回復困難なほど重大な影響を生ずるといえるか
- ③ その発生の可能性に確実性があるか

例として、自宅での生活では本人が基本的な日常生活すら維持できない場合や、本人が現在有する財産の処分の結果、基本的な日常生活すら維持できないような場合が挙げられる。

意思推定の場面と同様、このような整理や評価は、単独で行うことは通常

困難であり、意思決定支援の場面で構築されたチームを活用し、複合的な視点から、明確な根拠を示して検討する必要がある。

(3) 検討結果に基づく後見人等としての行動原則

ミーティングを踏まえて、「本人にとって見過ごすことができない重大な影響」が発生する可能性が高いと評価される場合等には、後見人等は、本人が示した意思決定（推定意思の場合には、本人に意思決定能力があれば示したであろう意思決定）であったとしても、法的保護の観点から、同意しない（同意権・代理権の不行使）又は本人の示した意思とは異なる形での代行決定（代理権、取消権の行使）を行うことがある²⁷。

他方、第三者からみれば必ずしも合理的でない意思決定であったとしても、「本人にとって見過ごすことができない重大な影響」が発生する可能性が高いとまでは評価できない場合には、本人なりの価値判断に基づく意思決定であることを踏まえ、後見人等も含めた支援者らは、本人の信条・価値観・選好に基づいて支援を展開することが期待される。

(4) アセスメントシートへの記録

後見人等は、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じるかどうかの検討プロセスについて、アセスメントシート様式4に記録する。

第6 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定

＊本項に対応するアセスメントシート：様式5

1 関連する基本原則の確認

第5 ①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。

第6 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

第7 一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

²⁷ この場合、本人の意思とは異なる結果を招くことになるため、それによって本人に生じる負担等に対し、継続的な支援が必要となり得ることに留意する必要がある。

2 本ガイドラインにおける「最善の利益」に基づく代行決定

これまで述べてきたとおり、①意思決定支援を尽くしても本人の意思が明確ではなく、かつ、本人の意思を推定することさえできない場合や、②本人が表明した意思や推定される本人の意思を実現すると本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じてしまう場合には、後見人等は、「最善の利益」に基づく代行決定を行うことになる。

本ガイドラインで採用されている最善の利益は「本人にとっての最善の利益」、すなわち、本人の意向・感情・価値観を最大限尊重することを前提に他の要素も考慮するという考え方である。この点、「自分ならこうする。この方が本人のためだ。この人はこういうふうに行動すべきだ。」と、第三者の価値観で決めるという客観的・社会的利益を重視した考え方は採用していないことに注意が必要である。

3 本人にとっての「最善」を検討するための方法

(1) 最後の手段としての位置付け

本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、意思推定の場面とは異なり、本人の意思よりも他者の判断が優越し得る場合がある（本人の意思や推定意思とは異なる他者決定があり得る）ということに留意する必要がある。したがって、使い方を誤るとかえって本人の自己決定権の侵害となる可能性もあるため、最後の手段として慎重に検討されるべきものである。

特に後見人等としては、付与された代理権、取消権をどのように行使すべきかを検討する上で、第6原則を踏まえて、下記(2)のように検討すべきである。

(2) 本人にとっての最善の利益を検討するための前提条件

- ☐ 意思決定能力アセスメントが実施されているか？当該意思決定について、意思決定支援が尽くされているか否かを吟味する過程があったか？
- ☐ その結果、意思決定支援の限界場面と評価できるか？
 - ▶ 意思決定支援が尽くされたにもかかわらず、本人の意思決定や意思確認がどうしても困難であり、かつ、意思推定すら困難といえるか？
 - ▶ 本人にとって見過ごすことができない重大な影響に該当するといえるか？
- ☐ これ以上決定を先延ばしできない場面と評価できるか？
 - ▶ 意思決定をしないこと（思うようにさせておくこと）もまた決定であり、行動しないことが本人に与える結果についても念頭におく必要がある。
- ☐ 後見人等による代行決定が及ぶ意思決定か？
後見人等が代行決定することができない意思決定（身分関係の変動、身体へ

の侵襲を伴う医療に関する意思決定等）には当たらないことの確認が必要である。

また、他の法律による介入が必要と判断される場合（例えば虐待防止法における「やむを得ない事由による措置」の発動など）には、所管する関係機関に対して会議への同席を求めることも検討する。

- 課題とされている意思決定に関与する本人の支援者らから、本人の選好・価値観その他本人にとって重要な情報が十分に得られているか？
- 本人が最善の利益の検討過程に参加・関与できる機会が考慮されているか？

後見人等は、本人にとっての最善の利益の判断に至る過程が適切に議論されているかどうかを確認する必要があるが、このような議論の整理や評価は、後見人等や支援者らが単独で行うことは通常困難である。

したがって、緊急判断が求められる場面でない限り、意思決定支援の場面で構築されたチームを活用し、複合的な視点から検討する必要があるが、その際には、無意識のうちに支援のしやすさを優先していないか、最初から結論を決めており、代行決定を後付けの根拠としようとしていないかといった点に注意しなければならない。

(3) 本人にとっての最善の利益を検討する際の協議事項²⁸

- ① 本人の立場に立って考えられるメリット、デメリット（本人の主観的利益・損失を含む）を可能な限り挙げた上で、比較検討する。表（バランスシート）に記録することが望ましい。
- ② 相反する選択肢の両立可能性があるかどうかを検討する。
二者択一の選択が求められる場合においても、一見相反する選択肢を両立させることができないか考える。
- ③ 本人にとっての最善の利益を実現するに当たり、本人の自由の制約が可能な限り最小化できるような選択肢はどれかを検討する。

例えば、住まいの場を選択する場合、選択可能な中から、本人にとって自由の制限がより少ない方を選択する。また、本人の生命又は身体の安全を守るために、本人の最善の利益の観点からやむを得ず行動の自由を制限しなくてはならない場合は、行動の自由を制限するより他に選択肢がないか、制限せざるを得ない場合でも、その程度がより少なくて済むような方法が他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。その場合、本人が理解できるように説明し、本人の納得と同意が得られるように、最大限の努力をする

²⁸ 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（2017年3月）参照。

ことが求められる。

4 検討結果に基づく後見人等としての行動原則

後見人等は、最善の利益に関する協議結果を踏まえて、与えられた裁量・権限の範囲において、代行決定を行う。

最善の利益に関する協議が、後見人等及び関連する支援者らにおいて真摯に行われることによって、当該代行決定が合理的かつ適切な情報に基づいて行われたことが推定される。将来的には、後見人等による権限行使・不行使が適切であったことを担保するための根拠資料となることも想定される。

重要なことは、第1原則である。特定の意思決定についてこれ以上先延ばしができない場面において、後見人等による代行決定がされたとしても、将来にわたり本人が当該意思決定をすることができないと評価されることはないし、ましてやそれ以外の意思決定を行う能力がないと評価されることもない。なぜならば、意思決定能力アセスメントや代行決定は、意思決定をする・しないとといった判断が迫られている限定的な場面の中で行われる本人の意思決定プロセスに対するその場限りの介入であり、異なる時点・場面においては、同じ意思決定に関する課題に対しても、本人（及び支援者らの意思決定支援力の総体として）の意思決定能力は変化し得るからである。

例えば、生命・身体の具体的危機に直面しているセルフ・ネグレクト状態に置かれた本人に対する介入の場面では、本人の意思決定支援を十分に行う余裕がない中で検討が進み、限られた時間の中での支援では本人自身の意思決定・意思確認がどうしても困難、又は意思が推定できても「見過ごすことのできない重大な影響」が既に発生している場面として評価され、自宅から施設へ本人の住まいの変更に関する諸契約について、後見人等が代行決定せざるを得ない場面も考えられる。

しかし、一旦本人が安全な環境に置かれ、意思決定支援を行う時間的余裕が確保でき、再び意思決定支援のプロセスを丁寧に経ることが可能となった段階においては、本人の住まいや生活に関わる意思決定を本人自身が行うことのできる可能性も十分考えられる。本人の自由の制約を可能な限り最小化する観点からも、一旦代行決定がなされたからといって、本人が今後意思決定することのできる機会を取り上げるのではなく、再編成された意思決定支援チームによって、本人による意思決定の機会が最大限提供され、本人自身の意向・身上・価値観を踏まえた今後の住まいや生活を可能な限り保障していくことが求められる。

したがって、再び何らかの意思決定が課題となる場面が生じた場合には、改めて意思決定支援のプロセスに立ち戻って支援が展開される必要がある。

5 アセスメントシートへの記録

後見人等は、本人にとっての最善の利益に基づく代行決定の検討プロセスについて、アセスメントシート様式5に記録する。

以上

意思決定支援ワーキング・グループ 参加者一覧

最高裁判所

家庭局第二課長	木 村 匡 彦
家庭局付	小 田 誉太郎
家庭局第二課家事手続第三係専門職	浅 岡 彩

厚生労働省

社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室

室長	松 崎 俊 久
室長補佐	渡 邊 英 介
室長補佐	上 辻 暁 久
成年後見制度利用促進専門官	川 端 伸 子
主査	安 藤 亨

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉部地域生活支援推進室

虐待防止専門官	片 桐 公 彦
相談支援係長	池 沼 憲 一
係員	布 野 晃 平

老健局認知症施策・地域介護推進課

課長補佐	南 恵 理
係員	加 藤 わか葉
係員	小 幡 俊 輔

日本弁護士連合会

日弁連高齢者・障害者権利支援センター

センター長	青 木 佳 史
事務局次長	亀 井 真 紀
委員	水 島 俊 彦

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

専務理事	西 川 浩 之
常任理事	中 村 栄 一
常任理事	安 井 祐 子

公益社団法人 日本社会福祉士会

理事・後見委員会委員長・

意思決定支援プロジェクト委員長	星 野 美 子
後見委員会委員・意思決定支援プロジェクト委員	大 輪 典 子
後見委員会委員	大 川 浩 平

第二期成年後見制度利用促進基本計画に関する連続学習会の開催実績

(2022年7月～2024年8月)

	テーマ	概要
第1回	これからの成年後見制度の在り方とは～必要なときだけ使えないの？～	「必要性・補充性の原則」を取り上げ、制度を必要なとき、必要な期間、必要な範囲に限定して利用できないのか、という課題について検討した。
第2回	後見・保佐・補助の区別は要るの？～必要なとき、必要なことだけに使える後見制度の姿とは～	「必要性・補充性の原則」を実際に導入する際の制度のあり方として、現行制度の3類型の一元化や有期制の導入について検討した。
第3回	任意後見制度～もっと使いやすくできないの？～	成年後見制度の中でも、利用・普及が進んでいない「任意後見制度」をテーマに開催した。
第4回	提案！「意思決定支援法」	障害者権利条約で求められている意思決定支援の原則を踏まえて成年後見制度を抜本的に改正する場合の制度の在り方について提案した。具体的には、当連合会の第58回人権擁護大会シンポジウム基調報告書で取りまとめた「意思決定支援制度大綱」を基に、その後、検討を重ねている「意思決定支援法（案）」の検討状況をお示しし、意見交換を行った。
第5回	持続可能な権利擁護支援モデル事業の現状と課題 豊田市の実践から考える	成年後見制度以外の総合的な権利擁護支援策として、先駆的な実践（簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組）をモデル事業として行っている愛知県豊田市の状況を伺い、その課題等について意見交換を行った。
第6回	地域福祉における総合的権利擁護支援策の展望と課題	持続可能な権利擁護支援モデル事業の簡易な金銭管理等を通じ地域生活における意思決定を支援する取組の実践例から見えてきた課題を含め、成年後見制度等の見直しを行う民法等の改正と共に柱となっていく総合的な権利擁護支援策について、課題とその展望を広く取り上げた。

第7回	適切な選任と交代—候補者の受任調整の工夫—	成年後見制度等の見直しにおけるテーマの一つである後見人等の適切な選任や交代へ向けた候補者を検討・選定する仕組みについて取り上げた。中核機関や専門職団体の取組状況も地域ごとに異なっており、議論の前提となる状況も地域ごとに異なっている。各専門職団体や地域の実情を踏まえて、今後の課題や先進的な取組事例を検討した。また、日弁連が実施した全国における受任調整等に関するアンケートの分析結果を報告した。
-----	-----------------------	---